

# 賠償責任保険

事業用

## ご契約のしおり (普通保険約款・特約集)

- ▶ 弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、弊社代理店とご締結いただいて有効に成立しましたご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。
- ▶ 弊社代理店には、告知受領権があります。お客さまが正しい告知をされなかった場合には保険金をお支払いできなくなることや、ご契約が解除または失効となる場合がありますので、ありのままを告知してください。
- ▶ ご契約内容等についてご不明な点、お気づきの点がございましたらご遠慮なく取扱代理店または弊社にお問い合わせください。
- ▶ 普通保険約款は全てのご契約に適用され、ご契約の種類・内容に応じてその他の特別約款・特約が適用されます。
- ▶ ご契約者と被保険者（保険の補償を受けられる方）が異なる場合は、本普通保険約款および特約について被保険者の方にもご説明いただきますようお願い申し上げます。

この島の損保。



大同火災海上保険株式会社



# 目 次

## I 契約締結前におけるご確認事項

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 1. 商品の仕組み               | 1 |
| (1) 商品の仕組み              | 1 |
| (2) 被保険者                | 1 |
| 2. 補償内容                 | 1 |
| (1) 保険金をお支払いする主な場合      | 1 |
| (2) お支払いする保険金           | 1 |
| (3) 保険金をお支払いしない主な場合     | 2 |
| (4) 主な特約の概要             | 2 |
| (5) 主な特別約款とその補償内容       | 3 |
| (6) 引受条件（支払限度額・免責金額の設定） | 5 |
| (7) 保険適用地域              | 5 |
| (8) 保険期間及び補償の開始・終了時期    | 5 |
| 3. 保険料の決定の仕組みと払込方法等     | 5 |
| (1) 保険料決定の仕組み           | 5 |
| (2) 保険料の精算について          | 5 |
| (3) 保険料の払込方法            | 6 |
| (4) 保険料の払込猶予期間等の取扱い     | 6 |
| (5) 保険料の割引について          | 6 |
| 4. 満期返れい金・契約者配当金        | 6 |

## II 契約締結時におけるご注意事項

|                           |   |
|---------------------------|---|
| 1. 告知義務（保険契約申込書の記載上の注意事項） | 7 |
| 2. クーリングオフ（ご契約申込みの撤回等）    | 7 |
| 3. 特約の重複補償                | 7 |

## III 契約締結後におけるご注意事項

|                  |   |
|------------------|---|
| 1. 通知義務等         | 8 |
| 2. 解約返れい金        | 8 |
| 3. 無効、失効、取消について  | 8 |
| 4. 重大事由による解除について | 9 |
| 5. 保険契約に関する調査    | 9 |

## IV その他ご留意いただきたいこと

|                 |    |
|-----------------|----|
| 1. 取扱代理店の権限     | 10 |
| 2. 保険会社破綻時等の取扱い | 10 |
| 3. 個人情報の取扱い     | 10 |
| 4. Web 約款について   | 10 |
| 5. 継続契約について     | 11 |
| 6. 事故が発生した場合    | 11 |
| (1) 事故発生のご通知    | 11 |

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| (2) 保険金の請求に必要な書類等について .....      | 11 |
| (3) 保険金のお支払時期について .....          | 12 |
| 7. 共同保険について .....                | 13 |
| 8. 保険料領収証の発行および保険証券の確認について ..... | 13 |
| 9. 他の保険契約等がある場合の取扱いについて .....    | 13 |

## V 普通保険約款・特別約款・特約

|                                           |    |
|-------------------------------------------|----|
| 1. 普通保険約款 .....                           | 17 |
| 賠償責任保険普通保険約款（事業用） .....                   | 17 |
| 第1章 補償条項 .....                            | 17 |
| 第2章 基本条項 .....                            | 19 |
| 2. 特別約款および特約 .....                        | 27 |
| 施設所有（管理）者特別約款 .....                       | 27 |
| ① 漏水補償特約（施設用） .....                       | 27 |
| ② L P ガス販売業務不担保特約（施設用） .....              | 27 |
| ③ 油濁損害不担保特約 .....                         | 28 |
| ④ 海洋生物損害不担保特約 .....                       | 28 |
| ⑤ システム等管理運営受託特約 .....                     | 28 |
| ⑥ ヨット・モーターボート特約 .....                     | 30 |
| ⑦ ゴルフカート特約 .....                          | 31 |
| ⑧ ゴルフカート搭乗者の傷害見舞費用補償特約（死亡・後遺障害のみ補償） ..... | 32 |
| 昇降機特別約款 .....                             | 38 |
| 請負業者特別約款 .....                            | 38 |
| ① 漏水補償特約（請負用） .....                       | 39 |
| ② L P ガス販売業務不担保特約（請負用） .....              | 39 |
| ③ 地下埋設物損壊不担保特約 .....                      | 40 |
| ④ 工事場内建設用工作車危険補償特約 .....                  | 40 |
| ⑤ 管理財物の範囲に関する特約 .....                     | 42 |
| ⑥ 管理財物補償特約（請負用） .....                     | 42 |
| ⑦ 借用・支給・受託物損壊補償特約（請負用） .....              | 43 |
| ⑧ 地盤崩壊危険補償特約（標準補償）（請負用） .....             | 45 |
| ⑨ 地盤崩壊危険補償特約（ワイド補償）（請負用） .....            | 46 |
| ⑩ 地盤崩壊危険補償特約（ワイドプラス補償）（請負用） .....         | 48 |
| 生産物特別約款 .....                             | 49 |
| ① L P ガス販売業務不担保特約（生産物用） .....             | 49 |
| ② エンジン焼付損害縮小てん補特約 .....                   | 49 |
| ③ 中小企業生産物特約（A） .....                      | 50 |
| ④ 中小企業生産物特約（B） .....                      | 53 |
| ⑤ 生産物特別約款追加特約 .....                       | 57 |
| ⑥ 効能不発揮損害不担保特約 .....                      | 58 |
| ⑦ エンジン焼付損害不担保特約 .....                     | 58 |
| ⑧ 生産物・仕事の目的物損害補償特約（生産物用） .....            | 58 |
| 店舗特別約款 .....                              | 59 |
| ・ 受託財物補償特約 .....                          | 59 |

|                             |     |
|-----------------------------|-----|
| <b>L P ガス業者特別約款</b>         | 60  |
| ① 施設賠償責任のみ補償特約              | 63  |
| ② 生産物賠償責任のみ補償特約             | 63  |
| ③ 生産物賠償支払限度額別建特約            | 64  |
| ④ L P ガススタンド特約              | 64  |
| ⑤ 超過損害額てん補特約                | 65  |
| <b>旅館特別約款</b>               | 65  |
| <b>受託者特別約款</b>              | 68  |
| ① 漏水補償特約（受託者用）              | 68  |
| ② 受託者特別約款追加特約               | 69  |
| ③ 騒 擾 危険等不担保特約              | 69  |
| ④ 屋外管理貨物水濡れ損害不担保特約          | 69  |
| ⑤ 温度変化による損害不担保特約            | 69  |
| ⑥ 電氣的・機械的事故不担保特約            | 69  |
| <b>自動車管理者特別約款</b>           | 69  |
| ① 下請負人再寄託中補償特約              | 71  |
| ② 使用不能損害補償特約                | 71  |
| ③ 被害自動車1台あたり支払限度額設定特約       | 72  |
| ④ 騒 擾 危険等不担保特約（管理者用）        | 72  |
| ⑤ 免責日数設定特約                  | 72  |
| <b>クリーニング業者特別約款</b>         | 73  |
| ① クリーニング業者漏水危険補償特約          | 74  |
| ② 洗たく物紛失・誤配危険補償特約           | 75  |
| <b>白蟻防除業者特別約款</b>           | 75  |
| ・ 白蟻損害縮小てん補特約               | 76  |
| <b>油濁特別約款</b>               | 76  |
| ・ 油濁超過損害額支払特約               | 77  |
| <b>警備業者特別約款</b>             | 78  |
| ① 運送業務補償特約（警備業者特別約款用）       | 79  |
| ② 現金・貴重品補償特約（警備業者特別約款用）     | 79  |
| ③ 危険物補償特約（警備業者特別約款用）        | 80  |
| ④ 労働争議補償特約（警備業者特別約款用）       | 81  |
| ⑤ 見舞費用補償特約（警備業者特別約款用）       | 81  |
| ⑥ 対人・対物共通支払限度額特約（警備業者特別約款用） | 85  |
| <b>遊漁船業者特別約款</b>            | 85  |
| ① 遊漁船利用者運送中賠償責任のみ補償特約       | 92  |
| ② 搜索救助費用等不担保特約              | 92  |
| ③ 傷害見舞費用不担保特約               | 92  |
| <b>遊漁船利用者特別約款</b>           | 93  |
| ① 賠償責任不担保特約                 | 105 |
| ② 傷害不担保特約                   | 105 |
| ③ 通院保険金不担保特約                | 106 |
| <b>その他特約</b>                | 106 |
| ① 補償地域に関する特約                | 106 |
| ② 原子力危険不担保特約                | 106 |

|                         |     |
|-------------------------|-----|
| ③ 専門的職業危険不担保特約          | 106 |
| ④ 汚染危険不担保特約             | 107 |
| ⑤ 排水・排気に関する特約           | 107 |
| ⑥ 石綿損害不担保特約             | 107 |
| ⑦ 食中毒・特定感染症利益補償特約       | 107 |
| ⑧ 塗装作業に関する特約            | 112 |
| ⑨ 共同被保険者特約              | 112 |
| ⑩ 被保険者相互間交差責任補償特約       | 112 |
| ⑪ 使用不能損害拡張補償特約          | 112 |
| ⑫ 対人・対物共通支払限度額（C S L）特約 | 113 |
| ⑬ 縮小てん補特約               | 113 |
| ⑭ 費用内枠払い特約              | 114 |
| ⑮ 保険料精算省略特約             | 114 |
| ⑯ 保険料分割払特約              | 115 |
| ⑰ 初回保険料の口座振替に関する特約      | 118 |
| ⑱ 共同保険に関する特約            | 121 |
| ⑲ テロ危険等不担保特約            | 122 |
| ⑳ サイバー攻撃等不担保特約          | 122 |

|                  |     |
|------------------|-----|
| VI 保険証券面の表示等について | 124 |
|------------------|-----|

# I 契約締結前におけるご確認事項

## 1. 商品の仕組み

### (1) 商品の仕組み **契約概要**

賠償責任保険では、被保険者（保険の補償を受けられる方）が他人の身体の障害または財物の滅失、破損もしくは汚損（以下、「損壊」といいます。）について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。なお、賠償責任保険は基本内容を「賠償責任保険普通保険約款（事業用）」（以下、「普通保険約款」といいます。）で規定し、事業内容のリスクに応じた特別約款が自動セットされます。補償内容については普通保険約款より特別約款が優先的に適用されます。

**賠償責任保険普通保険約款（事業用）** + **各種特別約款** + **各種特約** （注）

（注）契約内容に応じて各種特約がセットされます。

### (2) 被保険者 **契約概要**

記名被保険者をいいます。なお、被保険者相互間の事故（元請業者が下請業者に与えた損害等）は補償の対象となりません。補償の対象に含める場合は「被保険者相互間交差責任補償特約」をセットして引き受けます。

## 2. 補償内容

### (1) 保険金をお支払いする主な場合 **契約概要** **注意喚起情報**

保険期間中に発生した他人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。詳細につきましては普通保険約款、特別約款および特約をご参照ください。

### (2) お支払いする保険金 **契約概要**

お支払いする保険金として普通保険約款に定めているものは次のとおりです。ただし、適用される特約によりお支払いする保険金が異なる場合があります。なお、各費用保険金においては弊社の承認が必要となる場合があります。

|             |                                                                                                                                                                          |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 損害賠償金     | 法律上の損害賠償責任に基づいて被害者に対して支払うべき治療費や修理費などの損害賠償金から保険証券記載の免責金額を控除した額をお支払いします。                                                                                                   |
| ② 損害防止費用保険金 | 損害の発生または拡大の防止のために被保険者が要した必要または有益な費用をお支払いします。                                                                                                                             |
| ③ 権利保全費用保険金 | 保険契約者または被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合で第三者より損害の賠償を受け得るときは、その賠償請求権の保全または行使のために被保険者が要した必要または有益な費用をお支払いします。                                                                         |
| ④ 緊急措置費用保険金 | 事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ弊社の書面による同意を得て支出した費用をお支払いします。 |
| ⑤ 争訟費用保険金   | 被保険者と被害者との間の賠償責任に関する訴訟となった場合の訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用であらかじめ弊社へ書面による同意を得た費用をお支払いします。                                                                                  |
| ⑥ 協力費用保険金   | 弊社が必要と認めて被害者と直接折衝を行う場合にそれに協力するため被保険者が直接要した費用をお支払いします。                                                                                                                    |

(3) 保険金をお支払いしない主な場合 **【注意喚起情報】**

次の事由によって生じた損害賠償責任を負担することにより被る損害に対しては、保険金をお支払いできません。なお、主な場合のみを記載しておりますので、詳細につきましては、普通保険約款、特別約款および特約をご参照ください。

- ① 保険契約者または被保険者の故意に起因する損害
- ② 戦争、内乱その他これらに類似の事変等に起因する損害
- ③ 地震、噴火、洪水またはこれらによる津波に起因する損害
- ④ 特別な約定により加重された損害賠償責任
- ⑤ 排水または排気（煙を含みます。）に起因する損害賠償責任
- ⑥ 汚染物質の排出・流出等に起因する損害賠償責任
- ⑦ 直接であると間接であるを問わず、石綿（アスベスト）、石綿含有製品、または石綿の代替物質等の有害な特性に起因して生じた損害賠償責任
- ⑧ 汚染物質の排出、流出、<sup>いつ</sup>漏出または漏出に起因する損害賠償責任。ただし、汚染物質の排出等が不測かつ突発的な場合を除きます。
- ⑨ 専門的職業に該当する行為に起因する損害賠償責任
- ⑩ 航空機、自動車等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

(4) 主な特約の概要 **【契約概要】**

ご希望によりセットできる主な特別約款と補償内容は以下のとおりです。

また、各特別約款に補償内容等を拡充・縮小させる特約をセットすることも可能です。詳細につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

| 特別約款名称 (商品名称)                              | 特 別 約 款 の 概 要                                                                                                                                                                                                 |
|--------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 施設所有(管理)者特別約款<br>(施設賠償責任保険)(幼稚園・保育園賠償責任保険) | 被保険者が所有、使用もしくは管理する施設または施設の用法に伴う仕事の遂行に起因して、他人の身体の障害または財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対し、保険金をお支払いする商品です。                                                                                                    |
| 昇降機特別約款<br>(昇降機賠償責任保険)                     | 被保険者が所有、使用または管理する保険証券記載の昇降機に起因して、他人の身体の障害または財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対し、保険金をお支払いする商品です。                                                                                                             |
| 請負業者特別約款<br>(請負業者賠償責任保険)                   | 仕事の遂行に起因し、または仕事の遂行のために被保険者が所有、使用もしくは管理する施設に起因して、他人の身体の障害または財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対し、保険金をお支払いする商品です。                                                                                              |
| 生産物特別約款<br>(生産物賠償責任保険)<br>(幼稚園・保育園賠償責任保険)  | 次の事由により被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対し、保険金をお支払いする商品です。<br>① 被保険者の占有を離れた保険証券記載の財物に起因して、保険期間中に生じた損害<br>② 被保険者が行った保険証券記載の仕事の結果に起因して、仕事の終了（仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡し）または放棄の後、保険期間中に生じた損害                             |
| 受託者特別約款<br>(受託者賠償責任保険)                     | 被保険者が管理する保険証券記載の受託物（以下「受託物」といいます。）が次に掲げる間に損壊し、または紛失し、もしくは盗取されたことにより、受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対し、保険金をお支払いする商品です。<br>① 受託物が保険証券記載の保管施設内に保管されている間<br>② 受託物が保険証券記載の目的に従い保管施設外で保管されている間 |

|                              |                                                                                                                                                                                                                   |
|------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自動車管理者特別約款<br>(自動車管理者賠償責任保険) | 被保険者が管理する他人の自動車を次に掲げる間に損壊、紛失、盗取または詐取されたことにより、自動車について正当な権利を有する者に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対し、保険金をお支払いする商品です。<br>① 自動車が保険証券記載の保管施設内で管理されている間<br>② 自動車が被保険者のその自動車に対して行う業務の遂行の通常の過程として一時的に保管施設外で管理されている間     |
| 旅館特別約款<br>(旅館賠償責任保険)         | 「旅館営業に関し、次の事由により被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対し、保険金をお支払いする商品です。<br>① 被保険者が所有、使用もしくは管理する施設または施設における旅館業務の遂行に起因する損害<br>② 被保険者が施設において販売もしくは提供し、その占有を離れた商品に起因する損害<br>③ 被保険者が施設内で保管・管理する客の財物が、損壊、紛失もしくは盗取されたことにより被る損害 |
| 店舗特別約款<br>(店舗賠償責任保険)         | 次に掲げる事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対し、保険金をお支払いする商品です。<br>① 被保険者が所有、使用または管理する保険証券記載の店舗（店舗に付属する作業場等の付帯設備および収容動産を含みます。以下、「店舗」といいます。）に起因する偶然な事故<br>② 店舗の用法に伴う仕事の遂行に起因する偶然な事故                                   |

(5) 主な特別約款とその補償内容 契約概要

各特別約款にセットされる特約は以下のとおりです。

●ご契約時にお申し出があり、弊社が引き受ける場合にセットされる特約（任意セット特約）。

| 特約名称                           | 特 約 の 概 要                                                                                                                      | セットできる<br>特別約款                       |
|--------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 漏水補償特約                         | 特別約款で補償対象外となる給排水設備等からの蒸気、水の漏出、 <sup>溢</sup> 出に起因する財物（受託物）の損壊によって被保険者が被る損害を補償します。                                               | 施設所有（管理）者特別約款<br>請負業者特別約款<br>受託者特別約款 |
| 管理財物補償特約<br>(請負用)              | 保険期間中に被保険者が現実かつ直接的に作業を加えている財物または現実には使用している財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗取によって、その財物に対して正当な権利を有するものに対して被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。 | 請負業者特別約款                             |
| 借用・支給・受託物<br>損壊補償特約<br>(請負用)   | 被保険者が、管理または使用する借用・支給・受託した財物が滅失、破損、汚損、紛失、盗取されたことにより、その受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。                | 請負業者特別約款                             |
| 生産物・仕事の目的<br>物損害補償特約<br>(生産物用) | 他人の身体の障害または事故原因生産物もしくは仕事の目的物以外の財物損壊について法律上の損害賠償責任を負担する場合に限り、その生産物・仕事の目的物の損壊または使用不能に対し、法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。          | 生産物特別約款                              |

|                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                 |
|-------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 地盤崩壊危険補償特約（標準補償）（請負用）（注1）     | <p>被保険者の行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴う、次の①または②の損害を補償します。</p> <p>① 不測かつ突発的に発生した土地の沈下・隆起・移動・振動・軟弱化、土砂崩れ、または土砂の流出・流入に起因して、土地、土地の工作物（基礎、付属物および収容物を含みます。）、もしくは植物の損壊、または動物が死傷（以下「財物の損壊」といいます。）したことにについて、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害</p> <p>② 地下水の増減によって生ずる地盤の崩壊に起因する財物の損壊について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害</p> <p>（注1）標準補償については、掘削深度を水平に置き換えた範囲で発生した財物の損壊は補償対象外となります（以下、「45度免責」といいます。）。<br/>（注2）ワイド補償およびワイドプラス補償については45度免責の適用はありません。ただし、ワイド補償の場合はその部分の損害額に50%の縮小支払割合が適用されます。ワイドプラス補償は縮小支払割合の適用はありません。</p> | 請負業者特別約款                                        |
| 地盤崩壊危険補償特約（ワイド補償）（請負用）（注2）    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                 |
| 地盤崩壊危険補償特約（ワイドプラス補償）（請負用）（注2） |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                 |
| 使用不能損害拡張補償特約                  | 被保険者が他人の財物（財産的価値を有する有体物をいい、被保険者が所有、使用または管理する財物を除きます。）を滅失、破損または汚損することなく使用不能にしたことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 施設所有（管理）者特別約款<br>昇降機特別約款<br>請負業者特別約款<br>生産物特別約款 |
| 使用不能損害補償特約                    | 被保険者が管理する他人の自動車を損壊または紛失したことにより、被保険者がその損壊または紛失した自動車の使用不能損害について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 自動車管理者特別約款                                      |
| 被保険者相互間交差責任補償特約               | 被保険者が複数いる場合、各被保険者をお互いに第三者とみなし、被保険者相互間の事故を補償します。ただし、弊社の責任限度額は被保険者が複数存在する場合でも保険証券記載の支払限度額を限度とします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 施設所有（管理）者特別約款<br>昇降機特別約款<br>請負業者特別約款<br>生産物特別約款 |
| 食中毒・特定感染症利益補償特約               | <p>次の①または②の損失を補償します。</p> <p>① 被保険者の営業する施設における食中毒の発生または施設において製造、販売もしくは提供した食品に起因する食中毒の発生あるいはその疑いがある場合、もしくは施設が所定の特定感染症の原因となる病原体に汚染されたこと、またはその疑いがある場合に、営業が休止または阻害されたために生じた損失（利益保険金）</p> <p>② 被保険者の営業する施設が指定感染症の原因となる病原体に汚染されたこと、またはその疑いがある場合に、施設に対する消毒その他の措置を行うときに、その措置に要する費用を負担することによって被る損害またはその措置によって営業が休止もしくは阻害されたために生じた損失（指定感染症対応費用保険金）</p>                                                                                                                                                    | 生産物特別約款<br>旅館特別約款<br>店舗特別約款                     |

※特約の詳細および記載のない特約については、普通保険約款・特約集をご参照ください。

(6) 引受条件（支払限度額・免責金額の設定）**契約概要**

ア 基本となる補償

基本となる補償の支払限度額は 100 万円から 20 億円までの 35 パターン、免責金額は 0 円から 100 万円までの 12 パターンの金額を設定することができます。

イ 各種特約

基本補償の支払限度額・免責金額にかかわらず、一部の特約についてはそれぞれ個別に支払限度額・免責金額を設定しています。詳細は次のとおりです。

| 特 約                           | 支払限度額等<br>(1 事故・保険期間中) | 免責金額<br>(1 事故) |
|-------------------------------|------------------------|----------------|
| 借用・支給・受託物損壊補償<br>特約（請負用）      | 500 万円                 | 5 万円           |
| 生産物・仕事の目的物損害補<br>償特約（生産物用）    | 1,000 万円               | 基本補償の財物補償と同額   |
| 使用不能損害拡張補償特約                  | 500 万円                 | 基本補償の財物補償と同額   |
| 地盤崩壊危険補償特約（標準<br>補償）（請負用）     | 1,000 万円               | 5 万円           |
| 地盤崩壊危険補償特約（ワイ<br>ド補償）（請負用）    |                        |                |
| 地盤崩壊危険補償特約（ワイ<br>ドプラス補償）（請負用） |                        |                |
| 食中毒・特定感染症利益補償<br>特約           | 利益保険金                  | 保険証券<br>記載の額   |
|                               | 指定感染症対<br>応費用保険金       | 30 万円<br>【定額払】 |
|                               |                        | なし             |

(7) 保険適用地域 **契約概要**

事故発生地、損害賠償請求地いずれも日本国内に限ります。

(8) 保険期間及び補償の開始・終了時期 **契約概要** **注意喚起情報**

- 保険期間： 1 年間（建設関連工事等の請負期間に合わせたご契約が可能な場合があります。）
- 補償の開始： 始期日の午後 4 時（これと異なる時刻が保険契約申込書に記載されている場合は、その時刻）
- 補償の終了： 満期日の午後 4 時

### 3. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料決定の仕組み **契約概要**

保険料は、売上高や面積等（特別約款や契約条件により異なります。）を算出基礎とし、支払限度額、業種などにより決定されます。実際にご契約いただくにあたってのお客さまのご契約の保険料は保険契約申込書に記載されたものとなりますので、必ずご確認ください。

(2) 保険料の精算について **契約概要**

ご契約時にいただく保険料は直近の会計年度 1 年間における決算資料等の実績に基づき算出した保険料（暫定保険料）とし、保険期間終了後に実績に基づき算出した保険料（確定保険料）との差額を精算します。なお、「保険料精算省略特約」をセットすることにより、精算を省略します。

(3) 保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

保険料の払込方法はご契約と同時に全額払い込む「一時払」と複数の回数に分けて払い込む「分割払」があります。払込方法によっては保険料が割増となる場合があります。また、下記以外で所定の条件を満たした場合にご加入いただける団体契約がございますが、払込方法が異なる場合がございます。

| 払込方法<br>払込手段 | 一時払 | 分割払         |                       |
|--------------|-----|-------------|-----------------------|
|              |     | 12回払        | 12回払<br>(分割割増なし (注1)) |
| 直接集金 (注2)    | ○   | ×           | ×                     |
| 口座振替 (注3)    | ○   | ○<br>(割増5%) | ○                     |

(注1) 保険契約の保険料（分割割増適用前）が 30 万円以上となる場合は、分割割増なしとなります。

(注2) 直接集金方式では、取扱代理店が保険料を直接領収いたします。また、保険契約締結のお手続きの際に保険料の金額をお支払いください。

(注3) 口座振替方式では、弊社の指定する金融機関の口座から、毎月 26 日にお引き落としいたします。26 日が休業日の場合は翌営業日にお引き落としいたします。

保険料については、保険料の払い込みが猶予される場合を除いて、ご契約手続きと同時に払い込みください。この場合、保険期間が始まった後でも、始期日から取扱代理店または弊社が保険料を領収するまでの間に生じた事故については、保険金をお支払いしません。

(4) 保険料の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報

払込猶予期間（注1）中に所定の保険料（注2）の払い込みがない場合は、払込期日の翌日以降に発生した事故（注3）に対しては保険金をお支払いできません。また、払込猶予期間中に保険料を払い込みいただけない場合は、ご契約を解除させていただくことがありますのでご注意ください。

なお、分割払のご契約において、弊社が保険金をお支払いすべき事故が発生した場合には、未払込分の保険料の払込みをお願いすることがあります。

(注1) 保険料の払い込みがなかったことが故意による場合などを除き、保険料払込期日の属する月の翌月の末日までの期間をいいます。

(注2) 分割払の場合は分割保険料をいいます。

(注3) 初回保険料の場合は、ご契約期間の初日以降に発生した事故をいいます。

(5) 保険料の割引について

| 割引名称           | 概要                                                 |
|----------------|----------------------------------------------------|
| 請負業者による割引 (注1) | 経営事項審査を受審した事業者について、業者ランクに基づき保険料を 10 ～ 30% 割引いたします。 |
| 食品衛生割引 (注2)    | 自治体による食品衛生の監視指導に基づく食品衛生監視票の採点に基づいて保険料を割引いたします。     |

(注1) 建設業のお客さまのみ対象となります。

(注2) 「食中毒・特定感染症利益補償特約」をセットした場合のみ対象となります。

#### 4. 満期返れい金・契約者配当金 契約概要

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はございません。

## Ⅱ 契約締結時におけるご注意事項

### 1. 告知義務（保険契約申込書の記載上の注意事項）注意喚起情報

保険契約者、記名被保険者には、告知義務があり、取扱代理店には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。告知事項とは、危険に関する重要な事項として弊社が告知を求めるもので、保険契約申込書に記載された内容のうち、★または☆がついている項目のことです。この項目が、事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。保険契約申込書の記載内容を必ずご確認ください。

### 2. クーリングオフ（ご契約申込みの撤回等）注意喚起情報

この保険は、お客さまが事業のために締結する保険契約としてお申込みをされるものであり、クーリングオフ（注）を行うことはできません。

（注）クーリングオフとは、ご契約のお申し込み後であっても、ご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除ができる制度をいいます。

### 3. 特約の重複補償 注意喚起情報

他の保険契約等（異なる保険種類の特約や弊社以外の保険契約または共済契約を含みます。）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。

※ 複数あるご契約のうち、1 契約のみに特約がセットされている場合、そのご契約を解約したとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

## Ⅲ 契約締結後におけるご注意事項

### 1. 通知義務等 注意喚起情報

保険契約者、被保険者には、次に記載する通知事項が発生する場合、遅滞なく取扱代理店または弊社まで連絡する通知義務があります。

ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

- ① 保険契約申込書に記載された内容のうち、☆がついている項目（下記②を除きます）
- ② 上記のほか、特約において取扱代理店または弊社に通知すべき旨定められている事実が発生する場合 など

その他、次のような事項が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店または弊社までご連絡ください。

- ① 事業を廃止または譲渡した場合
- ② 保険証券記載の住所または連絡先を変更した場合
- ③ 特約の追加など、契約条件を変更する場合 など

### 2. 解約返れい金 契約概要 注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、取扱代理店または弊社に速やかにお申し出ください。

●ご契約の解約に際しては、契約時の条件および解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

●始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加でご請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

#### (1) 計算式

$$\boxed{\text{返還保険料}} = \boxed{\text{既に払込まれた保険料}} \times \left( 1 - \frac{\text{既経過期間の月数}^{*}}{\text{保険期間月数}^{*}} \right)$$

※ 1ヶ月に満たない期間は1ヶ月とする。

#### (2) 返還保険料の計算例

##### (ご契約条件)

保険種類：施設賠償責任保険 払込方法：一時払  
保険期間：2025年10月1日から2026年10月1日まで（1年）  
保険料：24,000円

##### (解約時の条件)

解約日：2026年3月10日（既経過期間の月数 = 6か月まで）

$$\text{返還保険料} = 24,000 \text{円} \times \left( 1 - \frac{6}{12} \right) = 12,000 \text{円} \text{ (10円単位に四捨五入)}$$

(注) 特別約款、長期契約、包括契約等の契約種類等により計算式が異なります。詳細につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

### 3. 無効、失効、取消について 注意喚起情報

下記の事由に該当した場合について、既に払い込んだ保険料の取扱いは以下のとおりです。

- ① 保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合は、この保険契約は無効となります。既に払い込んだ保険料は返還できません。

- ② この保険契約が失効した場合、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を返還します。  
詳細は取扱代理店または弊社までお問合わせください。
- ③ 被保険者の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなる  
ことがあります。既に払い込んだ保険料は返還できません。

#### 4. 重大事由による解除について 注意喚起情報

次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。  
この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険契約者または被保険者が、保険金を支払わせることを目的として損害または費用を発生させた場合
- ② 保険契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ③ 被保険者が保険金の請求について詐欺を行った場合 など

#### 5. 保険契約に関する調査 注意喚起情報

この保険契約に関して、必要な調査をさせていただくことがあります。この調査を正当な理由がなく拒否した場合は、それによって弊社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

## Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

### 1. 取扱代理店の権限 注意喚起情報

取扱代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって取扱代理店と有効に成立したご契約につきましては弊社と直接締結されたものとなります。

### 2. 保険会社破綻時等の取扱い 注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻した場合等、業務または財産の状況が変化したときには、保険金、解約返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり金額が削減される場合があります。引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、弊社も加入しています。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます）またはマンション管理組合（以下、「個人等」といいます）である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

### 3. 個人情報の取扱い 注意喚起情報

本保険契約に関する個人情報は、弊社が本保険引受の審査および履行のために利用するほか、弊社およびグループ会社が、本保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります（商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。）。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

弊社は、本保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

弊社は、本保険契約に関する個人情報を、再保険引受会社に提供することがあります。詳しくは弊社ホームページ（<https://www.daidokasai.co.jp/>）をご覧ください。

### 4. Web 約款について

「ご契約のしおり（約款）」を「冊子」ではなくインターネット上でご確認いただく Web 約款をおすすめしております。保険契約申込書において Web 約款を選択していただき「ご契約のしおり（約款）」のお届けを省略させていただく場合、弊社から「沖縄県のサンゴ礁の保全・再生事業」を行う団体へ寄付を行い、地球環境の保護にお役立ていただけます。Web 約款を選択された方は、弊社ホームページ（<https://www.daidokasai.co.jp/>）から「ご契約のしおり（Web 約款）」を選択し、ご契約いただく補償内容について普通保険約款・特約集をご確認ください。

以下の Web 約款対象商品以外については、Web 約款対象外のため、冊子型の「ご契約のしおり（約款）」をご確認ください。

## < Web 約款対象商品 >

施設賠償責任保険、昇降機賠償責任保険、請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、幼稚園・保育園賠償責任保険、受託者賠償責任保険、自動車管理者賠償責任保険、旅館賠償責任保険

## 5. 継続契約について

- 著しく保険金請求の頻度が高いなど、保険契約者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合には、保険期間終了後、ご契約を継続できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。
- 弊社が、普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前のご契約と異なることや、ご契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

## 6. 事故が発生した場合

### (1) 事故発生のご通知

万が一、事故が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または弊社にご通知のうえ保険金請求の手続きをお取りください。この通知が遅れますと保険金のお支払いが遅れることや、お支払いができないことがありますのでご注意ください。

### (2) 保険金の請求に必要な書類等について

保険金のご請求にあたっては、「普通保険約款」、「特別約款」および「特約」に記載されている書類ならびに次の書類のうち、事故受付後に弊社が求めるものをご提出いただきます。

※事故の内容、損害額、障害の程度に応じて、次の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

| 保険金の請求に必要な書類               | 書類の主な例                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 保険金請求意思および保険金請求権者が確認できる書類  | ・保険金請求書 ・印鑑証明書 ・戸籍謄本 ・委任状<br>・住民票 など                                                                                                                                                                                                                                         |
| 事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類  | ・事故状況報告書 ・事故証明書<br>・メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など                                                                                                                                                                                                                                  |
| 被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類 | ・示談書 ・免責証書 ・念書 ・判決書 (写)<br>・調停調書 (写) ・和解調書 (写)<br>・相手方からの領収書 ・承諾書 など                                                                                                                                                                                                         |
| 保険金支払額の算出に必要な書類            | ① 他人の身体の障害に関する損害賠償事故の場合<br>・死亡診断書 (写) ・死体検案書 (写)<br>・後遺障害診断書 ・診断書 ・診療報酬明細書<br>・治療費領収書 ・レントゲン (写) ・所得を証明する書類<br>・休業損害証明書 ・源泉徴収票 など<br>② 他人の財物の損壊に関する損害賠償事故の場合<br>・修理見積書 ・被害物等の写真 ・請求書または領収書<br>・事故現場の写真や図面 (写) ・被害品明細書<br>・賃貸借契約書 (写) ・被害物の価額が確認できる書類<br>・売上高等が確認できる帳簿 (写) など |
| 保険の対象であることが確認できる書類         | ・工事請負契約書 (写) ・業務委託契約書 ・売買契約書 (写)<br>・売上伝票 ・注文書 ・入庫伝票 ・預り伝票 など                                                                                                                                                                                                                |
| 公の機関や関係先への調査のために必要な書類      | ・同意書 など                                                                                                                                                                                                                                                                      |

|                       |                                 |
|-----------------------|---------------------------------|
| 弊社が支払うべき保険金を算出するための書類 | ・ 同種の保険契約等の保険金支払内容を記載した書類<br>など |
|-----------------------|---------------------------------|

### (3) 保険金のお支払時期について

弊社が保険金のお支払いに必要な書類の取付けを完了した日から、原則として **30 日以内** に保険金をお支払いします。ただし、次のような事由が生じた場合は、お客さまにその理由と内容をご連絡のうえ、事由ごとに定めた日数を限度にお支払時期を延長させていただく場合があります。

- ① 警察、検察、消防その他の公的機関による捜査・調査の結果を得る必要がある場合 180 日
  - ② 専門機関による鑑定等の結果を得る必要がある場合 90 日
  - ③ 後遺障害の内容・程度を確認するため、医療機関等の診断、審査等の結果を得る必要がある場合 120 日
  - ④ 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された被災地における調査が必要な場合 60 日
  - ⑤ 日本国外における調査等が不可欠な場合 180 日
  - ⑥ 損害の発生が過去の判例に照らし特殊な場合等で専門機関による鑑定等の結果を得る必要がある場合 180 日
- 上記①～⑥の照会等のあと、それぞれの期間中に保険金を支払う見込みがない事が明らかになった場合には、被保険者との協議によりその期間を延長させていただくことがあります。
- 損害賠償をしなければならぬと思われる事故が発生した場合には、事故の処理につきご相談ください。示談金や損害賠償金をあらかじめ当会社の承認を得ずに支払われた場合には、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありませんが、万が一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、損害賠償問題が円滑に解決するようご相談に応じさせていただきます。
- お支払いする損害賠償金は、申込書等記載の免責金額を超過した額を支払限度額を限度にお支払いします。また、訴訟等の費用においては、損害賠償責任の額が、申込書等記載の支払限度額を超えるときは、支払限度額の損害賠償責任の額に対する割合によってお支払いします。
- 保険金請求権には**時効（3 年）**がありますのでご注意ください。
- この保険と補償内容が重なる他の保険契約等がある場合、発生した損害に対して既に支払われた保険金の有無によって弊社がお支払いする保険金の額が異なります。詳細につきましては、「普通保険約款」、「特別約款」、「特約」をご参照ください。
- 事故の際、保険金支払が迅速・確実に行われるよう同一事故にかかわる保険契約の状況や保険金請求の状況等について他の保険会社に確認を行っています。確認内容は、保険金支払の目的以外には利用いたしません。
- 弊社は、いつでも事故発生を予防するために必要な措置の状況を調査することができます。調査の際事故発生の可能性が高いと判断した場合、被保険者へその損害の発生および拡大の防止に必要な措置を取ることを請求することができます。正当な理由なくその請求に応じなかった場合は、ご契約を解除させていただくことがあります。
- 賠償責任保険において、被保険者（加害者）に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が弊社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます）について、先取特権（注）を有します。弊社が被保険者の方に保険金をお支払いできるのは、次の場合に限られますので、ご了解ください。
- ・ 被保険者が被害者に対して既に損害賠償金をお支払いしている場合
  - ・ 被保険者へ保険金を支払うことを被害者（損害賠償請求権者）が承諾していることが確認できる場合
  - ・ 被保険者の指示に基づき、弊社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合
- （注）先取特権とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受け

る権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ弊社に対して保険金を請求することができます。

#### 7. 共同保険について

ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。

#### 8. 保険料領収証の発行および保険証券の確認について

保険料のお支払いの際には、弊社所定の保険料領収証を発行することといたしておりますので、お確かめください。また、ご契約手続きから 20 日を経過しても保険証券が届かない場合は、弊社にご照会ください。

#### 9. 他の保険契約等がある場合の取扱いについて

他の保険契約等とはこの保険以外にご契約されている、保険の対象を同一とする保険契約や共済契約のことです。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。他の保険契約等がある場合は必ず保険契約申込書に記載してください。



## **V 普通保險約款・特別約款・特約**



# 1. 普通保険約款

## 賠償責任保険普通保険約款（事業用）

### 第1章 補償条項

#### 第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が、他人の身体の障害（生命または身体を害することをいいます。以下同様とします。）または財物の滅失、破損もしくは汚損（以下「損壊」といいます。）について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

#### 第2条（保険金を支払わない場合－その1）

当会社は、直接であると間接であるとかかわらず、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者（保険契約者または記名被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動（群集または多数の者の集団行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）、騒擾、労働争議
- ③ 地震、噴火、洪水または地震もしくは噴火またはこれらによる津波

#### 第3条（保険金を支払わない場合－その2）

当会社は、直接であると間接であるとかかわらず、被保険者が次のいずれかの損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ② 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ③ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ④ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ⑤ 排水または排気（煙を含みます。）に起因する損害賠償責任

#### 第4条（支払保険金の範囲）

当会社が保険金を支払うべき損害は、被保険者の損害賠償請求権者に対する法律上の損害賠償金（損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得するものがある場合は、その価額を差し引いたものとします。）および第6条（費用）に規定する費用に限るものとします。

#### 第5条（支払保険金の計算）

当会社は、1回の事故につき、次条(2)および(3)の費用を除き、損害の額が保険証券に記載された免責金額（以下「免責金額」といいます。）を超過する場合に限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。ただし、当会社が支払うべき保険金の額は、次条(2)および(3)の費用を除き、保険証券に記載された支払限度額（以下「支払限度額」といいます。）を限度とします。

#### 第6条（費用）

- (1) 当会社は、保険契約者または被保険者が支出した次の費用（収入の喪失を含みません。）を支払います。

- ① 第25条（事故発生時の義務）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要また

は有益であった費用

- ② 第 25 条④に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
  - ③ 事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
- (2) 当会社は、損害賠償責任に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用の全額を支払います。ただし、本条に規定する費用を除く損害の額が保険証券に記載された支払限度額を超えるときは、当会社は、支払限度額のその損害の額に対する割合によってこれを支払います。
- (3) 当会社は、第 27 条（損害賠償責任解決の特則）の規定により、被保険者が当会社の要求に従い、協力するために直接支出した費用の全額を支払います。

#### 第 7 条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等（この保険契約と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。以下同様とします。）がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、損害の額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。ただし、この保険契約の支払責任額（他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます）を限度とします。
- (3) (2)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

#### 第 8 条（先取特権）

- (1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（第 6 条（費用）の費用に対する保険金請求権を除きます。以下この条において同様とします。）について先取特権を有します。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合（被保険者が賠償した金額を限度とします。）
  - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
  - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
  - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合（損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。）
- (3) 保険金請求権は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

#### 第 9 条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

支払限度額が、前条(2)②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が第 6 条（費用）(1)の規定により当会社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

## 第2章 基本条項

### 第10条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当会社の保険責任は、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）の初日の午後4時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻とします。）に始まり、末日の午後4時に終わります。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

### 第11条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、保険契約申込書およびその付属書類（以下「保険契約申込書等」といいます。）の記載事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、保険契約申込書等の記載事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
  - ① (2)に規定する事実がなくなった場合
  - ② 当会社が、保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。）
  - ③ 保険契約者または被保険者が、当会社が保険金を支払うべき事故の発生前に、保険契約申込書等の記載事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
  - ④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
- (4) (2)に規定する事実が、当会社が保険契約申込書等において定めた危険（損害の発生の可能性をいいます。以下同様とします。）に関する重要な事項に関係のないものであった場合には、(2)の規定を適用しません。ただし、他の保険契約等に関する事項については、(2)の規定を適用します。
- (5) (2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第19条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (6) (5)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。

### 第12条（通知義務）

- (1) 保険契約締結後、保険契約申込書等の記載事項の内容に変更を生じさせる事実（保険契約申込書等の記載事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。）が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、その旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社に申し出る必要はありません。
- (2) (1)の事実がある場合（(4)ただし書の規定に該当する場合を除きます。）には、当会社は、その事実について承認請求書を受領したと否とを問わず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過し

した場合または(1)の事実が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。

- (4) (1)に規定する手続を怠った場合には、当会社は、(1)の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当会社が承認請求書を受領するまでの間に発生した事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、(1)の事実が発生した場合において、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときは除きます。
- (5) (4)の規定は、(1)の事実に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。

### 第 13 条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

### 第 14 条（調査）

- (1) 被保険者は、常に事故の発生を予防するために必要な措置を講ずるものとします。
- (2) 当会社は、いつでも(1)の予防措置の状況を調査し、かつ、その不備の改善を被保険者に請求することができます。
- (3) 被保険者が、正当な理由がなく(2)の調査を拒んだ場合または(2)の請求に応じなかった場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) (3)の規定は、(3)に規定する拒否の事実があった時から1か月を経過した場合には適用しません。

### 第 15 条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

### 第 16 条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

### 第 17 条（重大事由による解除）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
    - ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
    - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
    - ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
      - ア. 反社会的勢力（暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。以下同様とします。）に該当すると認められること。
      - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
      - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
      - エ. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
      - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
  - ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) 当会社は、被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部

分とします。)を解除することができます。

- (3) (1)または(2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第19条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までには発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の損害については適用しません。
  - ① (1)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
  - ② (1)③アからオまでのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

#### 第18条(保険契約者による保険契約の解除)

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

#### 第19条(保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

#### 第20条(保険料の精算)

- (1) 保険料が、賃金、入場者、領収金または売上高等に対する割合によって定められる場合においては、保険契約者は、保険契約終了後、遅滞なく、保険料を確定するために必要な資料を当会社に提出しなければなりません。
- (2) 当会社は、保険期間中および保険契約終了後1年間に限り、いつでも保険料を算出するために必要と認める保険契約者または被保険者の書類を閲覧することができます。
- (3) (1)および(2)の資料に基づいて算出された保険料と既に領収した保険料との間に過不足があるときは、当会社はその差額を追徴し、または返還します。
- (4) この約款において、賃金、入場者、領収金、売上高とは、それぞれ次に定めるところによります。
  - ① 賃金  
保険証券記載の業務に従事する被保険者の使用人に対して、保険期間中における労働の対価として被保険者が支払うべき金銭の総額をいい、その名称がいかなる場合であっても問いません。
  - ② 入場者  
保険期間中に、有料、無料を問わず保険証券記載の施設に入場を許された総人員をいいます。ただし、被保険者と同居する親族および被保険者の業務に従事する使用人を除きます。
  - ③ 領収金  
保険期間中に、保険証券記載の業務によって被保険者が領収すべき税込金銭の総額をいいます。
  - ④ 売上高  
保険期間中に、被保険者が販売したすべての商品の税込対価の総額をいいます。

#### 第21条(保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)

- (1) 訂正の申出の承認、通知すべき事項等の通知の受領または契約条件の変更の申出の承認をした場合で、保険料を変更する必要があるときの保険料の返還または追加保険料の請求は下表のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超える場合等において、当会社が別に定める方法により保険料を返還または追加保険料を請求することがあります。
  - ① 第11条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
  - ② 第12条(通知義務)(1)の事実が生じた場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は次のとおり保険料を返還または請求します。

ア. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合

変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき、未経過期間（保険期間の末日までの残存期間をいい、未経過期間の月数の算出において、1か月に満たない期間は1か月とします。なお、この場合における未経過期間は、保険契約者または被保険者の申出に基づく、同条(1)の事実が生じた時以降の期間をいいます。）に対し月割（保険期間の月数の算出において、1か月に満たない期間は、1か月とします。）をもって計算した保険料を請求します。

イ. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合

変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき、既経過期間（保険期間の初日から既に経過した期間をいい、既経過期間の月数の算出において、1か月に満たない期間は1か月とします。なお、この場合における既経過期間は、保険契約者または被保険者の申出に基づく、同条(1)の事実が生じた時までの期間をいいます。）に対し月割（保険期間の月数の算出において、1か月に満たない期間は、1か月とします。）により計算した保険料を差し引いてその残額を返還します。

- (2) 当社は、保険契約者が①または②の規定による追加保険料の支払を怠った場合（当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (1)①または②の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (4) (3)の規定は、第12条（通知義務）(1)の事実が生じた場合における、その事実が生じた時より前に発生した事故による損害については適用しません。
- (5) (1)①または②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、(1)②アまたはイと同様の方法で算出した保険料を返還または請求します。
- (6) (5)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款、特別約款およびこれに付帯される特約に従い、保険金を支払います。

## 第22条（保険料の返還－無効または失効の場合）

- (1) 保険契約の無効、失効または取消しの場合の保険料の返還は、下表のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超える場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。
  - ① 第15条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合には、当社は、保険料を返還しません。
  - ② 保険契約が失効となる場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) (1)②の規定にかかわらず、保険料が賃金、入場者、領収金または売上高等に対する割合によって定められた保険契約が、失効した場合には、第20条（保険料の精算）(3)の規定によって保険料を精算します。ただし、保険契約締結の際に、当社が交付する書面等において定める最低保険料（以下「最低保険料」といいます。）の定めがないものとして計算します。

## 第23条（保険料の返還－取消しの場合）

第16条（保険契約の取消し）の規定により、当社が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険料を返還しません。

## 第24条（保険料の返還－解除の場合）

- (1) 保険契約の解除または解約の場合の保険料の返還は、下表のとおりとします。ただし、この保

険契約の保険期間が1年を超える場合等またはこの普通保険約款に付帯される特約の規定により保険契約が保険料を分割して払い込む場合等において、当会社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。

- ① 第11条（告知義務）(2)、第12条（通知義務）(2)、第14条（調査）(3)、第17条（重大事由による解除）(1)または第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し月割（保険期間の月数の算出において、1か月に満たない期間は、1か月とします。）により計算した保険料を差し引いてその残額を返還します。
- ② 第18条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し月割（保険期間の月数の算出において、1か月に満たない期間は、1か月とします。）により計算した保険料を差し引いてその残額を返還します。ただし、保険契約者が保険契約の条件の変更等を行うために、中途更改（この保険契約を一旦解約し、その解約日を保険期間の初日として新たな保険契約を当会社と締結することをいいます。ただし、この保険契約を一旦解約しなければ保険契約の条件の変更等ができない場合に限ります。）する場合で、当会社が認めるときは、日割により計算した保険料を差し引いてその残額を返還します。
- (2) ①および②の規定にかかわらず、当会社または保険契約者が、第11条（告知義務）(2)、第12条（通知義務）(2)、第14条（調査）(3)、第17条（重大事由による解除）(1)、第18条（保険契約者による保険契約の解除）または第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(3)の規定により、保険料が貸金、入場者、領収金または売上高等に対する割合によって定められた保険契約を解除した場合は、第20条（保険料の精算）(3)の規定によって保険料を精算します。ただし、当社が保険契約を解除する場合は、最低保険料の定めがないものとして計算します。

## 第25条（事故発生時の義務）

保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。

- ① 損害の発生および拡大の防止に努めること。
- ② 事故発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。
- ③ 次の事項を遅滞なく、書面で当会社に通知すること。
  - ア. 事故の状況、被害者の住所および氏名または名称
  - イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
  - ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
- ④ 他人に損害賠償の請求（共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
- ⑤ 損害賠償の請求を受けた場合には、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を講じる場合を除き、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。
- ⑥ 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。
- ⑦ 他の保険契約等の有無および内容（既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。）について遅滞なく当会社に通知すること。
- ⑧ ①から⑦までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

## 第26条（事故発生時の義務違反）

- (1) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前条の規定に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。
  - ① 前条の①の規定に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損

害の額

- ② 前条②および③または⑥から⑧の規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
  - ③ 前条④の規定に違反した場合は、他人に損害賠償の請求（共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。）をすることによって取得することができたと認められる額
  - ④ 前条⑤の規定に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前条③もしくは⑧の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

#### 第 27 条（損害賠償責任解決の特則）

- (1) 当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって当会社の費用で被害者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- (2) 被保険者が正当な理由がなく(1)の協力に応じない場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

#### 第 28 条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時に発生し、これを行使用することができます。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
  - ① 保険金の請求書
  - ② 公の機関が発行する事故を証明する罹災証明書、事故証明書等の書類
  - ③ 被害者の死亡に関して支払われる損害賠償額の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
  - ④ 被害者の後遺障害に関して支払われる損害賠償額の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
  - ⑤ 被害者の傷害に関して支払われる損害賠償額の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
  - ⑥ 損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
  - ⑦ 財物の損壊に係る事故の保険金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（既に支払がなされた場合はその領収書とします。）および被害が生じた物の写真（画像データを含みます。）
  - ⑧ その他当会社が第 30 条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 当会社は、事故の内容、損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

#### 第 29 条（時効）

保険金請求権は、前条(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

### 第 30 条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、被保険者が第 28 条（保険金の請求）(2)の手続きを完了した日（以下この条において「請求完了日」といいます。）からその日を含めて 30 日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況および被保険者に該当する事実
  - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
  - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容
  - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
  - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数（複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。） 180 日
  - ② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90 日
  - ③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120 日
  - ④ 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60 日
  - ⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180 日
  - ⑥ 損害の発生事由が、過去の判例に照らして特殊な損害賠償事故である場合もしくは高度な専門技術を要する業務に起因する損害賠償事故である場合または損害が広範囲にわたり同一事故による損害賠償請求権者が多数存在する場合等において、(1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 180 日
- (3) (2)①から⑥までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、(2)①から⑥までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当会社は、(2)①から⑥までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。
- (4) (1)から(3)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、(1)から(3)の期間に算入しないものとします。

### 第 31 条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。）を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
- ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合  
被保険者が取得した債権の全額

② 上記①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

- (2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

**第 32 条（保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い）**

- (1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が 2 名以上である場合は、当会社は、代表者 1 名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の 1 名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者が 2 名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約上の義務を負うものとします。

**第 33 条（訴訟の提起）**

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

**第 34 条（準拠法）**

この保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

## 2. 特別約款および特約

### 施設所有（管理）者特別約款

#### 第1条（保険金を支払う場合）

当会社が保険金を支払うべき賠償責任保険普通保険約款（個人用）または賠償責任保険普通保険約款（事業用）（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の損害は、被保険者が所有、使用もしくは管理する保険証券記載の不動産もしくは動産（以下「施設」といいます。）または施設の用法に伴う保険証券記載の仕事（以下「仕事」といいます。）の遂行に起因する損害に限ります。

#### 第2条（保険金を支払わない場合－その1）

当会社は、直接であると間接であるとかかわらず、次のいずれかの事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 給排水管、暖冷房装置、湿度調整装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気、水の漏出、溢出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、溢出による財物の損壊
- ② 屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等による財物の損壊

#### 第3条（保険金を支払わない場合－その2）

当会社は、被保険者が次のいずれかの損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 施設の修理、改造または取壊し等の工事に起因する損害賠償責任
- ② 航空機、昇降機、自動車または施設外における船、車両（原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ③ 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れた施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任
- ④ 仕事の終了（仕事の目的物の引渡を要する場合は引渡）または放棄の後に、仕事の結果に起因して負担する損害賠償責任（被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材は、仕事の結果とはみなしません。）

#### 第4条（準用規定）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

### ① 漏水補償特約（施設用）

当会社は、施設所有（管理）者特別約款第2条（保険金を支払わない場合－その1）①の規定にかかわらず、給排水管、暖冷房装置、湿度調整装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気、水の漏出、溢出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、溢出による財物の損壊に起因する損害に対して、保険金を支払います。

### ② L P ガス販売業務不担保特約（施設用）

- (1) 当会社が保険金を支払うべき賠償責任保険普通保険約款（事業用）第1条（保険金を支払う場合）の損害は、施設所有（管理）者特別約款第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害のうち、被保険者が行うL P ガス販売業務の遂行（L P ガス販売業務のための事業所施設の所有、使用または管理を含みます。）またはその結果に起因する損害を除いたものとします。

- (2) (1)の「L Pガス販売業務」とは、L Pガスの供給およびこれに伴うL Pガスの製造、貯蔵、充てん、移動などの業務をいい、L Pガス容器その他のガス器具（以下「器具」といいます。）の販売、貸与ならびに配管、器具の取付、取替、器具・導管の点検・修理などの作業を含みます。

### ③ 油濁損害不担保特約

#### 第1条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、石油物質が保険証券記載の施設から海、河川、湖沼、運河（以下「公共水域」といいます。）へ流出したことに起因して、被保険者が次に掲げる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 水の汚染による他人の対物の損壊に起因する損害賠償責任
  - ② 水の汚染によって漁獲高が減少し、または漁獲物の品質が低下したことに起因する損害賠償責任
- (2) 当会社は、石油物質が保険証券記載の施設から流出し、公共水域の水を汚染し、またはそのおそれのある場合において、その石油物質の拡散防止、捕収回収、焼却処理、沈降処理、乳化分散処理等につき支出された費用その他損害の防止軽減のために要した費用については、被保険者が支出したと否にかかわらず、保険金を支払いません。

#### 第2条（石油物質の定義）

前条の「石油物質」とは、次に掲げるものをいいます。

- ① 原油、揮発油、灯油、軽油、重油、潤滑油、ピッチ、タール等の石油類
- ② ①に記載された石油類より誘導される化成品類
- ③ ①および②に記載された物質を含む混合物、廃棄物および残渣

#### 第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款（事業用）および施設所有（管理）者特別約款の規定を適用します。

### ④ 海洋生物損害不担保特約

#### 第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、賠償責任保険普通保険約款（事業用）および施設所有（管理）者特別約款に規定する免責事由のほか、直接であると間接であるとかかわらず、次に掲げる事由に起因する損害に対しては保険金を支払いません。

- ① クラゲ類によって生じた事故に起因する損害賠償責任
- ② その他海洋生物によって生じた事故に起因する損害賠償責任

#### 第2条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款（事業用）およびこの特約が付帯される施設所有（管理）者特別約款ならびにこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

### ⑤ システム等管理運営受託特約

#### 第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、賠償責任保険普通保険約款（事業用）（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）および第3条（保険金を支払わない場合—その2）②の規定にかかわらず、被保険者が、情報サービス業者または電気通信事業者としての業務のうち、日本国内において行

うシステム等管理運営受託業務の遂行にあたり、その業務の委託者（以下「顧客」といいます。）の施設内において管理または使用する次に掲げる他人の財物（以下「受託物」といいます。）を滅失、破損もしくは汚損（滅失、破損または汚損を、以下「損壊」といいます。）し、または紛失し、もしくは盗取されたことについて、受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を、この特約に従い、保険金を支払います。

- ① 情報機器
- ② 情報メディア
- ③ 原資料

## 第2条（用語の定義）

この特約において、次に掲げる用語の定義は、それぞれに定めるところによります。

### ① システム等管理運営受託業務

システム等管理運営受託業務とは、被保険者が、顧客の情報処理システム、コンピュータ室等の管理運営を受託するサービス業務で、顧客に使用人（オペレーター、キーパンチャー等の技術要員）を派遣して、顧客の施設において、顧客のためにコンピュータおよびその端末装置等の周辺機器を使用して行う業務（情報を記録媒体に記録してコンピュータにより直接処理しうる状態にする業務を含みます。）をいいます。

### ② 情報機器

情報機器とは、次に掲げるものをいいます。

ア. コンピュータおよびその端末装置等の周辺機器

イ. ア. が収容されている建物と同一の敷地内に所在する通信用回線および配線

ウ. 受配電設備、非常用発電設備、避雷針設備、冷暖房・空調設備、換気設備、保安設備ならびに什器および備品。ただし、コンピュータ室専用のものに限るものとし、その他の用途に使用または共用するものを含まません。

### ③ 情報メディア

情報メディアとは、次に掲げるものをいいます。

ア. 磁気テープ、磁気ディスク、磁気ドラム、パンチカード等②ア. に定められた情報機器で直接処理を行える記録媒体

イ. ア. に定められた記録媒体に記録されている情報（プログラムまたはデータをいいます。）

ウ. 基本設計書、プログラム仕様書、データ・ベース仕様書、帳票設計書、コード設計書等システム設計またはプログラム設計にかかる書類。

ただし、作成途中のものを含まません。

### ④ 原資料

原資料とは、③ア. に定められた記録媒体にデータを記録させるための作業に必要なものとなる情報の記録された書類、帳簿等をいいます。

## 第3条（支払保険金の範囲）

この特約において、当会社が保険金を支払うべき損害の範囲は、普通保険約款第4条（支払保険金の範囲）および第6条（費用）の規定にかかわらず、次に掲げるものに限ります。

- ① 被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金（弁済によって代位取得するものがある場合はその価額を控除したもの）
- ② 他人から損害の賠償を受けることができる場合において、その権利の保全または行使について必要な手続をするため、その他損害を防止軽減するために被保険者が支出した必要または有益な費用
- ③ ②の損害を防止軽減するために必要または有益と認められた手段を講じた後に被保険者に損害賠償責任がないことが判明した場合、その手段を講じたことによって要した費用のうち、支出につきあらかじめ当会社の書面による同意を得たもの
- ④ 損害賠償責任に関する争訟につき、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した費用

- ⑤ 普通保険約款第 27 条（損害賠償責任解決の特則）(1)の規定により、被保険者が当会社の要求に従い、当会社による請求の解決に協力するために直接要した費用

#### 第 4 条（支払保険金の計算）

前条の損害にかかる当会社の責任の限度は、普通保険約款第 5 条（支払保険金の計算）、第 6 条（費用）(2)および(3)の規定にかかわらず、次のとおりとします。

- ① 前条①から③までの損害については、その金額の合算額が、1 回の事故について、保険証券に記載されたこの特約にかかる免責金額を超過する場合に限り、その超過額のみを、保険証券に記載されたこの特約にかかる保険金額（以下「保険金額」といいます。）を限度として保険金を支払います。
- ② 前条④の費用については、その金額を支払います。ただし、1 回の事故について、前条①の損害賠償金の額が保険金額を超える場合は、保険金額の前記損害賠償金の額に対する割合によって、これを支払います。
- ③ 前条⑤の費用については、その全額を支払います。

#### 第 5 条（保険金を支払わない場合）

当会社は、普通保険約款第 2 条（保険金を支払わない場合—その 1）および第 3 条（保険金を支払わない場合—その 2）（②を除きます。）に規定する損害ならびに施設所有（管理）者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第 2 条（保険金を支払わない場合—その 1）および第 3 条（保険金を支払わない場合—その 2）に規定する損害のほか、被保険者が次のいずれかの損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の使用人が被保険者のためにその事務を処理するにあたり、または自己の職務上の地位を利用して行った窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為に起因する損害賠償責任
- ② 受託物の自然の消耗、性質または瑕疵に起因する損害賠償責任
- ③ 受託物の使用不能に起因する損害賠償責任（収益減少に基く賠償責任を含みます。）
- ④ 受託物が顧客に引き渡された日から 30 日を経過した後が発見された受託物の損壊、紛失または盗取に起因する損害賠償責任
- ⑤ 第 2 条（用語の定義）③ア、もしくはウ、に定められた情報メディアまたは原資料に記録されている情報のみを生じた情報の損壊または盗取に起因する損害賠償責任
- ⑥ コンピュータおよびその端末装置等の周辺機器により処理中の情報メディアを、作業上の過失（プログラムミスまたはパンチミスを含みます。）または技術の拙劣により損壊したことに起因する損害賠償責任。ただし、火災、破裂または爆発が発生した場合は、その火災、破裂または爆発に起因する賠償責任については、この規定を適用しません。

#### 第 6 条（支払限度額）

当会社が支払うべき保険金の額は、被害受託物が、損害の生じた地および時において、もし損害を受けていなければ有したであろう価額を限度とします。ただし、被害受託物が情報メディアまたは原資料である場合は、これを再制作または再取得するために必要な費用を限度とします。

#### 第 7 条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および特別約款の規定を適用します。

## ⑥ ヨット・モーターボート特約

#### 第 1 条（被保険者の範囲）

この保険契約において、被保険者とは次の者をいいます。

- ① 保険証券記載の被保険者（以下「記名被保険者」といいます。）

- ② 記名被保険者の同居の親族
- ③ 記名被保険者の承諾を得た者

## 第2条（搭乗者、積載物不担保）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（事業用）および施設所有（管理）者特別約款に定める免責事由のほか、次のいずれかに該当する損害に対しては保険金を支払いません。

- ① 搭乗者の身体障害に起因する損害
- ② 積載物の損壊、紛失もしくは盗取に起因する損害

# ⑦ ゴルフカート特約

## 第1条（保険金を支払う場合）

当社は、施設所有（管理）者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、この特約において、当社が保険金を支払うべき賠償責任保険普通保険約款（事業用）（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の損害は、保険証券記載のゴルフ場施設内において被保険者が所有、使用もしくは管理するゴルフカートに起因する損害に限ります。

## 第2条（用語の定義）

- (1) 当社は、被保険者が保険証券記載のゴルフ場施設内において所有、使用または管理するゴルフカート（以下「ゴルフカート」といいます。）は、施設所有（管理）者特別約款第3条（保険金を支払わない場合—その2）②にいう自動車とはみなしません。ただし、そのゴルフカートが自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）（以下「自賠法」といいます。）第5条の規定により、自賠法に基づく責任保険（責任共済を含みます。以下「自賠責保険」といいます。）の契約の締結が強制されているものである場合を除きます。
- (2) 当社は、(1)のゴルフカートに積載された財物は、普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合—その2）②にいう「被保険者が所有、使用または管理する財物」とはみなしません。ただし、保険証券記載のゴルフ場の所有（リース契約、レンタル契約または所有権留保条項付売買契約に基づいて購入した財物を含みます。）する財物を除きます。

## 第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、次のいずれかの損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① ゴルフ場施設外におけるゴルフカートの所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ② ゴルフカート自体またはゴルフ場施設等の損壊に起因する損害賠償責任
- ③ 被保険者の使用人（キャディを含みます。）が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任

## 第4条（支払保険金）

当社は、普通保険約款第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、ゴルフ場施設内におけるゴルフカートの所有、使用または管理に起因して当社が保険金を支払うべき損害が発生した場合において、そのゴルフカートにつき自賠責保険契約を締結している場合または自動車保険契約を締結している場合は、その損害の額がその自賠責保険または自動車保険契約により、支払われるべき保険金の額の合算額を超過する場合に限り、その超過額のみに対して保険金を支払います。

## 第5条（免責金額）

当社は、前条に規定された自賠責保険もしくは自動車保険契約により保険金を支払うべき金

額の合算額または保険証券に記載された免責金額のいずれか大きい金額を免責金額として普通保険約款第4条（支払保険金の範囲）の規定を適用します。

#### 第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款および施設所有（管理）者特別約款の規定を準用します。

### ⑧ ゴルフカート搭乗者の傷害見舞費用補償特約 （死亡・後遺障害のみ補償）

#### 第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、賠償責任保険普通保険約款（事業用）（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定および施設所有（管理）者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、ゴルフカート特約第2条（用語の定義）に規定するゴルフカートの事故によって、そのゴルフカート搭乗中の者が傷害を被り、その直接の結果として事故発生日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合もしくは死亡した場合において、その傷害に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することなく、慣習として支払う慶弔金、見舞金等（以下「見舞金」といいます。）を当会社の同意を得て支払ったときは、この特約の規定に従いゴルフカート搭乗者の傷害見舞費用保険金（以下「傷害見舞費用保険金」といいます。）を支払います。

#### 第2条（被保険者）

この特約において、被保険者とは保険証券記載のゴルフ場をいいます。

#### 第3条（支払限度額）

この特約において、第1条（保険金を支払う場合）の規定に基づき当会社が支払うべき傷害見舞費用保険金の額は、1回の事故につき被害者1名について別表1に記載する金額を限度とします。

#### 第4条（支払保険金の競合）

当会社は、同一の事故により同一の被害者に対して死亡に係る傷害見舞費用保険金を支払う場合において、既に支払った後遺障害に係る傷害見舞費用保険金があるときは、死亡に係る傷害見舞費用保険金から既に支払った金額を控除した残額を支払います。

#### 第5条（見舞費用保険金の請求）

- (1) 被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の規定に基づき傷害見舞費用保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第28条（保険金の請求）に規定する書類の他にゴルフ場責任者が発行するゴルフカート搭乗中の事故であることを証明する書類および被保険者の見舞金の支払を証明する被害者の受領書等の書類を当会社に提出しなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由なく(1)の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて傷害見舞費用保険金を支払います。
- (3) 当会社は、(1)の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

#### 第6条（損害賠償保険金との関係）

この特約により傷害見舞費用保険金が支払われた後に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合には、この特約により支払われた傷害見舞費用保険金は、特別約款または特別約款に付帯する他の特約により支払うべき保険金に充当します。

## 第7条（他の保険契約等がある場合の傷害見舞費用保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この特約により支払うべき傷害見舞費用保険金の額を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。ただし、この特約の支払責任額（他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。）を限度とします。

## 第8条（読替規定）

この特約については、次のとおり普通保険約款、特別約款および特約を読み替えて適用します。

- ① 普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合—その1）の規定中「次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては保険金を支払いません。」および特別約款第2条（保険金を支払わない場合—その1）の規定中「次のいずれかの事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。」とあるのは、「次のいずれかに該当する事由に起因する見舞金に対しては、傷害見舞費用保険金は支払いません」
- ② 普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合—その2）および特別約款第3条（保険金を支払わない場合—その2）の規定中「被保険者が次のいずれかの損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません」、「加重された損害賠償責任」、「負担する損害賠償責任」、「対する損害賠償責任」および「起因する損害賠償責任」とあるのは、それぞれ、「被保険者の支払う次のいずれかの見舞金に対しては傷害見舞費用保険金を支払いません」、「支払う見舞金」、「対して支払う見舞金」および「起因して支払う見舞金」

## 第9条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款および施設所有（管理）者特別約款の規定を準用します。

### 別表1 第3条（支払限度額）の金額

| 項 目            | 支払限度額                |
|----------------|----------------------|
| (1) 死亡した場合     | 100万円                |
| (2) 後遺障害が生じた場合 | 100万円に別表2に掲げる割合を乗じた額 |

(注) 表中「後遺障害が生じた場合」とは、身体に残された将来においても回復できない機能の重大な障害または身体の一部の欠損で、かつ、その原因となった傷害がなおった後のものをいいます。以下、この特約において同様とします。

### 別表1 後遺障害等級表

| 等級  | 後 遺 障 害                                                                                                                                                       | 保険金<br>支払割合 |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 第1級 | (1) 両眼が失明したもの<br>(2) 咀嚼および言語の機能を廃したもの<br>(3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの<br>(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの<br>(5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの<br>(6) 両上肢の用を全廃したもの | 100%        |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |     |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
|     | <ul style="list-style-type: none"> <li>(7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの</li> <li>(8) 両下肢の用を全廃したもの</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                       |     |
| 第2級 | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの</li> <li>(2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの</li> <li>(3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの</li> <li>(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの</li> <li>(5) 両上肢を手関節以上で失ったもの</li> <li>(6) 両下肢を足関節以上で失ったもの</li> </ul>                                                                                 | 89% |
| 第3級 | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの</li> <li>(2) 咀嚼または言語の機能を廃したもの</li> <li>(3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの</li> <li>(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの</li> <li>(5) 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）</li> </ul>                                                                           | 78% |
| 第4級 | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの</li> <li>(2) 咀嚼および言語の機能に著しい障害を残すもの</li> <li>(3) 両耳の聴力を全く失ったもの</li> <li>(4) 1上肢をひざ関節以上で失ったもの</li> <li>(5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの</li> <li>(6) 両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節間関節もしくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。）</li> <li>(7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの</li> </ul>                        | 69% |
| 第5級 | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの</li> <li>(2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>(3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>(4) 1上肢を手関節以上で失ったもの</li> <li>(5) 1下肢を足関節以上で失ったもの</li> <li>(6) 1上肢の用を全廃したもの</li> <li>(7) 1下肢の用を全廃したもの</li> <li>(8) 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）</li> </ul> | 59% |
| 第6級 | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |     |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |     |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
|     | <ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 咀嚼または言語の機能に著しい障害を残すもの</li> <li>(3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</li> <li>(4) 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>(5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの</li> <li>(6) 1 上肢の3大関節中の2 関節の用を廃したもの</li> <li>(7) 1 下肢の3大関節中の2 関節の用を廃したもの</li> <li>(8) 1 手の5 の手指または母指を含み4 の手指を失ったもの</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 50% |
| 第7級 | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの</li> <li>(2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>(3) 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>(4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>(5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>(6) 1 手の母指を含み3 の手指または母指以外の4 の手指を失ったもの</li> <li>(7) 1 手の5 の手指または母指を含み4 の手指の用を廃したもの</li> <li>(8) 1 足をリスフラン関節以上で失ったもの</li> <li>(9) 1 上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</li> <li>(10) 1 下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</li> <li>(11) 両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものとは、第1 の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節間関節もしくは近位指節間関節（第1 の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。）</li> <li>(12) 外貌に著しい醜状を残すもの</li> <li>(13) 両側の睪丸を失ったもの</li> </ul> | 42% |
| 第8級 | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 1 眼が失明し、または1 眼の矯正視力が0.02以下になったもの</li> <li>(2) 脊柱に運動障害を残すもの</li> <li>(3) 1 手の母指を含み2 の手指または母指以外の3 の手指を失ったもの</li> <li>(4) 1 手の母指を含み3 の手指または母指以外の4 の手指の用を廃したもの</li> <li>(5) 1 下肢を5 cm以上短縮したもの</li> <li>(6) 1 上肢の3大関節中の1 関節の用を廃したもの</li> <li>(7) 1 下肢の3大関節中の1 関節の用を廃したもの</li> <li>(8) 1 上肢に偽関節を残すもの</li> <li>(9) 1 下肢に偽関節を残すもの</li> <li>(10) 1 足の足指の全部を失ったもの</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 34% |
| 第9級 | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |     |

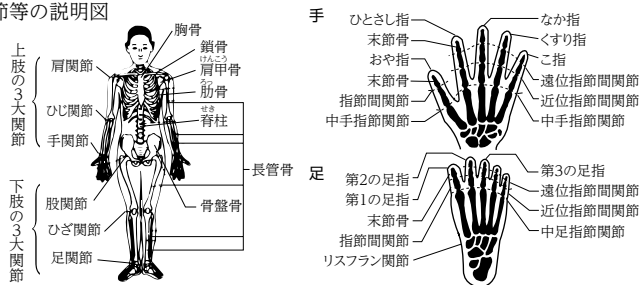
|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |     |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
|      | <ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 1 眼の矯正視力が0.06以下になったもの</li> <li>(3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの</li> <li>(4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</li> <li>(5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</li> <li>(6) 咀嚼くおおよび言語の機能に障害を残すもの</li> <li>(7) 両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>(8) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</li> <li>(9) 1 耳の聴力を全く失ったもの</li> <li>(10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</li> <li>(11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</li> <li>(12) 1 手の母指または母指以外の2 の手指を失ったもの</li> <li>(13) 1 手の母指を含み2 の手指または母指以外の3 の手指の用を廃したもの</li> <li>(14) 1 足の第1 の足指を含み2 以上の足指を失ったもの</li> <li>(15) 1 足の足指の全部の用を廃したもの</li> <li>(16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの</li> <li>(17) 生殖器に著しい障害を残すもの</li> </ul> | 26% |
| 第10級 | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 1 眼の矯正視力が0.1以下になったもの</li> <li>(2) 正面視で複視を残すもの</li> <li>(3) 咀嚼くまたは言語の機能に障害を残すもの</li> <li>(4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</li> <li>(5) 両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</li> <li>(6) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</li> <li>(7) 1 手の母指または母指以外の2 の手指の用を廃したもの</li> <li>(8) 1 下肢を3 cm以上短縮したもの</li> <li>(9) 1 足の第1 の足指または他の4 の足指を失ったもの</li> <li>(10) 1 上肢の3 大関節中の1 関節の機能に著しい障害を残すもの</li> <li>(11) 1 下肢の3 大関節中の1 関節の機能に著しい障害を残すもの</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                         | 20% |
| 第11級 | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの</li> <li>(2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</li> <li>(3) 1 眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</li> <li>(4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</li> <li>(5) 両耳の聴力が1 m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</li> <li>(6) 1 耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができ</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 15% |

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |     |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
|      | <p>ない程度になったもの</p> <p>(7) 脊柱に変形を残すもの</p> <p>(8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの</p> <p>(9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの</p> <p>(10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |     |
| 第12級 | <p>(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの</p> <p>(2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>(3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>(4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの</p> <p>(5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの</p> <p>(6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの</p> <p>(7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの</p> <p>(8) 長管骨に変形を残すもの</p> <p>(9) 1手の小指を失ったもの</p> <p>(10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの</p> <p>(11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの</p> <p>(12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの</p> <p>(13) 局部に頑固な神経症状を残すもの</p> <p>(14) 外貌に醜状を残すもの</p> | 10% |
| 第13級 | <p>(1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの</p> <p>(2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの</p> <p>(3) 正面視以外で複視を残すもの</p> <p>(4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残したまたはまつげはげを残すもの</p> <p>(5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>(6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの</p> <p>(7) 1手の小指の用を廃したもの</p> <p>(8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>(9) 1下肢を1cm以上短縮したもの</p> <p>(10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの</p> <p>(11) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの</p>                                                                                                | 7%  |
| 第14級 | <p>(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの</p> <p>(2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>(3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</p> <p>(4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>(5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>(6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>(7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの</p>                                                                                                                                                                                                            | 4%  |

- |                                  |
|----------------------------------|
| (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したものの |
| (9) 局部に神経症状を残すもの                 |

注1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

#### 注2 関節等の説明図



## 昇降機特別約款

### 第1条（保険金を支払う場合）

当会社が保険金を支払うべき賠償責任保険普通保険約款（事業用）または賠償責任保険普通保険約款（個人用）（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の損害は、被保険者が所有、使用または管理する保険証券記載の昇降機に起因する損害に限りします。

### 第2条（保険金を支払わない場合の規定の排除）

普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合—その2）②の規定は、昇降機に積載した他人の財物については適用しません。

### 第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は、被保険者が次のいずれかの損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が故意または重大な過失によって法令に違反したことに起因する損害賠償責任
- ② 昇降機の修理、改造または取外し等の工事に起因する損害賠償責任

### 第4条（準用規定）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

## 請負業者特別約款

### 第1条（保険金を支払う場合）

当会社が保険金を支払うべき賠償責任保険普通保険約款（事業用）第1条（保険金を支払う場合）の損害は、保険証券記載の仕事（以下「仕事」といいます。）の遂行に起因し、または仕事の遂行のために被保険者が所有、使用もしくは管理する保険証券記載の施設（以下「施設」といいます。）に起因する損害に限りします。

### 第2条（保険金を支払わない場合—その1）

当会社は、次のいずれかの事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者またはその下請負人が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴う次の偶然な事故
  - ア. 土地の沈下、隆起、移動、振動もしくは土砂崩れ（崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。）・落石に起因する土地の工作物、その収容物もしくは付属物、植物または土地の損壊
  - イ. 土地の軟弱化もしくは土砂の流出、流入に起因する地上の構築物（基礎および付属物を含みます。）、その収容物もしくは土地の損壊
  - ウ. 地下水の増減
- ② 施設の給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気、水の漏出、溢出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、溢出による財物の損壊
- ③ 屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等による財物の損壊

### 第3条（保険金を支払わない場合－その2）

当会社は、被保険者が次のいずれかの損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の下請負人またはその使用人の身体の障害に起因する損害賠償責任
- ② 航空機または自動車の所有、使用もしくは管理（貨物の積込または積卸作業を除きます。）に起因する損害賠償責任
- ③ 仕事の終了（仕事の目的物の引渡を要する場合は引渡）または放棄の後に、仕事の結果に起因して負担する損害賠償責任（被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材は、仕事の結果とはみなしません。）
- ④ 被保険者の占有を離れ施設外にある財物に起因する損害賠償責任
- ⑤ じんあいまたは騒音に起因する損害賠償責任

### 第4条（保険期間の自動延長）

保険証券に記載された保険期間内に仕事が終了しない場合は、保険契約者または被保険者は、仕事が終了しない理由および終了予定日を、遅滞なく、書面で当会社に通知するものとし、保険期間は、仕事の終了または放棄の時まで自動的に延長されるものとします。ただし、正当な理由がなくその通知が行われず、もしくは遅滞した場合または当会社が別段の意思表示をした場合は、この規定を適用しません。

### 第5条（準用規定）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款（事業用）の規定を準用します。

## ① 漏水補償特約（請負用）

当会社は、請負業者特別約款第2条（保険金を支払わない場合－その1）②の規定にかかわらず、給排水管、暖冷房装置、湿度調整装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気、水の漏出、溢出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、溢出による財物の損壊に起因する損害に対して、保険金を支払います。

## ② L P ガス販売業務不担保特約（請負用）

- (1) 当会社が保険金を支払うべき賠償責任保険普通保険約款（事業用）第1条（保険金を支払う場合）の損害は、請負業者特別約款第1条に規定する損害のうち、被保険者が行うL P ガス販売業務の遂行（L P ガス販売業務のための事業所施設の所有、使用または管理を含みます。）またはその結果に起因する損害を除いたものとします。

- (2) (1)の「L Pガス販売業務」とは、L Pガスの供給およびこれに伴うL Pガスの製造、貯蔵、充てん、移動などの業務をいい、L Pガス容器その他のガス器具（以下「器具」といいます。）の販売・貸与ならびに配管、器具の取付・取替、器具・導管の点検・修理などの作業を含みます。

### ③ 地下埋設物損壊不担保特約

#### 第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、賠償責任保険普通保険約款（事業用）第1条（保険金を支払う場合）および請負業者特別約款第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、上・下水道管、ガス管、電線、電話線等で地下に埋設されている財物の損壊に起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

#### 第2条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款（事業用）および請負業者特別約款の規定を準用します。

### ④ 工事場内建設用工作車危険補償特約

#### 第1条（定義）

- (1) 工事場内および施設内における別表記載のもの（以下「建設用工作車」といいます。）は請負業者特別約款第3条（保険金を支払わない場合—その2）②にいう自動車とはみなしません。
- (2) (1)にいう工事場とは主たる仕事（工事）を行っている場所で不特定多数の人が出入することを禁止されている場所をいいます。

#### 第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、賠償責任保険普通保険約款（事業用）（以下「普通保険約款」といいます。）第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、前条に掲げた建設用工作車の所有、使用もしくは管理に起因して当会社が保険金を支払うべき損害が発生した場合において、その建設用工作車に自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく賠償責任保険（責任共済を含みます。以下「自賠責保険」といいます。）の契約を締結すべきもしくは締結している場合または自動車保険契約を締結している場合は、その損害の額がその自賠責保険および自動車保険契約により、支払われるべき保険金の額の合算額を超過する場合に限り、その超過額のみに対して保険金を支払います。

#### 第3条（支払保険金）

当会社は前条に規定された自賠責保険および自動車保険契約により保険金を支払うべき金額の合算額または保険証券に記載された免責金額のいずれか大きい金額を免責金額として普通保険約款第4条（支払保険金の範囲）の規定を適用します。

#### 第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款および請負業者特別約款の規定を準用します。

別表 建設用工作車

| 区分               | 工作車                                                 | 工作車の種類                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|------------------|-----------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1.<br>クレーン・ショベル付 | (1) 揚重専用機械として使用する工作車                                | トラッククレーン、クレーントラック、ホイールクレーン（モビルクレーン、クルーザークレーン等）、クローラークレーン（キャタピラ付クレーン）等                                                                                                                                                                                                                                            |
|                  | (2) 掘削用として使用する工作車                                   | パワーショベル、ショベルカー、バックホー（ドラグショベル）、ドラグライン、クラムシェル、スクーパー等                                                                                                                                                                                                                                                               |
|                  | (3) くい打ち・穴掘用として使用する工作車                              | パイルドライバー、パイルハンマー、アースオーガ、アースドリル、穴掘車、建柱車、ボーリングマシン車等の工作車、くい打用工作車、ボーリングマシン、レーパーサーキュレイションドリル等の基礎工事用機械を装備した自動車                                                                                                                                                                                                         |
|                  | (4) 揚重用として使用する工作車                                   | クレーンカー（クローラークレーン）、ウィンチ車等                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|                  | (注) アタッチメントを交換することで上記(1)から(4)までの工作車として使用できるものを含みます。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 2.<br>その他        | (1) 排土・整地機械として使用する工作車                               | ブルドーザ（アングルドーザ、レーキドーザ）、グレーダ、モータグレーダ、スクレーパ、モータスクレーパ、ロータリースクレーパー、タイヤドーザ、スクープドーザ等                                                                                                                                                                                                                                    |
|                  | (2) 農業機械として使用する工作車                                  | 農業用トラクタ<br>(道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）上「大型特殊自動車」に区分される農耕作業専用車)                                                                                                                                                                                                                                                    |
|                  | (3) 積込機械として使用する工作車                                  | トラクタショベル、ドーザショベル、パケットローダ、ロッカショベル、スイングショベル、スイングローダ、モートルローダ、スクープモビル、エキスカベーターローダ、サイドダンプローダ、フォークリフト、ストラドルキャリア、ショベルローダ等                                                                                                                                                                                               |
|                  | (4) 道路機械として使用する工作車                                  | (道路建設用)<br>ロードスクレーパー、マカダムロードローラー、タンデムロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー、タンピングローラー、コンクリートフィニッシャー、ロードスタビライザ、アスファルトフィニッシャー等<br>(道路保守・補修用)<br>ロードスイーパー、ロードマーカ、道路補修車、アスファルト作業車、除雪用自動車、高圧洗浄車等                                                                                                                                      |
|                  | (5) その他の工作車                                         | ① ポータブルコンプレッサー、ポータブルコンベアー、発電機自動車<br>② ターナロッカー、クローラーキャリア<br>③ コンクリートミキサーカー、ミキサーモビル、コンクリート吹上車、コンクリート吹付車、コンクリートポンプ車、コンクリートアジテーター、生コンクリート運搬自動車等コンクリート作業車<br>④ 木材防腐加工自動車<br>⑤ 雪上車<br>⑥ 草刈作業車、芝刈作業車、耕運機<br>⑦ 高所作業車<br>⑧ 清掃作業車<br>⑨ 登録番号標のない超大型自動車<br>⑩ 区分 1 または 2 の車両をけん引するトラクタ<br>⑪ その他上記に類するもの。ただしダンプカー、ユニック車を含みません。 |

## ⑤ 管理財物の範囲に関する特約

この保険契約において、賠償責任保険普通保険約款（事業用）第3条（保険金を支払わない場合－その2）②の「被保険者が所有、使用または管理する財物」（以下「管理財物」といいます。）とは次に掲げるものをいいます。

- ① 被保険者または被保険者の下請負人が保険証券に記載された業務を遂行するにあたり、現実かつ直接的に作業を加えている財物（その作業の対象となっている部分をいいます。）
- ② 被保険者または被保険者の下請負人が第三者より借用中の財物（リースまたはレンタル契約により占有する財物を含みます。）
- ③ 被保険者または下請負人が所有する財物（所有権留保付売買契約に基づいて購入した財物を含みます。）
- ④ 被保険者または被保険者の下請負人が現実に使用している財物
- ⑤ 被保険者または被保険者の下請負人に支給された資材、機材、商品等の財物
- ⑥ 被保険者または被保険者の下請負人が保管施設において保管するために預かっている財物
- ⑦ 下欄に記載された財物

|            |
|------------|
| 保険証券記載のとおり |
|------------|

## ⑥ 管理財物補償特約（請負用）

### 第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、賠償責任保険普通保険約款（事業用）（以下「普通保険約款」といいます。）第3条（保険金を支払わない場合－その2）②の規定にかかわらず、管理財物の損壊、紛失または盗取により、その財物につき正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被保険者が被る損害に対して保険金を支払います。
- (2) (1)に規定する管理財物とは、管理財物の範囲に関する特約①および④に規定する財物で、同特約②、③、⑤および⑥に該当しない財物をいいます。
- (3) 当社は、管理財物の範囲に関する特約の規定にかかわらず、(2)に規定する管理財物については、普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合－その2）②に規定する被保険者が所有、使用または管理する財物とはみなしません。

### 第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合－その1）ならびに第3条（保険金を支払わない場合－その2）①および③から⑤までならびに請負業者特別約款第2条（保険金を支払わない場合－その1）ならびに第3条（保険金を支払わない場合－その2）に規定する損害のほか、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者と世帯を同じくする親族が行い、または加担した盗取に起因する損害
- ② 被保険者が私的な目的で使用し、または被保険者の代理人、使用人もしくは被保険者と世帯を同じくする親族が所有し、または私的な目的で使用する管理財物の損壊、紛失または盗取に起因する損害
- ③ 作業の拙劣により生じた管理財物の損壊に起因する損害。ただし、これらの事由によって火災または爆発が発生した場合を除きます。

### 第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および特別約款ならびにこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

## ⑦ 借用・支給・受託物損壊補償特約（請負用）

### 第1章 借用財物損壊補償条項

#### 第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、賠償責任保険普通保険約款（事業用）（以下「普通保険約款」といいます。）第3条（保険金を支払わない場合—その2）②の規定にかかわらず、保険期間中に発生した借用財物の損壊、紛失または盗取により、借用財物につき正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この補償条項に従い、保険金を支払います。

#### 第2条（借用財物の範囲）

- (1) この特約において規定する借用財物とは、作業場（仕事を行っている場所であって、不特定多数の人の出入りを制限している場所をいいます。）内、作業区間（仕事の遂行のために、仕事を行っている間には不特定多数の人の出入りを制限している場所をいいます。）内および施設内において使用または管理する次に該当する財物をいいます。
- ① 被保険者または被保険者の下請負人が第三者より借用中の財物（リースまたはレンタル契約により占有する財物を含み、不動産を除きます。）
- ② 被保険者または被保険者の下請負人が所有権留保付売買契約に基づいて購入した財物
- (2) 当会社は、管理財物の範囲に関する特約の規定にかかわらず、(1)に規定する借用財物については、普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合—その2）②に規定する被保険者が所有、使用または管理する財物とはみなしません。

### 第2章 支給財物損壊補償条項

#### 第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合—その2）②の規定にかかわらず、保険期間中に発生した支給財物の損壊、紛失または盗取により、支給財物につき正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この補償条項に従い、保険金を支払います。

#### 第2条（支給財物の範囲）

- (1) この特約において規定する支給財物とは、管理財物の範囲に関する特約⑤に規定する財物で、仕事の遂行のために他人から被保険者に支給された資材（工事用仮設物の材料または移動工事における目的物を含みます。）であって、他人が所有する動産をいいます。なお、次に掲げるものは支給財物とはみなしません。
- ① 被保険者が製造、販売または提供する商品、製品等のうち、引渡しがなされていないもの
- ② 被保険者が機械等の動産の修理を業とする者である場合の、その修理作業の対象物
- (2) 当会社は、管理財物の範囲に関する特約の規定にかかわらず、(1)に規定する支給財物については、普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合—その2）②に規定する被保険者が所有、使用または管理する財物とはみなしません。

### 第3章 受託物損壊補償条項

#### 第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合—その2）②の規定にかかわらず、保険期間中に発生した被保険者が仕事の遂行に伴い管理する受託物の損壊、紛失または盗取により、受託物につき正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この補償条項に従い、保険金を支払います。

## 第2条（受託物の範囲）

- (1) この特約において規定する受託物とは、管理財物の範囲に関する特約⑥に規定する財物をいいます。ただし、次のいずれかに該当する物を含みません。
- ① 土地およびその定着物（建物、立木等をいいます。）
  - ② 動物、植物等の生物
  - ③ 船舶、航空機およびこれらの付属品
  - ④ 駐車場業者、自動車修理業者、ガソリンスタンド等自動車または原動機付自転車（以下「自動車等」といいます。）の管理、保管、修理等を業とする者が、その業務の遂行に伴い管理、保管、修理等を行う自動車等
  - ⑤ クリーニング業者がその業務の遂行に伴い受託する洗たく物
  - ⑥ 道路運送業者、倉庫業者、運輸に附随するサービス業者等、貨物、物品等の運送または荷役を業とする者が、その業務の遂行に伴い受託する財物
  - ⑦ 被保険者が製造、販売または提供する商品、製品等のうち、引渡しがなされていないもの
  - ⑧ 公序良俗に違反するもの
  - ⑨ 借用財物
  - ⑩ 支給財物
- (2) 当社は、管理財物の範囲に関する特約の規定にかかわらず、(1)に規定する受託物については、普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合—その2）②に規定する被保険者が所有、使用または管理する財物とはみなしません。

## 第4章 基本条項

### 第1条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合—その1）ならびに第3条（保険金を支払わない場合—その2）①および③から⑤までならびに請負業者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合—その1）ならびに第3条（保険金を支払わない場合—その2）①および③から⑤までに規定する損害のほか、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者、被保険者の代理人（被保険者が法人である場合は、その理事、取締役その他法人の業務を執行する機関をいいます。）もしくは使用人または被保険者と世帯を同じくする親族が行い、または加担した盗取に起因する損害
- ② 被保険者が私的な目的で使用し、または被保険者の代理人、使用人もしくは被保険者と世帯を同じくする親族が所有し、または私的な目的で使用する借用財物、支給財物または受託物の損壊、紛失または盗取に起因する損害
- ③ 自然発火または自然爆発した借用財物、支給財物および受託物の損壊に起因する損害
- ④ 借用財物、支給財物および受託物の欠陥、自然の消耗もしくは劣化、性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、変質、さび、汗ぬれ、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等の損壊に起因する損害
- ⑤ 借用財物、支給財物および受託物について、発注者、委託者またはそれらについて正当な権利を有する者に引き渡された後に発見された借用財物、支給財物および受託物の損壊、紛失または盗取に起因する損害
- ⑥ 借用財物、支給財物および受託物の目減りまたは原因不明の数量不足に起因する損害
- ⑦ 借用財物および受託物に対する修理（点検を含みます。）または加工に起因する借用財物および受託物の損壊に起因する損害。ただし、これらの事由によって火災または爆発が発生した場合を除きます。
- ⑧ 借用財物、支給財物および受託物の使用不能に起因する損害（収益減少に基づく損害賠償責任を含みます。）
- ⑨ 借用財物に生じた次の損壊に起因する損害

ア. 電氣的または機械的な原因により生じた損壊

イ. 汚損、すり傷、塗料のはがれ落ちその他単なる外形上の損傷であって、借用財物の機能に直接関係のない損壊

ウ. 電球等の管球類、潤滑油・燃料等の運転資材またはタイヤ等の消耗品に単独に生じた損壊

⑩ 支給財物に生じた他の財物に組み込まれた後に発見された損壊に起因する損害

⑪ 受託物に生じた次の損壊に起因する損害

ア. 冷凍・冷蔵装置（これらの付属装置を含みます。以下同様とします。）の電氣的・機械的事故に起因する受託物の損壊に起因する損害賠償責任。ただし、これらの事由によって火災または爆発が発生した場合を除きます。

イ. 冷凍・冷蔵装置の破損、変調、故障または操作上の誤りによる温度変化のために生じた受託物の損壊に起因する損害賠償責任。ただし、これらの事由によって火災または爆発が発生した場合を除きます。

ウ. 冷凍・冷蔵装置からの冷媒等の漏出または溢出に起因する受託物の損壊（腐敗、変色、汗ぬれ、臭いの付着その他類似の損壊を含みます。）に起因する損害賠償責任。ただし、これらの事由によって、火災または爆発が発生した場合を除きます。

エ. 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨とう品、勲章、き章、稿本、設計書、雛（ひな）型その他これらに類する受託物の損壊、紛失または盗取

## 第2条（支払保険金の計算）

- (1) 当会社が、第1章 借用財物損壊補償条項第1条（保険金をお支払いする場合）、第2章 支給財物損壊補償条項第1条（保険金をお支払いする場合）および第3章 受託物損壊補償条項第1条（保険金をお支払いする場合）に規定する損害について支払うべき保険金の額は、普通保険約款第4条（支払保険金の範囲）に規定する損害賠償金および同第6条（費用）に規定する費用の合計額とします。ただし、1回の事故および保険期間中につき500万円を限度とします。
- (2) 当社がこの特約により保険金を支払う場合には、1回の事故について免責金額5万円を適用します。
- (3) (1)の規定にかかわらず、当社が第3章 受託物損壊補償条項第1条（保険金をお支払いする場合）に規定する損害について支払うべき保険金の額は、受託物が損壊した地および時におけるその受託物の価額を超えないものとします。

## 第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および特別約款ならびにこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

# ⑧ 地盤崩壊危険補償特約（標準補償）（請負用）

## 第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、請負業者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合—その1）①ア. およびイ. の規定にかかわらず、被保険者が行う同条①に規定する工事（以下「工事」といいます。）に伴い、不測かつ突発的に発生した土地の沈下・隆起・移動・振動・軟弱化、土砂崩れもしくは土砂の流出・流入（以下「地盤の崩壊」といいます。）に起因して、土地、土地の工作物（基礎、付属物および収容物を含みます。）もしくは植物が滅失、破損もしくは汚損し、または動物が死傷（以下「財物の損壊」といいます。）したことにについて、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。
- (2) 当社は、特別約款第2条（保険金を支払わない場合—その1）①ウ. の規定にかかわらず、工事に伴う地下水の増減によって生ずる地盤の崩壊に起因する財物の損壊について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

## 第2条（保険金を支払わない場合 - その1）

当会社は、前条の規定にかかわらず、賠償責任保険普通保険約款（事業用）（以下「普通保険約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合―その1）および第3条（保険金を支払わない場合―その2）に規定する損害ならびに特別約款第2条（保険金を支払わない場合―その1）（①を除きます。）および第3条（保険金を支払わない場合―その2）に規定する損害のほか、被保険者が次のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 地盤の崩壊による河川または堤防の損壊に起因する賠償責任
- ② 被保険者が仕様書に定める災害防止措置を講じなかったことによる地盤の崩壊に起因する賠償責任
- ③ 保険期間終了後に発見された地盤の崩壊に起因する賠償責任
- ④ シールド工法（TBM工法、新オーストリアトンネル工法その他これらに類する工法を含みます。以下同様とします。）によらない場合は、地盤の崩壊に起因して、掘削予定地域の外周線より掘削予定深度を水平に置き換えた距離内で生じた財物の損壊にかかる賠償責任
- ⑤ シールド工法による場合は、地盤の崩壊に起因して、掘削予定地域内またはその上下の地域内で生じた財物の損壊にかかる賠償責任
- ⑥ 被保険者と発注者を同じくする他の請負業者（その業者の下請負業者を含みます。）が施工中の工事の目的物またはその所有、使用もしくは管理する財物の滅失、破損もしくは汚損に起因する賠償責任

## 第3条（保険金を支払わない場合 - その2）

当会社は、理由がいかなる場合でも、被保険者が支出した次の費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① 薬液注入にかかる費用
- ② 設計変更または工事変更のための費用

## 第4条（支払保険金の計算）

- (1) 当会社がこの特約により支払う保険金の額は、普通保険約款第4条（支払保険金の範囲）に規定する損害賠償金および同第6条（費用）(1)に規定する費用の合計額について、1回の事故および保険期間中につき1,000万円を限度とします。
- (2) 当会社がこの特約により保険金を支払う場合には、1回の事故について免責金額5万円を適用します。
- (3) (1)に規定する「1回の事故」とは、同一の原因から生じた一連の事故（発生時間または発生場所が異なる場合を含みます。）をいいます。

## 第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および特別約款ならびにこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

# ⑨ 地盤崩壊危険補償特約（ワイド補償）（請負用）

## 第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、請負業者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合―その1）①A. およびイ. の規定にかかわらず、被保険者が行う同条①に規定する工事（以下「工事」といいます。）に伴い、不測かつ突発的に発生した土地の沈下・隆起・移動・振動・軟弱化、土砂崩れもしくは土砂の流出・流入（以下「地盤の崩壊」といいます。）に起因して、土地、土地の工作物（基礎、付属物および収容物を含みます。）もしくは植物が滅失、破損もしくは汚損し、または動物が死傷（以下「財物の損壊」といいます。）したことについて、被保険者が法律上

の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

- (2) 当会社は、特別約款第2条（保険金を支払わない場合－その1）①ウ.の規定にかかわらず、工事に伴う地下水の増減によって生ずる地盤の崩壊に起因する財物の損壊について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

## 第2条（保険金を支払わない場合－その1）

当会社は、前条の規定にかかわらず、賠償責任保険普通保険約款（事業用）（以下「普通保険約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合－その1）および第3条（保険金を支払わない場合－その2）に規定する損害ならびに特別約款第2条（保険金を支払わない場合－その1）①を除きます。）および第3条（保険金を支払わない場合－その2）に規定する損害のほか、被保険者が次のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 地盤の崩壊による河川または堤防の損壊に起因する賠償責任
- ② 被保険者が仕様書に定める災害防止措置を講じなかったことによる地盤の崩壊に起因する賠償責任
- ③ 保険期間終了後に発見された地盤の崩壊に起因する賠償責任
- ④ 被保険者と発注者を同じくする他の請負業者（その業者の下請負業者を含みます。）が施工中の工事の目的物またはその所有、使用もしくは管理する財物の滅失、破損もしくは汚損に起因する賠償責任

## 第3条（保険金を支払わない場合－その2）

当会社は、理由がいかなる場合でも、被保険者が支出した次の費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① 薬液注入にかかる費用
- ② 設計変更または工事変更のための費用

## 第4条（支払保険金の計算）

- (1) 当会社がこの特約により支払う保険金の額は、普通保険約款第4条（支払保険金の範囲）に規定する損害賠償金および同第6条（費用）(1)に規定する費用の合計額について、1回の事故および保険期間中につき1,000万円を限度とします。
- (2) 当会社がこの特約により保険金を支払う場合には、1回の事故について免責金額5万円を適用します。
- (3) 当会社は、次のいずれかに該当する損害については、(1)の合計額に縮小支払割合50%を乗じた金額から(2)の免責金額を差し引いた金額を保険金として支払います。
  - ① シールド工法（TBM工法、新オーストリアトンネル工法その他これらに類する工法を含みます。以下同様とします。）によらない場合で、地盤の崩壊に起因して、掘削予定地域の外周線より掘削予定深度を水平に置き換えた距離内で生じた財物の損壊にかかる賠償責任
  - ② シールド工法による場合で、地盤の崩壊に起因して、掘削予定地域内またはその上下の地域内で生じた財物の損壊にかかる賠償責任
- (4) (1)に規定する「1回の事故」とは、同一の原因から生じた一連の事故（発生時間または発生場所が異なる場合を含みます。）をいいます。

## 第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および特別約款ならびにこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

## ⑩ 地盤崩壊危険補償特約（ワイドプラス補償）（請負用）

### 第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、請負業者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合—その1）①ア、およびイ、の規定にかかわらず、被保険者が行う同条①に規定する工事（以下「工事」といいます。）に伴い、不測かつ突発的に発生した土地の沈下・隆起・移動・振動・軟弱化、土砂崩れもしくは土砂の流出・流入（以下「地盤の崩壊」といいます。）に起因して、土地、土地の工作物（基礎、付属物および収容物を含みます。）もしくは植物が滅失、破損もしくは汚損し、または動物が死傷（以下「財物の損壊」といいます。）したことについて、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。
- (2) 当会社は、特別約款第2条（保険金を支払わない場合—その1）①ウ、の規定にかかわらず、工事に伴う地下水の増減によって生ずる地盤の崩壊に起因する財物の損壊について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

### 第2条（保険金を支払わない場合 - その1）

当会社は、前条の規定にかかわらず、賠償責任保険普通保険約款（事業用）（以下「普通保険約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合—その1）および第3条（保険金を支払わない場合—その2）に規定する損害ならびに特別約款第2条（保険金を支払わない場合—その1）①を除きます。）および第3条（保険金を支払わない場合—その2）に規定する損害のほか、被保険者が次のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 地盤の崩壊による河川または堤防の損壊に起因する賠償責任
- ② 被保険者が仕様書に定める災害防止措置を講じなかったことによる地盤の崩壊に起因する賠償責任
- ③ 保険期間終了後に発見された地盤の崩壊に起因する賠償責任
- ④ 被保険者と発注者を同じくする他の請負業者（その業者の下請負業者を含みます。）が施工中の工事の目的物またはその所有、使用もしくは管理する財物の滅失、破損もしくは汚損に起因する賠償責任

### 第3条（保険金を支払わない場合 - その2）

当会社は、理由がいかなる場合でも、被保険者が支出した次の費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① 薬液注入にかかる費用
- ② 設計変更または工事変更のための費用

### 第4条（支払保険金の計算）

- (1) 当会社がこの特約により支払う保険金の額は、普通保険約款第4条（支払保険金の範囲）に規定する損害賠償金および同第6条（費用）(1)に規定する費用の合計額について、1回の事故および保険期間中につき1,000万円を限度とします。
- (2) 当会社がこの特約により保険金を支払う場合には、1回の事故について免責金額5万円を適用します。
- (3) (1)に規定する「1回の事故」とは、同一の原因から生じた一連の事故（発生時間または発生場所が異なる場合を含みます。）をいいます。

### 第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および特別約款ならびにこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

## 生産物特別約款

### 第1条（保険金を支払う場合）

当会社が保険金を支払うべき賠償責任保険普通保険約款（事業用）または賠償責任保険普通保険約款（個人用）（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の損害は、次に掲げる損害に限りです。

- ① 被保険者の占有を離れた保険証券記載の財物（以下「生産物」といいます。）に起因して保険期間中に生じた損害
- ② 被保険者が行った保険証券記載の仕事（以下「仕事」といいます。）の結果に起因して、仕事の終了（仕事の目的物の引渡を要する場合は引渡）または放棄の後保険期間中に生じた損害

### 第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、被保険者の次のいずれかの損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 生産物または仕事の瑕疵に起因するその生産物または仕事の目的物の損壊自体（生産物または仕事の目的物の一部の瑕疵によるその生産物または仕事の目的物の他の部分の損壊を含みます。）の損害賠償責任
- ② 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果に起因する損害賠償責任
- ③ 被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材に起因する損害賠償責任

### 第3条（準用規定）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

## ① L P ガス販売業務不担保特約（生産物用）

- (1) 当会社が保険金を支払うべき賠償責任保険普通保険約款（事業用）第1条（保険金を支払う場合）の損害は、生産物特別約款第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害のうち、被保険者が行うL P ガス販売業務の遂行（L P ガス販売業務のための事業所施設の所有、使用または管理を含みます。）またはその結果に起因する損害を除いたものとします。
- (2) (1)の「L P ガス販売業務」とは、L P ガスの供給およびこれに伴うL P ガスの製造、貯蔵、充てん、移動などの業務をいい、L P ガス容器その他のガス器具（以下「器具」といいます。）の販売、貸与ならびに配管、器具の取付・取替、器具・導管の点検・修理などの作業を含みます。

## ② エンジン焼付損害縮小てん補特約

### 第1条（縮小てん補）

当会社は、賠償責任保険普通保険約款（事業用）第5条（支払保険金の計算）の規定にかかわらず、被保険者がガソリンスタンド業務遂行の結果生じた自動車のエンジン焼付に起因するエンジンの損壊自体の損害賠償責任を負担することによって被る損害については、損害額の2分の1に対して、保険金を支払います。

### 第2条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款（事業用）および生産物特別約款の規定を適用します。

### ③ 中小企業生産物特約（A）

#### 第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 生産物特別約款第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、当会社が保険金を支払うべき賠償責任保険普通保険約款（事業用）（以下、この特約において「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の損害は、次に掲げる損害に限りです。
- ① 被保険者の占有を離れた保険証券記載の財物（以下「生産物」といいます。）に起因して、日本国内において発生した他人の身体の障害または他人の財物の損壊（以下「事故」といいます。）につき、被保険者が、損害賠償請求を提起されたことについて、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
- ② 被保険者が行った保険証券記載の仕事（以下「仕事」といいます。）の結果に起因して、仕事の終了（仕事の目的物の引渡を要する場合は引渡）または放棄の後、日本国内において発生した事故につき、被保険者が、損害賠償請求を提起されたことについて、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
- (2) (1)の規定にかかわらず、被保険者に対する損害賠償請求訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合は、当会社は、一切の損害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 同一の事故または原因もしくは事由に起因して被保険者に対して提起されたすべての損害賠償請求は、損害賠償請求が提起された時もしくは場所または損害賠償請求者の数等にかかわらず、最初の損害賠償請求が提起された時にすべてなされたものとみなします。

#### 第2条（用語の定義）

この特約において、次に掲げる用語は、それぞれ次の定義に従います。

- ① 身体の障害  
傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。
- ② 財物の損壊  
有体物の滅失、破損または汚損をいいます。有体物には漁業権、営業権、鉱業権、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他これらに類する権利を含まず、滅失には紛失、盗取または詐欺を含みません。
- ③ 一連の損害賠償請求  
損害賠償請求が提起された時もしくは場所または損害賠償請求者の数等にかかわらず、同一の事故または原因もしくは事由に起因して被保険者に対して提起されたすべての損害賠償請求をいいます。一連の損害賠償請求は、被保険者に対して最初の損害賠償請求が提起された時にすべてなされたものとみなします。

#### 第3条（被保険者の範囲）

- (1) この特約において、「被保険者」とは、中小企業基本法に定める中小企業者のうち、保険証券に記載された者をいいます。
- (2) 保険契約締結時において(1)の中小企業者であった被保険者が、保険契約締結時以降に(1)の中小企業者に該当しなくなった場合でも、当会社は、保険期間が終了する時まで、その者を中小企業者とみなします。

#### 第4条（保険期間と保険責任との関係）

- (1) 当会社は、(2)に規定する遡及日以降に発生した事故について、普通保険約款第10条（保険責任の始期および終期）(1)に規定する保険期間中に、被保険者に対し損害賠償請求が提起された場合に限り、損害に対して、保険金を支払います。
- (2) (1)の「遡及日」とは、(1)の損害賠償請求を提起された被保険者が、この特約が付帯された保険契約（この保険契約の開始日より前に締結された普通保険約款および生産物特別約款に基づく契約のうち、この特約を付帯したものを含みます。）において被保険者となった最初の日をいいます。ただし、この特約が付帯された保険契約において被保険者となった最初の日からこの保険契約の

保険期間の開始日までの間にこの特約が付帯された保険契約の被保険者でなかった期間がある場合は、その被保険者でなかった期間が終了した日のうち、この保険契約の保険期間の開始日に最も近い日の翌日を「遡及日」とします。

- (3) (2)の「被保険者でなかった期間」が、保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人の故意または重大な過失によらず生じた場合には、その期間を被保険者であった期間とみなして(2)の規定を適用します。

## 第5条（支払保険金の計算）

- (1) 当社は、普通保険約款第5条（支払保険金の計算）の規定にかかわらず、一連の損害賠償請求について、他人の身体の障害に起因する損害および他人の財物の損壊に起因する損害の同条に規定する賠償債務の弁済としての支出および普通保険約款第6条（費用）に規定する費用の合計額が保険証券記載の免責金額を超過する場合（以下、この超過する金額を「超過額」といいます。）に限り、下記の算式によって算出した額（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とします。）を支払います。ただし、当社が支払うべき保険金の額は、保険証券記載の1請求あたり支払限度額を限度とします。

- ① 超過額が500万円以下の場合  
超過額×90%
- ② 超過額が500万円を超える場合  
(超過額－500万円)＋(500万円×90%)

- (2) (1)の規定に従い当社が支払った保険金の額が、保険証券記載の保険期間中の支払限度額に達した場合は、当社は、以後一切の損害に対しては、保険金を支払いません。

## 第6条（保険金を支払わない場合－その1）

保険契約締結の当時、保険契約者、被保険者が、保険期間中に第1条（保険金を支払う場合）の損害賠償請求を提起されるおそれのある事故または原因もしくは事由が発生していることを知っていた場合（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）は、当社は、一切の損害に対しては、保険金を支払いません。

## 第7条（保険金を支払わない場合－その2）

当社は、直接であると間接であるとかかわらず、核燃料物質（使用済燃料を含みます。）、核原料物質、放射性元素もしくは放射性同位元素またはこれらにより汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する損害（放射能汚染または放射線障害を含みます。）に対しては、保険金を支払いません。ただし、医学的または産業的利用に供される放射性同位元素（ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。）の使用、貯蔵または運搬中に生じた放射性同位元素の原子核反応または原子核の崩壊もしくは分裂によるもので、その使用、貯蔵または運搬に関し、法令違反がなかった場合は、この規定を適用しません。

## 第8条（保険金を支払わない場合－その3）

当社は、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次の仕事に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 身体の障害の治療・軽減・予防、診察、診断、療養の方法の指導、矯正もしくは出産の立会い、検案もしくは診断書・検案書・処方せんの作成・交付等の医療行為または美容整形、医学的堕胎、助産もしくは採血その他医師もしくは歯科医師が行うのでなければ人体に危険を生ずるおそれがある行為
- ② 薬品の調剤または投与
- ③ はり、きゅう、あんまマッサージ指圧もしくは柔道整復

## 第9条（事故の拡大および発生の防止義務）

- (1) 被保険者は、生産物または仕事の目的物の瑕疵に起因する事故が発生した場合または事故の発生するおそれのあることを知った場合は、事故の拡大（同種の事故の発生を含みます。）または発生を防止するため、遅滞なく、生産物もしくは仕事の目的物またはこれらが一部をなすその他の財物について、回収、検査、修理、交換その他の適切な措置（以下「回収措置等」といいます。）を講じなければなりません。
- (2) 当社は、被保険者が、正当な理由がなく(1)の義務に違反した場合は、回収措置等を講じるべきであったと考えられる日以降に発生した事故による損害に対しては、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (3) 当社は、被保険者またはその他の者が回収措置等を講じるために要した費用については、被保険者が支出したと否とにかかわらず、保険金を支払いません。

## 第10条（通知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険期間中に、第1条（保険金を支払う場合）の損害賠償請求が提起されるおそれのある事故または原因もしくは事由が発生したことを知った場合は、知った日から60日以内に、その事故または原因もしくは事由の具体的な状況を、書面で当会社に通知しなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約者または被保険者が、(1)の通知を行った場合において、その事故または原因もしくは事由に起因して、保険期間終了後5年以内に被保険者に対して損害賠償請求が提起されたときは、第1条（保険金を支払う場合）(3)の規定が適用される場合を除き、その損害賠償請求は、保険期間の終了日に提起されたものとみなします。
- (3) 当社は、保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の通知を怠った場合は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

## 第11条（保険料算出の基礎）

- (1) この保険契約において保険料を定めるために用いる「領収金」および「売上高」は、それぞれ次のとおりとします。
  - ① 領収金  
保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（1年間）において、日本国内において行った仕事によって被保険者が領収した税込金額の総額
  - ② 売上高  
保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（1年間）において、被保険者が日本国内において販売した生産物の税込対価の総額
- (2) 当社は、日本国内において行う仕事によって被保険者が保険期間中に領収すべき税込金額の総額または被保険者が保険期間中に日本国内において販売する生産物の税込対価の総額が、(1)に定める領収金または売上高を著しく上回りもしくは下回る蓋然性がある場合、その他(1)の規定を適用することが適当でない特別の事情がある場合は、領収金および売上高の額を調整することができるものとします。

## 第12条（保険料の不精算）

- (1) 当社は、前条(2)の規定を適用して保険料を領収した場合および次項に規定する場合を除き、普通保険約款第20条（保険料の精算）(1)および(3)の規定を適用しません。
- (2) この保険契約の被保険者が、保険期間中に被保険者でなくなった場合またはこの保険契約の保険期間の終了とともにこの特約を付帯した普通保険約款および生産物特別約款に基づく契約に継続して被保険者とならない場合は、日本国内において行う仕事によって被保険者が保険期間中に領収した税込金額の総額または被保険者が保険期間中に日本国内において販売した生産物の税込対価の総額に基づいて算出した保険料と、既に領収した保険料との間の差額を返還し、または請求します。

### 第13条（保険金計算の特則）

当会社は、保険金を支払う場合において、保険契約者または被保険者が申告した領収金または売上高が、第11条（保険料算出の基礎）(1)に規定する領収金または売上高の実額の金額に不足していた場合は、その不足する割合により、削減して保険金を支払います。

### 第14条（読替え規定）

当会社は、この保険契約においては、次のとおり普通保険約款を読替えて適用します。

- ① 第10条（保険責任の始期および終期）(3)の規定中「保険料領収前に生じた事故による損害」とあるのは、「保険料領収前に提起された損害賠償請求または保険料領収前に生じた事故」

### 第15条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および生産物特別約款ならびにこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

## ④ 中小企業生産物特約（B）

### 第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 生産物特別約款第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、当会社が保険金を支払うべき賠償責任保険普通保険約款（事業用）（以下、この特約において「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の損害は、次に掲げる損害に限りします。
  - ① 被保険者の占有を離れた保険証券記載の財物（以下「生産物」といいます。）に起因して、日本国内において発生した他人の身体の障害または他人の財物の損壊（以下「事故」といいます。）につき、被保険者が、損害賠償請求を提起されたことについて、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
  - ② 被保険者が行った保険証券記載の仕事（以下「仕事」といいます。）の結果に起因して、仕事の終了（仕事の目的物の引渡を要する場合は引渡）または放棄の後、日本国内において発生した事故につき、被保険者が、損害賠償請求を提起されたことについて、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
- (2) (1)の規定にかかわらず、被保険者に対する損害賠償請求訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合は、当会社は、一切の損害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 同一の事故または原因もしくは事由に起因して被保険者に対して提起されたすべての損害賠償請求は、損害賠償請求が提起された時もしくは場所または損害賠償請求者の数等にかかわらず、最初の損害賠償請求が提起された時にすべてなされたものとみなします。

### 第2条（用語の定義）

この特約において、次に掲げる用語は、それぞれ次の定義に従います。

- ① 身体の障害  
傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。
- ② 財物の損壊  
有体物の滅失、破損または汚損をいいます。有体物には漁業権、営業権、鉱業権、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他これらに類する権利を含まず、滅失には紛失、盗取または詐取を含みません。
- ③ 一連の損害賠償請求  
損害賠償請求が提起された時もしくは場所または損害賠償請求者の数等にかかわらず、同一の事故または原因もしくは事由に起因して被保険者に対して提起されたすべての損害賠償請求をいいます。一連の損害賠償請求は、被保険者に対して最初の損害賠償請求が提起された時にすべてなされたものとみなします。
- ④ 加入申込

第3条（被保険者の範囲）(1)の被保険者となるべき者が、この保険契約における被保険者としての地位を取得したい旨を加入依頼書で保険契約者を通じ当会社に申し出ることをいいます。

### 第3条（被保険者の範囲）

- (1) この特約において、「被保険者」とは、中小企業基本法に定める中小企業者のうち、保険証券に記載された者をいいます。
- (2) 保険契約締結時において(1)の中小企業者であった被保険者が、保険契約締結時以降に(1)の中小企業者に該当しなくなった場合でも、当会社は、保険期間が終了する時まで、その者を中小企業者とみなします。

### 第4条（他の被保険者との関係）

普通保険約款、生産物特別約款およびこの特約の規定は、各被保険者につき個別にこれを適用します。

### 第5条（保険期間と保険責任との関係）

- (1) 当会社は、次項に規定する遡及日以降に発生した事故について、普通保険約款第10条（保険責任の始期および終期）(1)に規定する保険期間中に、被保険者に対し損害賠償請求が提起された場合に限り、保険金を支払います。
- (2) (1)の「遡及日」とは、(1)の損害賠償請求を提起された被保険者が、この特約が付帯された保険契約（この保険契約の開始日より前に締結された普通保険約款および生産物特別約款に基づく契約のうち、この特約を付帯したものを含みます。）において被保険者となった最初の日をいいます。ただし、この特約が付帯された保険契約において被保険者となった最初の日からこの保険契約の保険期間の開始日までの間にこの特約が付帯された保険契約の被保険者でなかった期間がある場合は、その被保険者でなかった期間が終了した日のうち、この保険契約の保険期間の開始日に最も近い日の翌日を「遡及日」とします。
- (3) (2)の「被保険者でなかった期間」が、保険契約者または被保険者故意または重大な過失によらず生じた場合には、その期間を被保険者であった期間とみなして(2)の規定を適用します。

### 第6条（支払保険金の計算）

- (1) 当会社が一連の損害賠償請求について支払うべき保険金の額は、普通保険約款第6条（費用）(2)および(3)の費用を除き、他人の身体の障害および他人の財物の損壊に起因する損害とを合算して、各被保険者につき、保険証券記載のその被保険者に適用される1請求あたり支払限度額を限度とします。
- (2) 各被保険者の損害につき当会社が支払うべき保険金の額の総額は、普通保険約款第6条（費用）(2)および(3)の費用を除き、保険証券記載のその被保険者に適用される保険期間中の支払限度額を限度とします。
- (3) 当会社は、普通保険約款第28条（保険金の請求）の規定により、被保険者から保険金の請求を複数個受けた場合は、同条(1)の規定により、被保険者が、保険金請求書およびその損害を証明する書類を保険証券に添えて、当会社に提出した順に保険金を支払います。
- (4) (1)から(3)の規定に従い当会社が支払った保険金の額の総額が普通保険約款第6条（費用）(2)および(3)の費用を除き、保険証券記載の支払限度額に達した場合は、保険証券記載の被保険者に適用される支払限度額が費消されていると否とにかかわらず、当会社は、以後一切の損害に対しては、保険金を支払いません。
- (5) 保険契約者は、保険証券記載の支払限度額を増額する必要があると判断した場合は、この保険契約の保険期間中または保険期間終了後60日以内に限り、当会社に対し、書面により支払限度額を増額を請求することができます。当会社がその請求を承認する場合は、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を請求します。
- (6) 保険契約者は、当会社に対し、書面により、(5)の保険証券記載の支払限度額を増額する必要性

を判断するために必要な書類の提出を請求することができます。

#### 第7条（保険金を支払わない場合－その1）

保険契約締結の当時、保険契約者または被保険者が、保険期間中に第1条（保険金を支払う場合）の損害賠償請求を提起されるおそれのある事故または原因もしくは事由が発生していることを知っていた場合（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）は、当会社は、一切の保険金を支払いません。

#### 第8条（保険金を支払わない場合－その2）

当会社は、直接であると間接であるにもかかわらず、核燃料物質（使用済燃料を含みます。）、核原料物質、放射性元素もしくは放射性同位元素またはこれらにより汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する損害（放射能汚染または放射線障害を含みます。）に対しては、保険金を支払いません。ただし、医学的または産業的利用に供される放射性同位元素（ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。）の使用、貯蔵または運搬中に生じた放射性同位元素の原子核反応または原子核の崩壊もしくは分裂によるもので、その使用、貯蔵または運搬に関し、法令違反がなかった場合は、この規定を適用しません。

#### 第9条（保険金を支払わない場合－その3）

当会社は、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次の仕事に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 身体の障害の治療・軽減・予防、診察、診断、療養の方法の指導、矯正もしくは出産の立会い、検案もしくは診断書・検案書・処方せんの作成・交付等の医療行為または美容整形、医学的堕胎、助産もしくは採血その他医師もしくは歯科医師が行うのでなければ人体に危害を生ずるおそれがある行為
- ② 薬品の調剤または投与
- ③ はり、きゅう、あんまマッサージ指圧もしくは柔道整復

#### 第10条（事故の拡大および発生の防止義務）

- (1) 被保険者は、生産物または仕事の目的物の瑕疵に起因する事故が発生した場合または事故の発生するおそれのあることを知った場合は、事故の拡大（同種の事故の発生を含みます。）または発生を防止するため、遅滞なく、生産物もしくは仕事の目的物またはこれらが一部をなすその他の財物について、回収、検査、修理、交換その他の適切な措置（以下「回収措置等」といいます。）を講じなければなりません。
- (2) 当会社は、被保険者が、正当な理由がなく(1)の義務に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (3) 当会社は、被保険者またはその他の者が回収措置等を講じるために要した費用については、被保険者が支出したと否とにかかわらず、保険金を支払いません。

#### 第11条（通知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険期間中に、第1条（保険金を支払う場合）の損害賠償請求が提起されるおそれのある事故または原因もしくは事由が発生したことを知った場合は、知った日から60日以内に、その事故または原因もしくは事由の具体的状況を、書面で当会社に通知しなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者または被保険者が、(1)の通知を行った場合において、その事故または原因もしくは事由に起因して、保険期間終了後5年以内に被保険者に対して損害賠償請求が提起されたときは、第1条（保険金を支払う場合）(3)の規定が適用される場合を除き、その損害賠償請求は、保険期間の終了日に提起されたものとみなします。

- (3) 当会社は、保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の通知を怠った場合は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

## 第 12 条（保険料算出の基礎）

- (1) この保険契約において保険料を定めるために用いる「領収金」および「売上高」は、それぞれ次のとおりとします。
- ① 領収金  
加入申込時に把握可能な最近の会計年度（1年間）において、日本国内において行った仕事によって被保険者が領収した税込金額の総額
  - ② 売上高  
加入申込時に把握可能な最近の会計年度（1年間）において、被保険者が日本国内において販売した生産物の税込対価の総額
- (2) 当会社は、日本国内において行う仕事によって被保険者が保険期間中に領収すべき税込金額の総額または被保険者が保険期間中に日本国内において販売する生産物の税込対価の総額が、(1)に定める領収金または売上高を著しく上回りもしくは下回る蓋然性がある場合、その他(1)の規定を適用することが適当でない特別の事情がある場合は、領収金および売上高の額を調整することができるものとします。

## 第 13 条（保険料の不精算）

- (1) 当会社は、前条(2)の規定を適用して保険料を領収した場合および次項に規定する場合を除き、普通保険約款第 20 条（保険料の精算）(1)および(3)の規定を適用しません。
- (2) この保険契約の被保険者が、保険期間中に被保険者でなくなった場合またはこの保険契約の保険期間の終了とともにこの特約を付帯した普通保険約款および生産物特別約款に基づく契約に継続して被保険者とならない場合は、日本国内において行う仕事によって被保険者が保険期間中に領収した税込金額の総額または被保険者が保険期間中に日本国内において販売した生産物の税込対価の総額に基づいて算出した保険料と、既に領収した保険料との間の差額を返還し、または請求します。

## 第 14 条（保険金計算の特則）

当会社は、保険金を支払う場合において、保険契約者または被保険者が申告した領収金または売上高が、第 12 条（保険料算出の基礎）(1)に規定する領収金または売上高の実額の金額に不足していた場合は、その不足する割合により、削減して保険金を支払います。

## 第 15 条（保険契約の無効の特則）

- (1) 普通保険約款第 15 条（保険契約の無効）の規定を適用するにあたり、被保険者に詐欺の行為があった場合は、この保険契約自体は有効とし、その被保険者の加入申込についてのみ、加入申込時にさかのぼり、無効とします。
- (2) 当会社は、(1)の規定により加入申込が無効となった場合には、その被保険者が払い込んだ保険料相当額を返還しません。

## 第 16 条（被保険者の地位の喪失）

- (1) 当会社は、被保険者が故意または重大な過失によって加入依頼書の記載事項について当会社に知っている事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、その被保険者のこの保険契約における被保険者の地位を剥奪することができます。
- (2) 次の場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、その被保険者のこの保険契約における被保険者の地位を剥奪することができます。
- ① 被保険者が、正当な理由がなく普通保険約款第 14 条（調査）(2)の請求に応じない場合

- ② 普通保険約款第 12 条（通知義務）(1)の通知があった場合において危険が著しく増大したと当社が認めた場合
- ③ 保険金請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合
- (3) 当社が②②または③の通知を受領した場合において、その通知を受領した日から 1 か月以内に、その被保険者のこの保険契約における被保険者の地位を剥奪することを保険契約者に対して書面により通知しなかったときは、当社のその権利は消滅します。
- (4) (1)の規定により、当社がその被保険者のこの保険契約における被保険者の地位を剥奪した場合は、第 13 条（保険料の不精算）の規定にかかわらず、その被保険者が払い込んだ保険料相当額を返還しません。
- (5) (2)の規定により、その被保険者のこの保険契約における被保険者の地位を剥奪した場合は、第 13 条（保険料の不精算）(2)の規定によって保険料を精算します。  
ただし、既経過期間中にその被保険者に対して損害賠償請求が提起されていた場合は、保険料を返還しません。

#### 第 17 条（読替え規定）

当社は、この保険契約においては、普通保険約款第 10 条（保険責任の始期および終期）(3)の規定中「保険料領収前に生じた事故による損害」とあるのは、「保険料領収前に提起された損害賠償請求または保険料領収前に生じた事故」と読替えて適用します。

#### 第 18 条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および生産物特別約款ならびにこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

## ⑤ 生産物特別約款追加特約

#### 第 1 条（一事故の定義）

同一の原因から発生した一連の事故は、発生時間または発生場所が異なる場合であっても一事故とみなします。

#### 第 2 条（回収費用等不担保）

- (1) 保険契約者または被保険者は、生産物の瑕疵<sup>かし</sup>にもとづく事故が発生し、かつ、同種の事故の発生するおそれのあることを知った場合は、同一の原因による他の事故の発生および拡大を防止するため、遅滞なく、回収、検査、修理、交換、その他の適切な措置を講じなければなりません。保険契約者または被保険者が、正当な理由なく、この義務に違反した場合は、以降発生した同種の災害について、当社は、発生を防止することができたと認められる損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (2) 当社は、(1)の損失の防止または軽減に要した費用を負担しません。

#### 第 3 条（適用範囲）

- (1) 当社が保険金を支払う損害は、賠償責任保険普通保険約款（事業用）第 1 条（保険金を支払う場合）および生産物特別約款第 1 条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、日本国内において他人に与えた身体の障害または財物の損壊（以下「国内事故」といいます。）に起因する損害に限ります。
- (2) (1)の規定にかかわらず、国内事故に係る訴訟が日本国以外の裁判所に提訴された場合は、当社は一切でん補しません。

## ⑥ 効能不発揮損害不担保特約

### 第1条（適用の範囲）

この特約は、生産物特別約款第1条（保険金を支払う場合）の生産物が、次のいずれかに該当する場合に適用されます。

- ① 薬事法（昭和35年法律第145号）第2条に規定する医薬品、医薬部外品または医療用具
- ② 農薬取締法（昭和23年法律第233号）第1条の2に規定する農薬
- ③ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第2条に規定する食品

### 第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると間接であるにもかかわらず、生産物とその意図された効能を発揮しなかったことに起因する損害に対しては保険金を支払いません。

### 第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款（事業用）および生産物特別約款の規定を準用します。

## ⑦ エンジン焼付損害不担保特約

当会社は、生産物特別約款第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、被保険者が、ガソリンスタンド業務遂行の結果生じた自動車のエンジン焼付に起因するエンジンの損壊自体の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては保険金を支払いません。

## ⑧ 生産物・仕事の目的物損害補償特約（生産物用）

### 第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、生産物特別約款第2条（保険金を支払わない場合）①の規定にかかわらず、保険期間中に発生した生産物もしくは仕事の目的物に起因する他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合に限り、その生産物もしくは仕事の目的物の損壊またはその使用不能（生産物もしくは仕事の目的物の欠陥によるその生産物もしくは仕事の目的物の他の部分の損壊または使用不能を含みます。以下「生産物・仕事の目的物損壊事故」といいます。）に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。
- (2) (1)に規定する他人の財物には、事故の原因となった生産物および仕事の目的物を含みません。

### 第2条（支払保険金の計算）

- (1) 当会社がこの特約により支払う保険金の額は、普通保険約款第4条（支払保険金の範囲）に規定する損害賠償金および同第6条（費用）(1)に規定する費用の合計額について、1回の事故および保険期間中につき1,000万円を限度とします。
- (2) 当会社がこの特約により保険金を支払う場合には、1回の事故について保険証券に記載されたこの特約が適用される特別約款の財物損壊の免責金額を適用します。
- (3) 支払限度額または免責金額の適用にあたり、同一の原因または事由に起因して保険証券記載の保険期間中に発生した一連の生産物・仕事の目的物損壊事故は、発生の時もしくは場所または被害者の数にかかわらず、「1事故」とみなし、最初の事故が発生した時にすべての事故が発生したものとみなします。

### 第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および特別約款ならびにこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

## 店舗特別約款

### 第1条（保険金を支払う場合）

当会社が保険金を支払うべき賠償責任保険普通保険約款（事業用）（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の損害は、日本国内において保険期間中に発生した次に掲げる事故に起因する損害に限ります。

- ① 被保険者が所有、使用または管理する保険証券記載の店舗（店舗に付属する作業場等の付帯設備および収容動産を含みます。以下「店舗」といいます。）に起因する偶然な事故
- ② 店舗の用法に伴う保険証券記載の仕事（以下「仕事」といいます。）の遂行に起因する偶然な事故
- ③ 被保険者によって製造、販売もしくは提供された保険証券記載の商品、製品、飲食物等の財物（以下「生産物」といいます。）が他人に引き渡された後に、その品質・取扱等に伴って生じる偶然な事故

### 第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、被保険者が次のいずれかの損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 店舗の建設・改築・改造・修理等の工事に起因する損害賠償責任
- ② 屋根・扉・戸・窓・通風口等から入る雨または雪等による財物の損壊に対する損害賠償責任
- ③ 被保険者が所有、使用もしくは管理する航空機、昇降機または自動車に起因する損害賠償責任
- ④ 被保険者が所有、使用もしくは管理する車両（自動車および原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）・船または動物が施設外にある間のこれらに起因する損害賠償責任
- ⑤ 生産物または仕事の目的物自体の損壊に対する損害賠償責任
- ⑥ 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは提供した生産物または行った仕事の結果に起因する損害賠償責任

### 第3条（残存支払限度額）

当会社は、次の事故（以下「生産物事故」といいます。）について保険金を支払った場合は、保険証券に記載された生産物事故の支払限度額からその支払った保険金の額を差し引いた残額をもって、その事故の発生した時以後の保険期間に対する生産物事故に対する支払限度額とします。

- ① 第1条（保険金を支払う場合）②の偶然な事故のうち、仕事の終了（仕事の目的物の引渡を要する時は引渡後）または放棄の後に、仕事の結果について生じる偶然な事故
- ② 第1条③の偶然な事故

### 第4条（準用規定）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

## 受託財物補償特約

### 第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、偶然な事故により、被保険者が保険証券記載の店舗（この特約においては、店舗外の保管施設であっても保険証券に明記されている場合は、当該保管施設も店舗とみなします。）内において受託する保険証券記載の顧客の財物（以下「受託物」といいます。）を損壊し、または紛失し、もしくは盗取（詐取を含みます。以下同様とします。）されたことにより、受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

## 第2条（保険金を支払わない場合の規定の排除）

賠償責任保険普通保険約款（事業用）（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）および第3条（保険金を支払わない場合—その2）②の規定は、この特約には適用しません。

## 第3条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、直接であると間接であるとかかわらず、被保険者が次のいずれかの損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
  - ① 保険契約者、被保険者、被保険者の代理人またはこれらの者の同居の親族もしくは使用人が行い、または加担した受託物の盗取に起因する損害賠償責任
  - ② 被保険者の使用人が所有または使用する財物が破損し、または紛失し、もしくは盗取されたことに起因する損害賠償責任
  - ③ 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨とう品、勲章、き章、稿本、設計書、ひな雛型その他これらに類する受託物または自動車が損壊し、または紛失し、もしくは盗取されたことに起因する損害賠償責任
  - ④ 受託物の瑕疵、自然の消耗もしくは劣化、性質による蒸れ、かび、腐敗、変質、変色、さび、汗ぬれ、腐食、浸食、ひび割れ、剝がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の事由またはねずみ食い、虫食いなどに起因する損害賠償責任
  - ⑤ 原因がいかなる場合でも、自然発火または自然爆発した受託物自体の損壊に対する損害賠償責任
  - ⑥ 屋根・扉・戸・窓・通風口等から入る雨または雪等による受託物の損壊に対する損害賠償責任
  - ⑦ 受託物が顧客に引き渡された後に発見された受託物の損壊に起因する損害賠償責任
- (2) 当会社は、受託物の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、受託物ごとに、その受託物が有する機能の喪失または低下を伴わない損害に対しては、保険金を支払いません。

## 第4条（支払限度額）

当会社が保険金を支払うべき金額は、被害受託物が、保険事故の生じた地および時において、もし保険事故がなければ有したであろう価額を限度とします。

## 第5条（残存支払限度額）

当会社が保険金を支払った場合は、保険証券に記載された受託物事故の支払限度額から、その支払った保険金の額を差し引いた残額をもって、その事故の発生した時以後の保険期間に対する支払限度額とします。

## 第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および店舗特別約款の規定を準用します。

# L P ガス業者特別約款

## 第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社が保険金を支払うべき賠償責任保険普通保険約款（事業用）（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の損害は、保険証券記載の事業所（以下「事業所」といいます。）におけるL P ガス販売業務のための事業所施設の所有、使用または管理を含みます。）またはその結果に起因して、保険期間中に生じた他人の身体の障害または財物の損壊による損害に限りま。
- (2) (1)の「L P ガス販売業務」とは、L P ガスの供給およびこれに伴うL P ガスの製造、貯蔵、充てん、移動などの業務をいい、L P ガス容器その他のL P ガス器具（以下「器具」といいます。）

の販売・貸与ならびに配管、器具の取付・取替、器具・導管の点検・修理などの作業を含みます。

## 第2条（支払保険金の範囲）

この特別約款において、当会社が保険金を支払うべき損害の範囲は、次に掲げるものに限ります。

- ① 被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金（弁済によって代位取得するものがある場合はその価額を控除したもの）
- ② 他人から損害の賠償を受けることができる場合において、その権利の保全または行使、その他損害を防止軽減するために被保険者が支出した必要または有益な費用
- ③ ②の損害を防止軽減するために必要または有益と認められた手段を講じた後に損害賠償責任のないことが判明した場合、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、その他の緊急措置に要したもののおよび支出につきあらかじめ当会社の書面による同意を得たもの
- ④ 損害賠償責任に関する争訟につき、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した費用
- ⑤ 当会社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が支出した費用

## 第3条（支払保険金の計算）

- (1) 前条の損害に係る当会社の責任の限度は、次のとおりとします。

- ① 前条①から③までの損害については、その金額の合算額が、1回の事故について、保険証券に記載された免責金額を超過する場合に限り、その超過額のみを、保険証券に記載された支払限度額を限度として保険金を支払います。
- ② 前条④および⑤の損害については、その全額を支払います。ただし、1回の事故について、前条①の損害賠償金の額が保険証券に記載された支払限度額を超える場合は、前条④の費用は、支払限度額の前記損害賠償金の額に対する割合によって、これを支払います。

## 第4条（慣習上の支払）

- (1) 当会社は、第1条（保険金を支払う場合）に規定する他人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者が損害賠償金を支払わずに、慣習として支払う弔慰金、見舞金等を当会社の同意を得て支払った場合は、その金額を支払います。ただし、他人の身体の障害または財物の損壊が、被害者側のLPガス（器具・配管などを含みます。）の取扱上の過誤のみに起因する場合は、この規定を適用しません。
- (2) (1)の規定に基づき当会社が支払うべき金額は、1回の事故について、被保険者が被害者に支払った金額から保険証券に記載された免責金額を差し引いた額と次の規定を適用して算出した金額の合算額のいずれか小さい額とし、100万円を限度とします。
- ① 身体の障害（死亡を含みます。）に係る保険金の額は、同一の事故に基づく被害者1名につき次の金額を限度とします。  
ア.

| 項 目           |                       |             | 限度額  |
|---------------|-----------------------|-------------|------|
| (ア)死亡した場合     |                       |             | 50万円 |
| (イ)死亡にいたらない場合 | 病院または診療所に入院した期間       | 31日以上       | 25万円 |
|               |                       | 15日以上～30日以内 | 20万円 |
|               |                       | 8日以上～14日以内  | 10万円 |
|               |                       | 7日以内        | 5万円  |
|               | 治療した期間<br>(入院した期間を除く) | 31日以上       | 5万円  |
|               |                       | 15日以上～30日以内 | 4万円  |
|               |                       | 8日以上～14日以内  | 2万円  |
|               |                       | 7日以内        | 1万円  |

イ、当会社は、同一の事故に基づく同一被害者につき、死亡に係る保険金を支払う場合において、既に支払った上記ア、(イ)に係る保険金がある場合は、死亡に係る保険金から既に支払った上記ア、(イ)の金額を差し引いてその残額を支払います。

- ② 財物の損壊に係る保険金の額は、1回の事故について、10万円を限度とします。
- (3) 被保険者が、(1)および(2)の規定により、保険金の支払を受けようとする場合は、被保険者が支払った弔慰金、見舞金等に係る被害者の受領書等、被保険者の損害を証明する書類を当会社に提出しなければなりません。
- (4) (3)の書類中に、故意に事実と異なる記載をし、もしくは事実を記載しなかった場合、その書類を偽造もしくは変造した場合または(3)の義務に違反した場合は、被保険者は、既に受領した保険金を当会社に返還しなければなりません。

#### 第5条（保険金を支払わない場合－その1）

当会社が、直接であると間接であるとかかわらず、次の事由に起因する損害（慣習上の支払を含みます。）に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者の故意
- ② 戦争（宣戦の有無を問いません。）、変乱、暴動、騒擾または労働争議
- ③ 地震、噴火、洪水、高潮または津波
- ④ 原子核反応または原子核の崩壊。ただし、医学的、科学的または産業的利用に供されるラジオ・アイソトープ（ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。）の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。

#### 第6条（保険金を支払わない場合－その2）

当会社は、直接であると間接であるとかかわらず、被保険者が次のいずれかの損害賠償責任を負担することによって被る損害（慣習上の支払を含みます。）に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ② 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ③ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ④ 排水または排気（煙を含みます。）に起因する損害賠償責任
- ⑤ 自動車、船舶または航空機の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任。  
ただし、自動車で輸送中（積込または積卸作業を含みます。）の容量 600kg 以下の L P ガス容器またはその容器中の L P ガスに起因する損害賠償責任を除きます。
- ⑥ 被保険者の占有を離れた財物または被保険者の行った仕事の瑕疵に起因するその財物または仕事の目的物の損壊自体の損害賠償責任
- ⑦ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任

#### 第7条（自動車保険との関係）

- (1) 当会社は、普通保険約款第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、前条⑤ただし書により当会社が保険金を支払うべき損害が発生した場合において、自動車が自動車損害賠償保障法に基づく責任保険（責任共済を含みます。以下「自賠責保険」といいます。）の契約を締結している自動車であるときは自賠責保険によって支払われる保険金の額（自賠責保険の契約を締結すべき自動車であるにもかかわらず、その契約を締結していない場合には、自賠責保険によって支払われるべき保険金の額に相当する金額）およびその損害に対して保険金を支払う自動車保険契約があるときはその自動車保険契約によって支払われる保険金の額を合算した金額を、損害の額が超過する場合に限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。
- (2) 当会社は、(1)に規定された自賠責保険および自動車保険契約によって支払われる保険金の額を合算した金額または保険証券に記載された免責金額のいずれか大きい金額を免責金額として、第

3条（支払保険金の計算）および第4条（慣習上の支払）の規定を適用します。

#### 第8条（保険料の精算）

- (1) 保険契約者は、保険契約終了後、遅滞なく、保険料を確定するために必要な資料を当会社に提出しなければなりません。
- (2) 当会社は、保険期間中および保険契約終了後1年間を限り、いつでも保険料を算出するために必要と認める保険契約者または被保険者の書類を閲覧することができます。
- (3) 当会社は、(1)および(2)の資料および書類に基づいて算出された保険料と既に領収した保険料との間に過不足があるときは、その差額を返還し、または請求します。

#### 第9条（保険料返還の特則）

- (1) 当会社は、この保険契約が、第22条（保険料の返還—無効または失効の場合）の規定により失効した場合には、前条の規定によって保険料を精算します。
- (2) 普通保険約款第11条（告知義務）(2)、第12条（通知義務）(2)、第17条（重大事由による解除）(1)または第21条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(3)の規定により当会社がこの保険契約を解除した場合、または、普通保険約款第18条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により保険契約者がこの保険契約を解除した場合は、当会社は、前条の規定によって保険料を精算します。

#### 第10条（準用規定）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

### ① 施設賠償責任のみ補償特約

#### 第1条（保険金を支払う場合）

当会社が保険金を支払うべき賠償責任保険普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）の損害は、LPガス業者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）(1)に規定する損害のうち、事業所におけるLPガス販売業務の遂行（LPガス販売業務のための事業所施設の所有、使用または管理を含みます。）に起因して、保険期間中に生じた他人の身体の障害または財物の損壊による損害に限りします。

#### 第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、特別約款第5条（保険金を支払わない場合—その1）および第6条（保険金を支払わない場合—その2）に規定する損害のほか、被保険者が次のいずれかの損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の占有を離れた財物（LPガス容器その他のLPガス器具を貸与する場合においては、被保険者が被貸与者にこれらを引き渡した時をもって占有を離れたものとみなします。）に起因する損害賠償責任
- ② 配管、器具の取付・取替、器具・導管の点検・修理などの作業の終了（引渡を要する場合は引渡）または放棄の後に、その作業の遂行の結果に起因して負担する損害賠償責任（被保険者が作業の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材は、作業の遂行の結果とはみなしません。）

### ② 生産物賠償責任のみ補償特約

当会社が保険金を支払うべき賠償責任保険普通保険約款（事業用）第1条（保険金を支払う場合）の損害は、LPガス業者特別約款第1条（保険金を支払う場合）(1)に規定する損害のうち、事業所

におけるＬＰガス販売業務に係る次に掲げる事由に起因して、保険期間中に生じた他人の身体の障害または財物の損壊による損害に限りします。

- ① 被保険者の占有を離れた財物（ＬＰガス容器その他のＬＰガス器具を貸与する場合においては、被保険者が被貸与者にこれらを引き渡した時をもって占有を離れたものとみなします。）
- ② 配管、器具の取付・取替、器具・導管の点検・修理などの作業の終了（引渡を要する場合は引渡）または放棄の後の、その作業の遂行の結果（被保険者が作業の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材は作業の遂行の結果とはみなしません。）

### ③ 生産物賠償支払限度額別建特約

当会社が保険金を支払うべき賠償責任保険普通保険約款（事業用）第１条（保険金を支払う場合）の損害は、ＬＰガス業者特別約款第１条（保険金を支払う場合）(1)に規定する損害としますが、次に掲げる事由に起因して保険期間中に生じた他人の身体の障害または財物の損壊による損害については、支払限度額を、保険証券に記載された支払限度額にかかわらず、下欄記載のとおりとします。

- ① 被保険者の占有を離れた財物（ＬＰガス容器その他のＬＰガス器具を貸与する場合においては、被保険者が被貸与者にこれらを引き渡した時をもって占有を離れたものとみなします。）
- ② 配管、器具の取付・取替、器具・導管の点検・修理などの作業の終了（引渡を要するときは引渡）または放棄の後の、その作業の遂行の結果（被保険者が作業の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材は作業の遂行の結果とはみなしません。）

| 生産物賠償支払限度額 |        |   |
|------------|--------|---|
| 身体障害賠償     | 1事故につき | 円 |
|            | 1名につき  | 円 |
| 財物損壊賠償     | 1事故につき | 円 |

### ④ ＬＰガススタンド特約

#### 第１条（保険金を支払う場合）

当会社が保険金を支払うべき賠償責任保険普通保険約款（事業用）第１条（保険金を支払う場合）の損害は、ＬＰガス業者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第１条（保険金を支払う場合）(1)に規定する損害のほか、保険証券記載のＬＰガススタンド構内において被保険者が行う次に掲げる業務の遂行（業務のためのＬＰガススタンド施設の所有、使用または管理を含みます。）またはその結果に起因して、保険期間中に生じた他人の身体の障害または財物の損壊による損害を含むものとします。

- ① 自動車（部品、付属品を含みます。以下「自動車」といいます。）の点検・調整、洗車、自動車に対するオイル、水、部品、付属品の供給（以下「不随業務」といいます。）
- ② 被保険者が所有または使用する自動車に対するＬＰガスの充てんおよびこれに伴う業務

#### 第２条（慣習上の支払の特則）

当会社は、特別約款第４条（慣習上の支払）の規定にかかわらず、不随業務に起因して保険期間中に生じた他人の身体の障害または財物の損壊による慣習上の支払については、その全額を支払いません。ただし、ＬＰガスの燃焼または爆発を伴った場合には、ＬＰガスの燃焼または爆発による慣習上の支払については、この規定を適用しません。

#### 第３条（特別約款の保険金を支払わない場合の規定の解釈）

特別約款第６条（保険金を支払わない場合—その２）⑤ただし書にいう輸送中のＬＰガス容器またはＬＰガスには、その自動車の燃料用ＬＰガス容器およびＬＰガスは含みません。

#### 第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款（事業用）および特別約款の規定を適用します。

### ⑤ 超過損害額てん補特約

#### 第1条（保険金の支払限度額）

L P ガス業者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第3条（支払保険金の計算）の規定にかかわらず、特別約款第2条（支払保険金の範囲）の損害にかかる当会社の責任の限度は、次のとおりとします。

- ① 特別約款第2条①ないし③の損害については、その金額の合算額が、1回の事故につき、保険証券記載の他の保険契約（以下「第一次保険契約」といいます。）により支払われる保険金の額とその免責金額との合算額（事故発生の場合、第一次保険契約が常に有効に存在し、かつ保険金を支払うものとして計算します。以下「控除額」といいます。）を超過した場合に限り、その超過分についてのみ保険証券記載の支払限度額を限度として、損害に対して保険金を支払います。ただし、第一次保険契約以外の他の保険契約等（以下「他の保険契約等」といいます。）がある場合は、第一次保険契約および他の保険契約等により支払われる金額ならびに第一次保険契約の免責金額の合算額と控除額のいずれか大きい額を超過する部分についてのみ、保険金を支払います。
- ② 特別約款第6条（保険金を支払わない場合—その2）⑤ただし書により当会社が保険金を支払うべき損害が発生した場合は、特別約款第7条（自動車保険との関係）の規定にかかわらず①の「保険証券記載の他の保険契約等（以下「第一次保険契約」といいます。）を「保険証券記載の他の保険契約等および自動車損害賠償保障法に基づく責任保険（責任共済を含みます。）契約（以下「第一次保険契約」といいます。）と読み替えて①の規定を適用します。
- ③ 特別約款第2条④および⑤の損害については、その全額を支払います。ただし、1回の事故につき、特別約款第2条①の損害賠償金の額で本条①にいう超過分に対応する額が支払限度額を超える場合には、特別約款第2条④の費用は、支払限度額の前記超過分に対応する額に対する割合によってこれを負担します。

#### 第2条（慣習上の支払い）

当会社は、特別約款第4条（慣習上の支払）に規定する慣習上の支払いについては、その金額を支払いません。

## 旅館特別約款

### 第1章 施設危険補償条項

#### 第1条（保険金を支払う場合）

当会社が保険金を支払うべき賠償責任保険普通保険約款（事業用）第1条（保険金を支払う場合）の損害は、旅館営業に関し、被保険者が所有、使用もしくは管理する保険証券記載の施設（以下「施設」といいます。）または施設における旅館業務の遂行に起因して保険期間中に生じた他人の身体の障害または財物の損壊による損害に限ります。

#### 第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、被保険者が次のいずれかの損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 施設の新築、改築、修理、取りこわしその他の工事に起因する損害賠償責任
- ② 航空機、自動車または施設外にある船・車両（原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）

もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

- ③ 第2章生産物危険補償条項第3条（保険金を支払う場合）に規定する生産物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任
- ④ 昇降機の所有、使用または管理について、被保険者が故意または重大な過失によって法令に違反したことに起因する損害賠償責任
- ⑤ 屋根、樋、扉、戸、窓、通風筒等から入る雨または雪等による財物の損壊に起因する損害賠償責任

## 第2章 生産物危険補償条項

### 第3条（保険金を支払う場合）

当会社が保険金を支払うべき賠償責任保険普通保険約款（事業用）第1条（保険金を支払う場合）の損害は、旅館営業に関し、被保険者が保険証券記載の施設において販売もしくは提供し、かつ、被保険者の占有を離れた飲食物もしくは商品（以下「生産物」といいます。）に起因して保険期間中に生じた他人の身体の障害または財物の損壊による損害に限ります。

### 第4条（保険金を支払わない場合）

当会社は、被保険者が次のいずれかの損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 生産物の瑕疵に起因するその生産物の損壊自体の損害賠償責任
- ② 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは提供した生産物に起因する損害賠償責任

## 第3章 受託物危険補償条項

### 第5条（保険金を支払う場合）

当会社は、賠償責任保険普通保険約款（事業用）第1条（保険金を支払う場合）および第3条（保険金を支払わない場合—その2）②の規定にかかわらず、旅館営業に関し、被保険者が保険証券記載の施設（以下「施設」といいます。）内で保管または管理する客の財物（一時的に施設外で管理する客の財物を含みます。以下「受託物」といいます。）が保険期間中に損壊し、または紛失し、もしくは盗取されたことにより、受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

### 第6条（受託物のみなし）

当会社は次の事由について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合には、その財物を受託物とみなし、前条の規定を適用します。

- ① 施設内において客が所持する財物が盗取されたこと
- ② 客室内、浴場に設置された更衣所内または洗面所内において客が所持する財物が紛失したこと

### 第7条（保険金を支払わない場合）

当会社は、被保険者が次のいずれかの損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者もしくはその代理人またはこれらの者の同居の親族もしくは使用人が行い、または加担した盗取に起因する損害賠償責任
- ② 被保険者の使用人が所有し、または使用する財物が損壊し、または紛失し、もしくは盗取されたことに起因する損害賠償責任
- ③ 客の自動車内にある財物が損壊し、または紛失し、もしくは盗取されたことに起因する損害賠償責任

- ④ 屋根、樋、扉、戸、窓、通風筒等から入る雨または雪等による受託物の損壊に起因する損害賠償責任
- ⑤ 受託物が客に引き渡された後に発見された受託物の損壊に起因する損害賠償責任

#### 第8条（支払限度額）

当会社が支払うべき保険金の額は、受託物が損壊し、または紛失し、もしくは盗取された地および時において、もしその被害を受けていなければ有したであろう価額を限度とします。

## 第4章 基本条項

#### 第9条（支払限度額の適用）

この特別約款における当会社の支払限度額は、第1章施設危険補償条項第1条（保険金を支払う場合）、第2章生産物危険補償条項第3条（保険金を支払う場合）および第3章受託物危険補償条項第5条（保険金を支払う場合）の各条についてそれぞれ定めるものとします。

#### 第10条（支払保険金の範囲）

この特別約款において、当会社が保険金を支払うべき損害の範囲は、次に掲げるものに限ります。

- ① 被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金（弁済によって代位取得するものがある場合はその価額を控除したもの）
- ② 他人から損害の賠償を受けることができる場合において、その権利の保全または行使、その他損害を防止軽減するために被保険者が支出した必要または有益な費用
- ③ ②の損害を防止軽減するために必要または有益と認められた手段を講じた後に損害賠償責任のないことが判明した場合、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、その他の緊急措置に要したものおよび支出につきあらかじめ当会社の書面による同意を得たもの
- ④ 損害賠償責任に関する争訟につき、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した費用
- ⑤ 当会社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が支出した費用

#### 第11条（支払保険金の計算）

(1) 前条の損害に係る当会社の責任の限度は、次のとおりとします。

- ① 前条①から③までの損害については、その金額の合算額が、1回の事故について、保険証券に記載された免責金額を超過する場合に限り、その超過額を、保険証券に記載された支払限度額を限度として保険金を支払います。
- ② 前条④および⑤の損害については、その全額を支払います。ただし、1回の事故について、前条①の損害賠償金の額が保険証券に記載された支払限度額を超える場合は、前条④の費用は、支払限度額の前記損害賠償金の額に対する割合によって、これを支払います。

(2) (1)①および②の「1回の事故」とは、同一の原因から生じた一連の事故（発生時間または発生場所が異なる場合を含みます。）をいいます。ただし、同一犯人による盗取の場合であっても、異なる時期または異なる客室で発生した場合は別個の事故とします。

#### 第12条（保険金を支払わない場合）

当会社は、被保険者が次のいずれかの損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 身体の障害を被った者（以下「被障害者」といいます。）の労働能力の喪失または減少によって、被障害者の属する企業、法人、国または地方公共団体その他の団体が被った損失に起因する損害賠償責任
- ② 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任。ただし、医学的、科学的または産業的利用に供されるラジオ・アイソトープ（ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。）の原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任を除きます。
- ③ 排水または排気（煙を含みます。）に起因する損害賠償責任

### 第13条（準用規定）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款（事業用）の規定を準用します。

## 受託者特別約款

### 第1条（保険金を支払う場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（事業用）第1条（保険金を支払う場合）および第3条（保険金を支払わない場合—その2）②の規定にかかわらず、被保険者が管理する保険証券記載の受託物（以下「受託物」といいます。）が次に掲げる間に損壊し、または紛失し、もしくは盗取されたことにより、受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対してのみ、保険金を支払います。

- ① 受託物が保険証券記載の保管施設内に保管されている間
- ② 受託物が保険証券記載の目的に従い保管施設外で保管されている間

### 第2条（保険金を支払わない場合）

(1) 当社は、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者、その代理人またはこれらの者の使用人が行い、もしくは加担した盗取
- ② 被保険者の使用人が所有し、または私用する財物の損壊、紛失または盗難
- ③ 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨とう品、勲章、き章、稿本、設計書、雛型その他これらに類する受託物の損壊、紛失または盗難
- ④ 原因がいかなる場合でも、自然発火または自然爆発した受託物自体の損壊
- ⑤ 受託物の瑕疵、自然の消耗もしくは劣化、性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、変質、さび、汗ぬれ、腐食、浸食、ひび割れ、剝がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等の損壊
- ⑥ 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気、水の漏出、溢出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、溢出による受託物の損壊
- ⑦ 屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等による受託物の損壊
- ⑧ 受託物が受託者に引き渡された後に発見された受託物の損壊

(2) 当社は、受託物の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、受託物ごとに、その受託物が有する機能の喪失または低下を伴わない損害に対しては、保険金を支払いません。

### 第3条（支払限度額）

当社が支払うべき保険金の額は、被害受託物が、保険事故の生じた地および時において、もし保険事故がなければ有したであろう価額を限度とします。

### 第4条（準用規定）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款（事業用）の規定を準用します。

## ① 漏水補償特約（受託者用）

当社は、受託者特別約款第2条（保険金を支払わない場合）⑥の規定にかかわらず、給排水管、暖冷房装置、湿度調整装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気、水の漏出、溢出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、溢出による受託物の損壊に起因する損害に対して、保険金を支払います。

## ② 受託者特別約款追加特約

当会社は、賠償責任保険普通保険約款（事業用）および受託者特別約款に規定する免責事由のほか、直接であると間接であるとかかわらず、被保険者がその受託物の使用不能に起因する損害賠償責任（収益減少に基づく賠償責任を含みます。）を負担することによって被る損害に対しては保険金を支払いません。

## ③ 騒擾<sup>じょう</sup>危険等不担保特約

### 第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると間接であるとかかわらず、暴動または騒擾<sup>じょう</sup>に類似の集団行動に起因して被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては保険金を支払いません。

### 第2条（定義）

前条にいう「暴動または騒擾<sup>じょう</sup>に類似の集団行動」とは、学園紛争または政治的・社会的活動において多数人による暴行・脅迫・示威等により通常教育・研究活動または市民生活が妨げられるような場合をいいます。

### 第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款（事業用）および受託者特別約款の規定を準用します。

## ④ 屋外管理貨物水濡れ損害不担保特約

当会社は、屋外において管理中の貨物の水濡れによって生じた損害に対しては保険金を支払いません。

## ⑤ 温度変化による損害不担保特約

当会社は、冷凍設備または冷蔵設備（これらの付属装置を含みます。）の損壊、変調、故障、操作上の過誤その他これらに類似の事由による温度変化によって生じた受託物の損害に対しては保険金を支払いません。

## ⑥ 電氣的・機械的事故不担保特約

当会社は、冷凍設備または冷蔵設備（これらの付属装置を含みます。）の電氣的・機械的事故に起因する受託物の損害に対しては保険金を支払いません。ただし、これらの事故に起因して火災または爆発が発生した場合を除きます。

## 自動車管理者特別約款

### 第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、被保険者が管理する他人（所有権留保条項付売買契約の買主を含みます。）の自動車（被保険者の法定代理人（被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。以下「代理人」といいます。）、使用人または被保険者と同居する親族が所有する自動車を含みません。以下「自動車」といいます。）を次に掲げる間に損壊し、もしくは紛失し、または盗取され、もしくは詐欺されたことにより、自動車について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

- ① 自動車保険証券に記載された保管施設内で管理されている間
  - ② 自動車被保険者のその自動車に対して行う業務の遂行の通常の過程として一時的に保管施設外で管理されている間
- (2) (1)の自動車には、これに定着（ボルト、ナットまたはねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。以下同様とします。）または装備（自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態をいいます。以下同様とします。）されている物（以下「付属品」といいます。）を含みます。
- (3) (2)の付属品には、次に定める物を含みません。
- ① 燃料、ボディーカバーおよび洗車用品
  - ② 法律、命令、規則、条令等により、自動車に定着または装備することを禁止されている物
  - ③ 通常装飾品とみなされる物
  - ④ 積載物

## 第2条（普通保険約款の規定の適用除外）

賠償責任保険普通保険約款（事業用）（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）および第3条（保険金を支払わない場合―その2）②の規定は、この特別約款には適用しません。

## 第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合―その1）および第3条（保険金を支払わない場合―その2）（ただし、第3条②を除きます。）に規定する損害のほか、直接である間接であるとかかわらず、被保険者が次のいずれかの損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者と同居する親族が行い、または加担した盗取もしくは詐欺に起因する損害賠償責任
- ② 盗取または詐欺による場合を除き、自動車の使用不能に起因する損害賠償責任（収益減少に基づく賠償責任を含みます。）
- ③ 被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者と同居する親族が私的な目的で使用している間に生じた自動車の損壊もしくは紛失または盗取もしくは詐欺に起因する損害賠償責任
- ④ 自動車が委託者に引き渡された後に発見された自動車の損壊もしくは紛失または盗取もしくは詐欺に起因する損害賠償責任
- ⑤ 被保険者の下請負人が管理している間に生じた自動車の損壊もしくは紛失または盗取もしくは詐欺に起因する損害賠償責任
- ⑥ 通常の作業工程上生じた修理（点検を含みます。）もしくは加工の拙劣または仕上げ不良等による自動車の損壊に起因する損害賠償責任。ただし、これらの事由によって火災または爆発が発生した場合は、この規定を適用しません。
- ⑦ 自動車が法令に定められた運転資格を持たない者によって運転されている間または酒に酔った運転者によって運転されている間に生じた自動車の損壊もしくは紛失または盗取もしくは詐欺に起因する損害賠償責任

## 第4条（支払限度額）

被保険者が自動車について正当な権利を有する者に対して行う賠償債務の弁済としての支出につき当会社が支払うべき保険金の額は、保険事故の生じた地および時における被害自動車の価額（被害自動車と同一車種、同年式で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。）を限度とします。

## 第5条（残存支払限度額）

当会社が保険事故について損害（普通保険約款第6条（費用）(2)および(3)の費用を除きます。）に対して保険金を支払った場合は、保険証券に記載された保険期間中の支払限度額から、保険金を支払った額を控除した残額をもって、その保険事故が生じた時以後の保険期間に対する支払限度額とします。

## 第6条（準用規定）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

# ① 下請負人再寄託中補償特約

## 第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、自動車管理者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第3条（保険金を支払わない場合）⑤の規定にかかわらず、被保険者の下請負人（以下「下請負人」といいます。）が被保険者から再受託した自動車（下請負人の法定代理人（下請負人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。以下「代理人」といいます。）、使用人または下請負人と同居する親族が所有する自動車を含みません。）を管理している間に損壊し、もしくは紛失し、または盗取され、もしくは詐取されたことにより、自動車について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。ただし、被保険者が次のいずれかの損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 下請負人、下請負人の代理人もしくは使用人または下請負人と同居する親族が行い、または加担した盗取もしくは詐取に起因する損害賠償責任
- ② 下請負人、下請負人の代理人もしくは使用人または下請負人と同居する親族が私的な目的で使用している間に生じた自動車の損壊もしくは紛失または盗取もしくは詐取に起因する損害賠償責任

## 第2条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款（事業用）および特別約款の規定を準用します。

# ② 使用不能損害補償特約

## 第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、自動車管理者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第3条（保険金を支払わない場合）②および第4条（支払限度額）の規定にかかわらず、特別約款第1条（保険金を支払う場合）に規定する自動車（以下「自動車」といいます。）を次に掲げる間に損壊または紛失したこと（以下「事故」といいます。）により、被保険者がその損壊または紛失した自動車（以下「被害自動車」といいます。）の使用不能損害について法律上の損害賠償責任（収益減少に基づく損害賠償責任を含みます。）を、被害自動車について正当な権利を有する者に対し負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

- ① 自動車が保険証券に記載された保管施設内で管理されている間
- ② 自動車が被保険者のその自動車に対して行う業務の遂行の通常の過程として一時的に保管施設外で管理されている間

## 第2条（使用不能損害の範囲）

- (1) 前条に規定する被害自動車の使用不能損害は、その不能損害が発生した最初の日からその日を

含めて 30 日以内に生じたものに限りです。

- (2) 被害自動車について正当な権利を有する者が事故の発生を知らなかった期間に生じた使用不能損害は前条に規定する被害自動車の使用不能損害とはみなしません。

### 第3条（支払保険金の計算）

- (1) 当社がこの特約に基づいて支払う保険金の額は、1回の事故について保険証券に記載された支払限度額を限度とします。
- (2) 当社が保険事故について保険金を支払った場合は、保険証券に記載された保険期間中の支払限度額から、保険金を支払った額を控除した残額をもって、その保険事故が生じた時以後の保険期間に対する支払限度額とします。

### 第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款（事業用）および特別約款の規定を準用します。

## ③ 被害自動車 1 台あたり支払限度額設定特約

### 第1条（責任の限度）

当社は、使用不能損害補償特約（以下「特約」といいます。）第3条（支払保険金の計算）(1)の規定にかかわらず、特約に基づいて支払う保険金の額は、特約第1条（保険金を支払う場合）に規定する事故により使用ができなくなった自動車1台について10万円を限度とし、かつ、1回の保険事故について保険証券に記載された支払限度額を限度とします。

### 第2条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款（事業用）、自動車管理者特別約款および特約の規定を準用します。

## ④ 騒<sup>しょう</sup>擾<sup>じょう</sup>危険等不担保特約（管理者用）

### 第1条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとかかわらず、暴動または騒<sup>しょう</sup>擾<sup>じょう</sup>に類似の集団行動に起因して被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては保険金を支払いません。

### 第2条（定義）

前条にいう「暴動または騒<sup>しょう</sup>擾<sup>じょう</sup>に類似の集団行動」とは、学園紛争または政治的・社会的活動において多数人による暴行・脅迫・示威等により通常の教育・研究活動または市民生活が妨げられるような場合をいいます。

### 第3条（準用規定）

この特別に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款（事業用）および自動車管理者特別約款の規定を準用します。

## ⑤ 免責日数設定特約

### 第1条（免責日数）

当社は、使用不能損害補償特約（以下「特約」といいます。）第2条（使用不能損害の範囲）(1)の規定にかかわらず、特約第1条（保険金を支払う場合）に規定する事故により使用できなくなっ

た自動車の使用不能損害が発生した最初の日からその日を含めて3日以内に発生した使用不能損害を被保険者が負担することによって被る損害について保険金を支払いません。

## 第2条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款（事業用）、自動車管理者特別約款および特約の規定を準用します。

# クリーニング業者特別約款

## 第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、賠償責任保険普通保険約款（事業用）（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）および第3条（保険金を支払わない場合—その2）②の規定にかかわらず、洗たく物が保険期間中に滅失、破損もしくは汚損（以下「損壊」といいます。）し、または盗取もしくは詐取されたことにより、洗たく物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

## 第2条（定義）

この特別約款において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによります。

### ① 洗たく物

被保険者が、保険証券記載の保管施設内または業務の通常の過程として一時的に保管施設外において、クリーニングのために受託するその他の繊維製品または皮革、毛皮製品をいいます。

### ② クリーニング

洗剤または溶剤を使用して、衣類その他の繊維製品または皮革、毛皮製品を原型のまま洗たくすることをいいます。

## 第3条（支払保険金の範囲）

(1) この特別約款において、当会社が保険金を支払うべき損害の範囲は、普通保険約款第4条（支払保険金の範囲）の規定にかかわらず、次に掲げるものに限ります。

① 被保険者が、洗たく物について正当な権利を有する者に対し支払うべき損害賠償金（弁済によって代位取得する物がある場合はその価額を控除したもの）。ただし、洗たく物が損壊し、または盗取もしくは詐取された地および時において、もし被害を受けていなければ有したであろう価額を限度とします。

② 他人から損害の賠償を受けることができる場合において、その権利の保全または行使のために被保険者が支出した必要または有益な費用

③ 損害賠償責任に関する争訟につき、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した費用

④ 当会社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が支出した費用

(2) (1)①の「損害賠償金」には次のものを含まません。

① 洗たく物の使用不能によって生じる代替品賃借費用等に係る損害賠償金

② 洗たく物の製造業者（縫製業者および染色業者を含みます。）または販売業者が、洗たく物の損壊につき、その洗たく物について正当な権利を有する者または被保険者に対し、法律上の損害賠償責任を負担すべき場合には、それらの者が負担すべき損害賠償金

## 第4条（支払保険金の計算）

(1) 前条(1)の損害に係る当会社の責任の限度は、次のとおりとします。

① 前条(1)①の損害については、その金額が、1回の事故について、保険証券に記載された免責金額を超過する場合に限り、その超過額のみを、保険証券に記載された支払限度額を限度として保険金を支払います。

② 前条(1)②から④までの損害については、その全額を支払います。ただし、1回の事故について、

前条(1)①の損害賠償金の額が保険証券に記載された支払限度額を超える場合は、前条(1)③の費用は、支払限度額の前記損害賠償金の額に対する割合によって、これを支払います。

- (2) 当会社が前条(1)①の損害に対して保険金を支払った場合は、保険証券に記載された支払限度額から、その保険金を支払った額を差し引いた残額をもって、以後の保険期間に対する支払限度額とします。

## 第5条（保険金を支払わない場合）

当会社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合—その1）および第3条（保険金を支払わない場合—その2）（②を除きます。）に規定する損害のほか、直接であると間接であるとはにかかわらず、被保険者が次のいずれかの損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者もしくはこれらの者の法定代理人（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関。以下同様とします。）または被保険者の被用者もしくは被保険者の同居の親族が行いまたは加担した洗たく物の盗取もしくは詐欺に起因する損害賠償責任
- ② 被保険者の法定代理人または被保険者の被用者もしくは被保険者の同居の親族が所有または私用する洗たく物の損壊、盗取または詐欺に起因する損害賠償責任
- ③ 屋根、壁、扉、窓、通風孔等の瑕疵によりこれから入る雨または雪等による洗たく物の損壊に起因する損害賠償責任
- ④ 洗たく物の瑕疵もしくは洗たく物の自然の変化（自然の状態における消耗、変色、のび、ちぢみ、風合の変化、型崩れなど）、かびその他これらに類するものまたはねずみ食いもしくは虫食いに起因する損害賠償責任
- ⑤ 給排水管、暖冷房装置、冷蔵装置、湿度調節装置、消火栓、スプリンクラーその他これらに類する業務用または家事用装置から漏出または溢出する蒸気、水その他内用物による洗たく物の損壊に起因する損害賠償責任
- ⑥ 洗たく物の修理または加工（染色、色ぬきを含みます。）によるその洗たく物の損壊に起因する損害賠償責任
- ⑦ クリーニングの技術上の重大な過失による洗たく物の損壊に起因する損害賠償責任。ただし、この事由によって火災、破裂または爆発が発生した場合は、この規定を適用しません。
- ⑧ 洗たく物が寄託者に引き渡された日から30日を経過した後に、その洗たく物について正当な権利を有する者から被保険者に通知されたその洗たく物の損壊に起因する損害賠償責任
- ⑨ 洗たく物の紛失または誤配に起因する損害賠償責任

## 第6条（求償権の不行使）

当会社は、普通保険約款第31条（代位）の規定に基づき取得する権利のうち、被保険者の被用者または被保険者の業務の補助者に対するものに限り、これを行使しません。ただし、これらの者の故意によって生じた損害については、この規定を適用しません。

## 第7条（準用規定）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

# ① クリーニング業者漏水危険補償特約

## 第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、クリーニング業者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第5条（保険金を支払わない場合）⑤の規定にかかわらず、給排水管、暖冷房装置、冷蔵装置、湿度調節装置、消火栓、スプリンクラーその他これらに類する業務用または家事用装置から漏出または溢出する蒸気、水そ

の他内容物による洗たく物の損壊に起因して、洗たく物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

## 第2条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、特別約款の規定を準用します。

# ② 洗たく物紛失・誤配危険補償特約

## 第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、クリーニング業者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第5条（保険金を支払わない場合）⑨の規定にかかわらず、洗たく物の紛失または誤配により、洗たく物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

## 第2条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、特別約款の規定を準用します。

## 白蟻防除業者特別約款

## 第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、賠償責任保険普通保険約款（事業用）（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の損害のうち、被保険者が白蟻防除施工（以下「防除施工」といいます。）に関し顧客に与える保証のうち白蟻が再発したことにより建物を修復するために要した費用を支払うことによって被る損害に対して、保険金を支払います。

## 第2条（費用の定義）

前条の「費用」とは、建物を修復するために要する直接の工事費用をいい、防除施工を再び行う費用および建物の使用不能損害を含みません。

## 第3条（建物の定義）

前2条の「建物」とは、被保険者の定める施工仕様に従って防除施工された建物のみをいいます。

## 第4条（保険期間と保険責任の関係）

- (1) 当会社は、白蟻の再発による建物の損傷がその建物の保証期間中に発生した場合に限り、損害に対して、保険金を支払います。
- (2) (1)の保証期間は、防除施工完了日から起算するものとします。

## 第5条（保険契約の失効）

前条の保証期間中、その保証期間の初日の毎年の応当日の前後3か月間（以下「定期検査期間」といいます。）に定期検査を行わなかった場合は、その保証に基づく保険契約は、その定期検査期間満了時に失効します。ただし、この場合、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

## 第6条（準用規定）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

# 白蟻損害縮小てん補特約

## 第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、賠償責任保険普通保険約款（事業用）第5条（支払保険金の計算）の規定にかかわらず、白蟻防除業者特別約款に基づく損害については、損害の額が保険証券に記載された免責金額を超過する場合に限り、その超過分の5分の4についてのみ、損害に対して、保険金を支払います。

## 第2条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款（事業用）および白蟻防除業者特別約款の規定を準用します。

## 油濁特別約款

## 第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、賠償責任保険普通保険約款（事業用）（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、保険期間中に、石油物質が保険証券記載の施設（以下「施設」といいます。）から海、河川、湖沼、運河（以下「公共水域」といいます。）へ不測かつ突発的に流出したことに起因して、被保険者が次に掲げる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特別約款に従い保険金を支払います。

- ① 水の汚染による他人の財物の滅失、破損または汚損に対する損害賠償責任
- ② 水の汚染によって漁獲高が減少し、または漁獲物の品質が低下したことに基づく漁業権者に対する損害賠償責任

(2) 当会社は、保険期間中に、石油物質が施設から不測かつ突発的に被保険者の所有、使用または管理する区域外に流出し、公共水域の水を汚染した場合において、その石油物質の拡散防止、補回収、焼却処理、沈降処理、乳化分散処理等に要する費用（以下「処理費用」といいます。）を被保険者が支出した場合、その金額を、この特別約款に従い支払います。

## 第2条（石油物質の定義）

前条の「石油物質」とは、次に掲げるものをいいます。

- ① 原油、揮発油、灯油、軽油、重油、潤滑油、ピッチ、タール等の石油類
- ② ①の記載された石油類より誘導される化成品類
- ③ ①および②に記載された物質を含む混合物、廃棄物および残渣

## 第3条（油濁損害の範囲）

普通保険約款第4条（支払保険金の範囲）の規定にかかわらず、当会社が保険金を支払うべき油濁損害の範囲は、次に掲げるものに限ります。

- ① 被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金
- ② 被保険者が支出した処理費用
- ③ 他人から損害の賠償を受けることができる場合において、その権利の保全または行使のために被保険者が支出した必要または有益な費用
- ④ 損害賠償責任に関する争訟につき、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した費用
- ⑤ 当会社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が支出した費用

## 第4条（支払保険金の計算）

(1) 普通保険約款第5条（支払保険金の計算）の規定にかかわらず、前条の油濁損害に係る当会社の責任の限度は、次のとおりとします。

- ① 前条①の損害賠償金および②の処理費用は、その合算額が、一回の事故について、保険証券に記載された免責金額を超過する場合に限り、その超過額のみを保険証券に記載された1事故

支払限度額を限度として保険金を支払います。

- ② 当会社の保険期間中の保険金額は、前条③から⑤までの費用を除き、保険証券に記載された期間中総支払限度額を限度とします。
- (2) 前条④の費用は、前条①の損害賠償金および②の処理費用の合算額が保険証券に記載された支払限度額（当会社が既に保険金を支払っている場合は、その額を控除します。以下同様とします。）を超えるときは、支払限度額の前記合算額に対する割合によって、保険金を支払います。

#### 第5条（保険金を支払わない場合－その1）

当会社は、次の事由（これらが主たる原因であると寄与原因であると問いません。）に起因する油濁損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者の故意
- ② 戦争（宣戦の有無を問いません。）、変乱、暴動、騒擾もしくは労働争議
- ③ 地震、噴火、洪水、高潮もしくは津波
- ④ 原子核反応または原子核の崩壊。ただし、医学的、科学的または産業的利用に供されるラジオ・アイソトープ（ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。）の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。

#### 第6条（保険金を支払わない場合－その2）

- (1) 当会社は、次に起因する油濁損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 施設の修理、改造または取り壊し等の工事
- ② 自動車、船舶または航空機の所有、使用または管理
- ③ 排水または排気（煙を含みます。）。ただし、不測かつ突発的に石油物質が流出した場合は、この規定を適用しません。
- ④ 被保険者の占有を離れた商品または被保険者の占有を離れ施設外にある財物
- ⑤ 仕事の終了（仕事の目的物の引き渡しを要する場合は引き渡し）または放棄の後の仕事の結果（被保険者が仕事の行われた場所の放置または遺棄した機械、装置もしくは資材は、仕事の結果とはみなしません。）

- (2) 当会社は、被保険者が所有、使用または管理する財物の滅失・破損または汚損について、その財物に対し正当な権利を有する者に対する油濁損害に対しては、保険金を支払いません。

- (3) 当会社は、被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された責任に基づく油濁損害に対しては、保険金を支払いません。

#### 第7条（共有施設）

施設の全部または一部が共有である場合は、当会社は、その共有施設に起因する事故に関しては、その施設の全共有者が負担した第3条（油濁損害の範囲）①の損害賠償金および②の処理費用の合算額に被保険者の共有持分割合（以下「持分割合」といいます。）を乗じた額が、1回の事故について、保険証券に記載された免責金額に持分割合を乗じた額を超過する場合に限り、その超過額のみを、保険証券に記載された1事故支払限度額に持分割合を乗じた額を限度として保険金を支払います。

#### 第8条（準用規定）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

## 油濁超過損害額支払特約

当会社は、油濁特別約款（以下「特別約款」といいます。）第4条（支払保険金の計算）の規定にかかわらず、特別約款第3条（油濁損害の範囲）の損害の額の合算額が、1回の事故について、保

険証券に記載された免責金額を超過する場合に限り、その超過額のみを、保険証券に記載された1事故支払限度額を限度として保険金を支払います。ただし、当社が支払う保険金の額は、いかなる場合も、保険証券に記載された期間中総支払限度額を限度とします。

## 警備業者特別約款

### 第1条（保険金を支払う場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（事業用）（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、被保険者が日本国内において警備業法（昭和47年法律第117号）にもとづく保険証券に記載された警備業務（以下「警備業務」といいます。）を遂行することにより他人の身体の障害（障害に起因する死亡を含みます。以下同様とします。）または他人の財物の滅失、破損、汚損、紛失もしくは盗取（以下「損壊」といいます。）が発生した場合において、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、保険金を支払います。

### 第2条（保険期間と保険責任の関係）

当社は、普通保険約款第10条（保険責任の始期および終期）(1)に掲げる保険期間中に他人の身体の障害または他人の財物の損壊（以下「事故」といいます。）が発生した場合に限り、保険金を支払います。

### 第3条（適用規定の除外）

普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合—その2）②の規定は、警備業務を行うことを約した契約書（付属する警備計画書または警備仕様書を含みます。以下「警備契約書」といいます。）に記載された警備対象物件および警備対象区域内にある財物（以下「警備対象物」といいます。）の損壊に関しては、その規定を適用しません。

### 第4条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合—その1）に掲げる事由に起因する損害および普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合—その2）に掲げる損害のほか、被保険者が次のいずれかの損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して遂行した警備業務に起因する損害賠償責任
- ② 警備業法にもとづく認定を受けずに、または認定を取り消された以後に遂行した業務に起因する損害賠償責任
- ③ 警備契約書にもとづかない警備業務の遂行に起因する損害賠償責任
- ④ 警備対象物である貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、宝石、貴金属、美術品、骨とう品その他これらに類する財物の損壊に対する損害賠償責任
- ⑤ 警備対象物の原子核反応もしくは原子核の崩壊または警備対象物である銃火器もしくは火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に定められる火薬類による事故に起因する損害賠償責任
- ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する航空機、自動車または警備契約書の警備対象区域外にある車両（自動車および原動力がもっぱら人力にあるものを除きます。）もしくは船舶による事故に起因する損害賠償責任。ただし、警備対象物の損壊に対する賠償責任を除きます。
- ⑦ 被保険者が製造、販売または提供した警備業務用機械装置の品質上の瑕疵による同機械装置自体の損壊に対する損害賠償責任

### 第5条（1事故の定義）

普通保険約款第5条（支払保険金の計算）に規定する「1回の事故」とは、同一原因または事

由に起因して生じた一連の事故をいいます。

#### 第6条（下請負人の取扱い）

普通保険約款、この特別約款および付帯する特約にいう被保険者には、保険証券に記載された被保険者のほか、その下請負人を含みます。

#### 第7条（保険金の請求）

被保険者が保険金を請求する場合は、普通保険約款第28条（保険金の請求）(2)に規定する書類のほか、警備契約書の写を当会社に提出しなければなりません。

#### 第8条（準用規定）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

### ① 運送業務補償特約（警備業者特別約款用）

#### 第1条（保険金を支払う場合）

当社は、警備業者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、特別約款第1条に規定する警備業務のうち警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第1項第3号で規定する業務の遂行を目的として、被保険者が行う特別約款第3条（適用規定の除外）の警備対象物件の運送業務（以下「運送業務」といいます。）を遂行することにより事故が発生した場合において、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、保険金を支払います。

#### 第2条（読替規定）

この特約については、次のとおり特別約款を読み替えて適用します。

- ① 特別約款第3条（適用規定の除外）の規定中「警備業務を行うことを約した契約書（付属する警備計画書または警備仕様書を含みます。以下「警備契約書」といいます。）に記載された警備対象物件および警備対象区域内にある財物（以下「警備対象物」といいます。）とあるのは「運送業務の受託物（以下「運送受託物」といいます。）」
- ② 特別約款第4条（保険金を支払わない場合）①の規定中「警備業務」とあるのは「運送業務」
- ③ 特別約款第4条②の規定中「警備業法」および「認定」とあるのは「道路運送法」および「免許」
- ④ 特別約款第4条③の規定中「警備契約書にもとづかない警備業務」とあるのは「運送契約書にもとづかない運送業務」
- ⑤ 特別約款第4条④、⑤および⑥の規定中「警備対象物」とあるのは「運送受託物」
- ⑥ 特別約款第4条⑦の規定中「警備業務用機械装置」とあるのは「運送業務用機械器具」
- ⑦ 特別約款第7条（保険金の請求）の規定中「警備契約書」とあるのは「運送契約書」

#### 第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款（事業用）および特別約款の規定を適用します。

### ② 現金・貴重品補償特約（警備業者特別約款用）

#### 第1条（保険金を支払う場合）

当社は、警備業者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第4条（保険金を支払わない場合）④の規定にかかわらず、警備対象物である貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、宝石、

貴金属、美術品、骨とう品その他これらに類する財物（以下「現金・貴重品」といいます。）の損壊について被保険者が被った損害に対して、保険金を支払います。

## 第2条（事故発生時の義務）

- (1) 現金・貴重品について盗取が発生したことを知った場合は、保険契約者または被保険者は、次のことを履行しなければなりません。
  - ① 直ちに所轄警察署に通報するとともに、遅滞なく当会社へこれを通知すること。
  - ② 盗取された現金・貴重品の発見、回収に努めること。
  - ③ 現金・貴重品について被保険者が第三者に対して有する権利の保全または行使に努めること。
- (2) 正当な理由がなく(1)の履行を怠った場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。
  - ① (1)①および②の規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
  - ② (1)③の規定に違反した場合は、他人に損害賠償の請求（共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。）をすることによって取得することができたと認められる額

## 第3条（支払保険金の計算）

- (1) この特約に基づき、賠償責任保険普通保険約款（事業用）（以下「普通保険約款」といいます。）第4条（支払保険金の範囲）に定める被保険者の被害者に対する賠償債務の弁済としての支出および第6条（費用）(1)①に定める費用の損害について当会社が支払うべき保険金の額は、普通保険約款第5条（支払保険金の計算）の規定にかかわらず、1回の事故により発生した両損害の合計額が保険証券に記載された現金・貴重品の免責金額を超過する場合に限りその超過額に保険証券に記載された現金・貴重品の損害てん補割合を乗じて得た額とします。ただし、いかなる場合も、保険証券に記載された現金・貴重品の保険金額を限度とします。
- (2) 労働争議補償特約を付帯した契約について同特約の適用がある場合においては、前項の現金・貴重品の損害てん補割合には、保険証券に記載された労働争議危険の損害補償割合と現金・貴重品の損害てん補割合のうちいずれか小さい損害てん補割合を適用し、労働争議補償特約第3条（責任の限度）の規定は適用しません。

## 第4条（準用規定）

- (1) 運送業務補償特約を付帯した契約について同特約の適用がある場合においては、第1条（保険金を支払う場合）の規定中「警備対象物」とあるのは、同特約第2条（読替規定）①に規定する「運送受託物」と読み替えて適用します。
- (2) この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款（事業用）および特別約款の規定を適用します。

# ③ 危険物補償特約（警備業者特別約款用）

## 第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、警備業者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第4条（保険金を支払わない場合）⑤の規定にかかわらず警備対象物である医学用・科学用・産業用ラジオ・アイソトープ（ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。）の原子核反応もしくは原子核の崩壊または警備対象物である銃火器もしくは火薬類取締法に定められる火薬類により事故が発生した場合において、被保険者が被る損害に対して、保険金を支払います。

## 第2条（準用規定）

- (1) 運送業務補償特約を付帯した契約について同特約の適用がある場合においては、前条の規定中「警備対象物」とあるのは、同特約第2条（読替規定）①に規定する「運送受託物」と読み替えて

適用します。

- (2) この特約に規定していない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款（事業用）および特別約款の規定を準用します。

## ④ 労働争議補償特約（警備業者特別約款用）

### 第1条（保険金を支払う場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（事業用）（以下「普通保険約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合—その1）②の規定にかかわらず、労働争議により事故が発生した場合において、被保険者が被る損害に対して、保険金を支払います。

### 第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとかかわらず、被保険者が次に掲げる損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の使用人の労働争議に起因して負担する損害賠償責任
- ② 被保険者の遂行する警備業務の依頼人の使用人の労働争議に起因して、依頼人に対して負担する損害賠償責任

### 第3条（責任の限度）

この特約に基づき、普通保険約款第4条（支払保険金の範囲）に定める被保険者の被害者に対する賠償債務の弁済としての支出および第6条（費用）(1)①に定める費用の損害について当社が支払うべき保険金の額は、普通保険約款第5条（支払保険金の計算）の規定にかかわらず、1回の事故により発生した両損害の合計額が保険証券に記載された労働争議の免責金額を超過する場合に限りその超過額に保険証券に記載された労働争議の損害てん補割合を乗じて得た額とします。ただし、いかなる場合も、保険証券に記載された保険金額を限度とします。

### 第4条（準用規定）

この特約に規定していない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および警備業者特別約款の規定を準用します。

## ⑤ 見舞費用補償特約（警備業者特別約款用）

### 第1条（保険金を支払う場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（事業用）（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定および警備業者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、被保険者が特別約款第1条に規定する警備業務を遂行することにより他人の身体の障害（障害に起因する死亡を含みます。以下同様とします。）が発生した場合において、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することなく、慣習として支払う弔慰金、見舞金等（以下「見舞金」といいます。）を当社の同意を得て支払ったときは、その金額を見舞費用保険金として支払います。

### 第2条（支払限度額）

前条の規定にもとづき当社が支払うべき見舞費用保険金の額は、1回の事故につき被害者1人について別表1に記載する金額を限度とします。

### 第3条（見舞費用保険金の支払額）

当社は同一の事故により同一の被害者について死亡にかかる別表1の(1)の見舞費用保険金を支払う場合において、既に支払った別表1の(2)または(3)にかかる見舞費用保険金があるときは、

死亡にかかる別表 1 の(1)の見舞費用保険金から既に支払ったその見舞費用保険金の額を控除した残額を支払います。

#### 第4条（損害賠償保険金との関係）

この特約により見舞費用保険金が支払われた後に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合には、この特約により支払われた見舞費用保険金は特別約款または特別約款に付帯する他の特約により支払うべき保険金に充当します。

#### 第5条（他の保険契約等がある場合の見舞費用保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。ただし、別表 1 の支払限度額をもって限度とします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。ただし、この特約の支払責任額（他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。）を限度とします。

#### 第6条（見舞費用保険金の請求）

- (1) 被保険者が見舞費用保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第 28 条（保険金の請求）(2)および特別約款第 7 条（保険金の請求）に規定する書類のほか、被保険者の見舞金の支払いを証明する帳簿の写等の書類を当会社に提出しなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて見舞費用保険金を支払います。

#### 第7条（読替規定）

この特約については、次のとおり普通保険約款、特別約款および特約を読み替えて適用します。

- ① 普通保険約款第 2 条（保険金を支払わない場合—その 1）の規定中「次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては保険金を支払いません。」とあるのは「被保険者の見舞金の支払いが次のいずれかに該当する事由に起因する場合、これによって生じた見舞費用保険金を支払いません」
- ② 普通保険約款第 3 条（保険金を支払わない場合—その 2）および特別約款第 4 条（保険金を支払わない場合）の規定中「被保険者が次のいずれかの損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません」、「賠償責任」および「負担する」とあるのは「被保険者の支払う次のいずれかの見舞金については見舞費用保険金を支払いません」、「見舞金」および「支払う」
- ③ 特別約款第 2 条（保険期間と保険責任の関係）の規定中「他人の身体の障害または他人の財物の損壊」とあるのは「他人の身体の障害」
- ④ 危険物補償特約を付帯した契約については、同特約第 1 条（保険金を支払う場合）の規定中「被保険者が被る損害に対して、保険金を支払います」とあるのは「被保険者が支払う見舞金については見舞費用保険金を支払います」
- ⑤ 労働争議補償特約を付帯した契約については、同特約第 1 条（保険金を支払う場合）の規定中「被保険者が被る損害に対して、保険金を支払います」とあるのは「被保険者が支払う見舞金については見舞費用保険金を支払います」

#### 第8条（普通保険約款および特別約款との関係）

- (1) この特約の適用にあたっては、現金・貴重品補償特約は適用しません。

- (2) 運送業務補償特約を付帯した契約については、第1条（保険金を支払う場合）に規定する警備業務には同特約第1条（保険金を支払う場合）に規定する運送業務を含みます。
- (3) この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および特別約款の規定を準用します。

別表1

| 項 目            |                     |             | 支払限度額               |
|----------------|---------------------|-------------|---------------------|
| (1) 死亡した場合     |                     |             | 50万円                |
| (2) 後遺障害が生じた場合 |                     |             | 50万円に別表2に掲げる割合を乗じた額 |
| (3) 入院・通院の場合   | 病院または診療所に入院した期間     | 31日以上       | 10万円                |
|                |                     | 15日以上～30日以内 | 5万円                 |
|                |                     | 8日以上～14日以内  | 3万円                 |
|                |                     | 7日以内        | 2万円                 |
|                | 通院した期間（入院した期間を除きます） | 31日以上       | 5万円                 |
|                |                     | 15日以上～30日以内 | 3万円                 |
|                |                     | 8日以上～14日以内  | 2万円                 |
|                |                     | 7日以内        | 1万円                 |

注1 表中「後遺障害が生じた場合」とは、身体に残された将来においても回復できない機能の重大な障害または身体の一部の欠損で、かつ、その原因となった傷害がなおった後のものをいいます。以下、この特約において同様とします。

注2 表中「入院」とは、治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

注3 表中「通院」とは、治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。

別表2 後遺障害保険金支払区分表

1. 眼の障害

- (1) 両眼が失明した場合…………… 100%
- (2) 1眼が失明した場合…………… 60%
- (3) 1眼の矯正視力が0.6以下となった場合…………… 5%
- (4) 1眼が視野狭窄（正常視野の角度の合計の60%以下となった場合をいう。）となった場合…………… 5%

2. 耳の障害

- (1) 両耳の聴力を全く失った場合…………… 80%
- (2) 1耳の聴力を全く失った場合…………… 30%
- (3) 1耳の聴力が50cm以上では通常の話声を解せない場合…………… 5%

3. 鼻の障害

- (1) 鼻の機能に著しい障害を残す場合…………… 20%

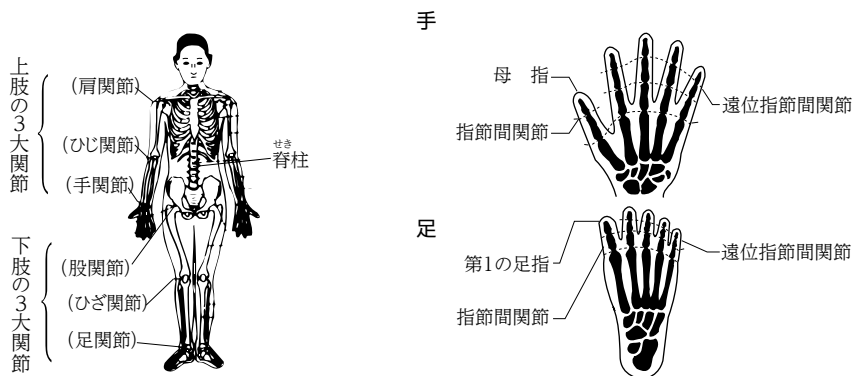
4. 咀嚼、言語の障害

- (1) 咀嚼または言語の機能を全く廃した場合…………… 100%
- (2) 咀嚼または言語の機能に著しい障害を残す場合…………… 35%
- (3) 咀嚼または言語の機能に障害を残す場合…………… 15%

|                                                      |      |
|------------------------------------------------------|------|
| (4) 歯に5本以上の欠損を生じた場合……………                             | 5%   |
| 5. 外貌（顔面・頭部・頸部をいう。）の醜状                               |      |
| (1) 外貌に著しい醜状を残す場合……………                               | 15%  |
| (2) 外貌に醜状（顔面においては直径2cmの瘢痕、長さ3cmの線状痕程度をいう。）を残す場合…………… | 3%   |
| 6. 脊柱の障害                                             |      |
| (1) 脊柱に著しい変形または著しい運動障害を残す場合……………                     | 40%  |
| (2) 脊柱に運動障害を残す場合……………                                | 30%  |
| (3) 脊柱に変形を残す場合……………                                  | 15%  |
| 7. 腕（手関節以上をいう。）、脚（足関節以上をいう。）の障害                      |      |
| (1) 1腕または1脚を失った場合……………                               | 60%  |
| (2) 1腕または1脚の3大関節中の2関節または3関節の機能を全く廃した場合……………          | 50%  |
| (3) 1腕または1脚の3大関節中の1関節の機能を全く廃した場合……………                | 35%  |
| (4) 1腕または1脚の機能に障害を残す場合……………                          | 5%   |
| 8. 手指の障害                                             |      |
| (1) 1手の母指を指節間関節以上で失った場合……………                         | 20%  |
| (2) 1手の母指の機能に著しい障害を残す場合……………                         | 15%  |
| (3) 母指以外の1指を遠位指節間関節以上で失った場合……………                     | 8%   |
| (4) 母指以外の1指の機能に著しい障害を残す場合……………                       | 5%   |
| 9. 足指の障害                                             |      |
| (1) 1足の第1の足指を指節間関節以上で失った場合……………                      | 10%  |
| (2) 1足の第1の足指の機能に著しい障害を残す場合……………                      | 8%   |
| (3) 第1の足指以外の1足指を遠位指節間関節以上で失った場合……………                 | 5%   |
| (4) 第1の足指以外の1足指の機能に著しい障害を残す場合……………                   | 3%   |
| 10. その他身体 of 著しい障害により終身常に介護を要する場合……………               | 100% |

注1 7. から9. までの規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

注2 関節等の説明図



## ⑥ 対人・対物共通支払限度額特約（警備業者特別約款用）

当会社が賠償責任保険普通保険約款（事業用）（以下「普通保険約款」といいます。）第5条（支払保険金の計算）により支払うべき保険金の額は、警備業者特別約款、運送業務補償特約、危険物補償特約、労働争議補償特約により補償される事由については、普通保険約款第6条（費用）(2)および(3)に掲げる費用を除き、1回の事故について身体の障害に起因する損害と財物の損壊に起因する損害とを合算して保険証券記載の支払限度額を限度とします。

### 遊漁船業者特別約款

## 第1章 賠償責任補償条項

### 第1条（保険金を支払う場合）

この補償条項において、当会社が保険金を支払うべき賠償責任保険普通保険約款（事業用）（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の損害は、次に掲げる損害に限ります。

- ① 保険証券に記載された遊漁船（「遊漁船業の適正化に関する法律」（昭和63年法律第99号）第2条（定義）第2項に規定する船舶をいいます。以下「遊漁船」といいます。）により被保険者が行う遊漁船業の遂行（遊漁船を使用して行う納涼、遊覧もしくは飲食物の提供またはこれらに類似の遊漁船業以外の業務を一時期に限って遂行する場合を含みます。以下同様とします。）に係るもののうち、遊漁船利用者の運送中に発生した偶然な事故によるその遊漁船利用者の身体の障害に起因する損害
- ② 次の偶然な事故による損害
  - ア. 被保険者が行う遊漁船業の遂行に起因する偶然な事故（ただし、①に規定するものを除きます。）
  - イ. 被保険者が行う遊漁船業遂行のための施設に起因する偶然な事故（ただし、①に規定するものを除きます。）
  - ウ. 被保険者が遊漁の目的をもって案内する磯、波止等の釣り場（遊漁船業遂行のための施設を除きます。）において発生した偶然な事故

### 第2条（損害の範囲）

この補償条項において、当会社が保険金を支払うべき損害の範囲は、普通保険約款第4条（支払保険金の範囲）の規定にかかわらず、次に掲げるものに限りします。

- ① 被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金（弁済によって代位取得するものがある場合はその価額を控除したもの）
- ② 他人から損害の賠償を受けることができる場合において、その権利の保全または行使、その他損害を防止軽減するために被保険者が支出した必要または有益な費用
- ③ ②の損害を防止軽減するために必要または有益と認められた手段を講じた後に損害賠償責任のないことが判明した場合、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、その他の緊急措置に要したものおよび支出につきあらかじめ当会社の書面による同意を得たもの
- ④ 損害賠償責任に関する争訟につき、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した費用
- ⑤ 当会社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が支出した費用

### 第3条（支払保険金の計算－その1）

第1条（保険金を支払う場合）①に係る前条の損害に関する当会社の責任の限度は、次のとおりとします。

- ① 前条①から③までの損害については、合算で1回の事故について、保険証券に記載された遊漁船利用者1名に対する支払限度額にその遊漁船の保険証券に記載された定員数（以下「定員数」）

といいます。)を乗じて得られた金額を限度として保険金を支払います。

- ② 前条④および⑤の損害については、その全額を支払います。ただし、1回の事故について、前条①の損害賠償金の額が保険証券に記載された遊漁船利用者1名に対する支払限度額にその遊漁船の定員数を乗じて得られた金額を超える場合は、前条④の費用は、その金額の前記損害賠償金の額に対する割合によって、これを支払います。

#### 第4条（支払保険金の計算－その2）

第1条（保険金を支払う場合）②に係る第2条（損害の範囲）の損害に関する当会社の責任の限度は、次のとおりとします。

- ① 第2条（損害の範囲）①から③までの損害については、その金額の合算額が、1回の事故について、保険証券に記載された免責金額を超過する場合に限り、その超過額のみを、保険証券に記載された支払限度額を限度として保険金を支払います。
- ② 第2条（損害の範囲）④および⑤の損害については、その全額を支払います。ただし、1回の事故について、第2条（損害の範囲）①の損害賠償金の額が保険証券に記載された支払限度額を超える場合は、第2条（損害の範囲）④の費用は、支払限度額の前記損害賠償金の額に対する割合によって、これを支払います。

#### 第5条（保険金を支払わない場合－その1）

当会社は、次の間に生じた第1条（保険金を支払う場合）①に定める損害については、保険金を支払いません。

- ① 遊漁船または遊漁船に乗下船するための連絡用の船以外の運送用具によって遊漁船利用者を送送している間
- ② 著しく定員を超えて遊漁船または遊漁船に乗下船するための連絡用の船により遊漁船利用者を運送している間

#### 第6条（保険金を支払わない場合－その2）

当会社は、直接であると間接であるとかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者、船長または乗組員の故意
- ② 襲撃、捕獲、だ捕または抑留
- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群集または多数の者の集団の行動によって全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- ④ 地震、噴火または津波
- ⑤ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは各燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑥ ③から⑤の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑦ 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気、水の漏出、溢出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、溢出による財物の損壊
- ⑧ 屋根、扉、窓、通風筒、出入口等から入る海水、水、雨または雪等による財物の損壊。ただし、遊漁船が転覆、沈没、座礁、座州または衝突した結果による場合はこの規定を適用しません。

#### 第7条（保険金を支払わない場合－その3）

当会社は、直接であると間接であるとかかわらず、被保険者が次のいずれかの損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有

する者に対して負担する損害賠償責任

- ② 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ③ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ④ 排水または排気（煙を含みます。）に起因する損害賠償責任
- ⑤ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑥ 遊漁船業遂行のための施設の修理、改造または取壊し等の工事に起因する損害賠償責任
- ⑦ 航空機、昇降機、自動車または施設外における車両（原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ⑧ 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ遊漁船業遂行のための施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任
- ⑨ 仕事の終了（仕事の目的物の引渡を要する場合は引渡）または放棄の後に、仕事の結果に起因して負担する損害賠償責任（被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材は、仕事の結果とはみなしません。）

## 第2章 搜索救助費用等補償条項

### 第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、遊漁船利用者が遊漁参加中に遭難（行方不明を含みます。以下「遭難」といいます。）したことによって、被保険者が負担した費用に対して、この補償条項および第4章基本条項の規定に従い、被保険者に搜索救助費用等保険金を支払います。

### 第2条（支払保険金の計算）

前条の費用とは、次に掲げるものをいいます。

- ① 搜索救助費用  
遭難した遊漁船利用者を搜索、救助または移送（以下「搜索」といいます。）する活動に要した費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に基づいて支払った費用で、当会社が妥当と認めたものをいいます。
- ② 交通費  
遭難した遊漁船利用者の搜索、看護もしくは事故処理を行うために事故発生地または遊漁船利用者の収容地（以下「現地」といいます。）へ赴く遊漁船利用者の法定相続人（その代理人を含みます。以下「救援者」といいます。）の現地までの汽車、電車、船舶、航空機等の1往復分の運賃をいい、遭難した遊漁船利用者1名につき救援者2名分を限度とします。
- ③ 宿泊費  
現地における救援者のホテル、旅館等の宿泊料をいい、遭難した遊漁船利用者1名につき救援者2名分を限度とし、かつ救援者1名につき14日分を限度とします。
- ④ 移送費用  
死亡した遊漁船利用者を現地からその遊漁船利用者の住居に移送するために要した遺体輸送費または治療を継続中の遊漁船利用者をその遊漁船利用者の住居へ移転するために要した移転費（治療のため医師または職業看護婦が付添うことを要する場合には、その費用を含みます。）をいいます。ただし、これにより負担を免れるその遊漁船利用者の帰宅のための運賃はこの費用の額から控除します。
- ⑤ 諸雑費  
被保険者が現地において支出した交通費、電話料等通信費、遊漁船利用者の遺体処理費等をいい、遭難した遊漁船利用者1名につき30,000円を限度とします。

### 第3条（遭難の発生）

当会社は、遊漁船利用者の遭難が明らかでない場合において、遊漁船利用者が行方不明となっ

たときから 48 時間を経過してもなお消息が判明しなかったときは、保険契約者、被保険者または遊漁船利用者の親族もしくはこれらに代わる者が次のいずれかに対して、遊漁船利用者の搜索を依頼したことをもって、遭難が発生したものとみなします。

- ① 警察署、海上保安庁、その他の公的機関
- ② 被保険者の所属する団体
- ③ 漁業共同組合
- ④ サルベージ会社または航空会社
- ⑤ 遭難救助隊

#### 第4条（保険金を支払わない場合）

当会社は、次に掲げる事由によって遊漁船利用者が遭難した場合の費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- ② 遊漁船利用者の故意。ただし、保険金を支払わないのは、その遊漁船利用者に関する費用に限ります。
- ③ 遊漁船利用者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、保険金を支払わないのは、その遊漁船利用者に関する費用に限ります。
- ④ 遊漁船利用者の脳疾患、疾病または心神喪失。ただし、保険金を支払わないのは、その遊漁船利用者に関する費用に限ります。
- ⑤ 遊漁船利用者が故意または重大な過失によって法令上禁止されている区域内または期間中に、釣り等により禁漁の対象となっている魚類その他の水産動植物の採捕を行っている間に生じた事故
- ⑥ 地震、噴火または津波
- ⑦ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- ⑧ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑨ ⑥から⑧の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑩ ⑧以外の放射線照射または放射能汚染

#### 第5条（支払保険金の計算）

当会社が支払うべき保険金の額は、遭難した遊漁船利用者 1 名につき、保険証券記載のこの補償条項の保険金額を限度とします。

#### 第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。ただし、この特約の支払責任額（他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。）を限度とします。

## 第7条（読み替え規定）

この補償条項の適用については、次のとおり普通保険約款を読み替えるものとします。

- ① 第10条（保険責任の始期および終期）(3)および第12条（通知義務）(4)の規定中「事故による損害に対しては、保険金を支払いません。」とあるのは、「遭難については、保険金を支払いません。」
- ② 第11条（告知義務）(3)③の規定中「事故」とあるのは、「遭難」

## 第3章 傷害見舞費用補償条項

### 第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、遊漁船利用者が、遊漁参加中に急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被り、その直接の結果として8日以上入院し、または事故発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合もしくは死亡した場合において、その傷害に対し、被保険者が損害賠償金を支払うことなく、慣習として支払う見舞金（弔慰金を含みます。）を当会社の同意を得て支払ったときは、この補償条項および第4章基本条項の規定に従い、傷害見舞費用保険金を被保険者に支払います。
  - (2) (1)の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。
- （注）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
- (3) (1)の規定に基づき当会社が支払うべき金額は、1回の事故について、傷害を被った遊漁船利用者1名について別表1に記載する金額を限度とします。

### 第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって遊漁船利用者が身体に傷害を被った場合の見舞金に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- ② 遊漁船利用者の故意または重大な過失。ただし、保険金を支払わないのは、その遊漁船利用者に関する見舞金に限ります。
- ③ 遊漁船利用者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、保険金を支払わないのは、その遊漁船利用者に関する見舞金に限ります。
- ④ 遊漁船利用者の脳疾患、疾病または心神喪失。ただし、保険金を支払わないのは、その遊漁船利用者に関する見舞金に限ります。
- ⑤ 遊漁船利用者が故意または重大な過失によって法令上禁止されている区域内または期間中に、釣り等により禁漁の対象となっている魚類その他の水産動植物の採捕を行っている間に生じた事故
- ⑥ 地震、噴火または津波
- ⑦ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- ⑧ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑨ ⑥から⑧の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑩ ⑧以外の放射線照射または放射能汚染

### 第3条（支払保険金の競合）

- (1) 当会社は、同一の事故により同一の遊漁船利用者に対して支払うべき、入院に係る傷害見舞費用保険金と後遺障害に係る傷害見舞費用保険金とが競合し、または入院に係る傷害見舞費用保険金と死亡に係る傷害見舞費用保険金とが競合した場合には、その合計額を支払います。
- (2) 当会社は、同一の事故により同一の遊漁船利用者に対して死亡に係る傷害見舞費用を支払う場合において、既に支払った後遺障害に係る傷害見舞費用保険金があるときは、死亡に係る傷害見舞費用保険金から既に支払った金額を控除した残額を支払います。

### 第4条（保険金の請求）

- (1) 被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の規定に基づき傷害見舞費用保険金の支払を受けようとする場合は、普通保険約款第28条（保険金の請求）(2)に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えて当会社に提出しなければなりません。
  - ① 当会社の定める傷害状況報告書
  - ② 公の機関（やむを得ない場合には、第三者とします。）の事故証明書
  - ③ 被保険者の印鑑証明書
  - ④ 傷害を被った遊漁船利用者またはその法定相続人の受領証等傷害見舞費用の支払を証明する書類
- (2) 被保険者が、保険金の請求を第三者に委任する場合には、(1)の書類のほか、委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書を提出しなければなりません。
- (3) 当会社は、(1)および(2)の書類以外の書類の提出を求めることまたは(1)および(2)の提出書類の一部の省略を認めることがあります。
- (4) 被保険者が、(1)もしくは(2)の規定に違反した場合、または提出書類について正当な理由がなく事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

### 第5条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。ただし、この特約の支払責任額（他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。）を限度とします。

### 第6条（読み替え規定）

この補償条項の適用については、次のとおり普通保険約款を読み替えるものとします。

- ① 第10条（保険責任の始期および終期）(3)および第12条（通知義務）(4)の規定中「事故による損害に対しては、保険金を支払いません。」とあるのは、「傷害については、保険金を支払いません。」
- ② 第11条（告知義務）(3)③の規定中「事故」とあるのは、「傷害」

## 第4章 基本条項

### 第1条（被保険者）

この特別約款において、被保険者とは、遊漁船業を営む保険証券記載の者をいいます。

### 第2条（用語の定義）

この特別約款において使用する次の用語の定義は、それぞれに定めるところによるものとします。

- ① 遊漁船業  
「遊漁船業の適正化に関する法律」第2条（定義）第1項に規定する事業をいいます。
- ② 遊漁  
被保険者により案内され、釣り等により魚類その他の水産動植物を採捕することをいいます。
- ③ 遊漁船利用者  
遊漁等の目的をもって遊漁船に搭乗する乗客をいいます。
- ④ 遊漁船利用者の運送中  
遊漁船利用者が遊漁船（遊漁船に乗下船するための連絡用の船を含みます。以下本条において同様とします。）に乗船するとき（乗船のための動作を開始したときをいいます。）から、遊漁船からの下船を完了したときまでの間（釣り竿、クーラー等の手荷物の遊漁船への搬入および遊漁船からの搬出を含みます。）をいいます。
- ⑤ 遊漁船業遂行のための施設  
被保険者が所有、使用または管理する遊漁船業の用に供される乗下船用の待合所（宿泊料金を徴して宿泊の用に供される部分（以下「宿泊施設」といいます。）を除きます。）、乗下船用の棧橋、固定式いかだ等の施設および遊漁船（遊漁船業の遂行以外の目的で使用されている場合を除きます。）をいいます。
- ⑥ 遊漁参加中  
遊漁等の目的をもって、遊漁船業遂行のための施設に最初に到着したときから、最後に遊漁船業遂行のための施設を離れたときまでの間をいいます。ただし、宿泊施設における宿泊中（遊漁船内における宿泊は除きます。）は含みません。

### 第3条（変更の通知）

普通保険約款第12条（通知義務）(1)に規定する事項のほか、保険契約締結の後、遊漁船を譲渡、貸与または返還する場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面でその旨を当会社に通知し、当会社の承認を受けなければなりません。

### 第4条（堪航能力）

- (1) 被保険者は、常に遊漁船の堪航能力を保持し、かつ、官庁の検査を受けることを怠ってはなりません。
- (2) 被保険者が(1)の規定に違反した場合は、当会社は、保険契約を解除することができます。ただし、保険契約の解除は、将来に向けてのみその効力を生じます。

### 第5条（準用規定）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を適用します。

別表 1 第 3 章 傷害見舞費用補償条項第 1 条（保険金を支払う場合）(3)の金額

| 項 目                                                                                                  |            | てん補責任額              |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|---------------------|
| (1) 死亡した場合                                                                                           |            | 10万円                |
| (2) 後遺障害が生じた場合                                                                                       |            | 10万円に別表2に掲げる割合を乗じた額 |
| (3) 入院した場合<br>平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、次のいずれかに該当する期間<br>① 入院した場合<br>② 別表2のいずれかに該当し、かつ、治療を受けた場合 | 31日以上      | 2万円                 |
|                                                                                                      | 15日以上30日以内 | 1万円                 |
|                                                                                                      | 8日以上14日以内  | 5千円                 |

注 1 表中「後遺障害が生じた場合」とは、身体に残された将来においても回復できない機能の重大な障害または身体の一部の欠損で、かつ、その原因となった傷害がなおった後のものをいいます。この特別約款において同様とします。

注 2 表中「入院」とは、治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表 2 別表 1 (3)入院した場合②

1. 両眼の矯正視力が 0.06 以下になっていること。
2. 咀嚼くまたは言語の機能を失っていること。
3. 両耳の聴力を失っていること。
4. 両上肢の手関節以上のすべての関節の機能を失っていること。
5. 1 下肢の機能を失っていること。
6. 胸腹部臓器の障害のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること。
7. 神経系統または精神の障害のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること。
8. その他の上記部位の合併障害等のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること。

注 1 4.の規定中「手関節」および「関節」については別表 2・注 2 の関節の説明図によります。

注 2 4.の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

## ① 遊漁船利用者運送中賠償責任のみ補償特約

当会社は、この特約により、遊漁船業者特別約款第 1 章賠償責任補償条項第 1 条（保険金を支払う場合）②に規定する損害に対しては、保険金を支払いません。

## ② 搜索救助費用等不担保特約

当会社は、この特約により、遊漁船業者特別約款第 2 章搜索救助費用等補償条項第 1 条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、搜索救助費用等保険金を支払いません。

## ③ 傷害見舞費用不担保特約

当会社は、この特約により、遊漁船業者特別約款第 3 章傷害見舞費用補償条項第 1 条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、傷害見舞費用保険金を支払いません。

## 遊漁船利用者特別約款

### <用語の説明・定義>

この特別約款において使用される次の用語は、それぞれの定義によります。

| 用 語          | 定 義                                                                                                                  |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 後遺障害         | 治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。                                    |
| 保険金          | 死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金をいいます。                                                                                    |
| 保険金額         | 保険証券に記載された保険金額をいいます。                                                                                                 |
| 遊漁船          | 「遊漁船業の適正化に関する法律」(昭和63年法律第99号)第2条(定義)第2項に規定する船舶をいいます。                                                                 |
| 遊漁船業         | 「遊漁船業の適正化に関する法律」第2条(定義)第1項に規定する事業をいいます。                                                                              |
| 遊漁           | 遊漁船業を営む保険証券記載の者により案内され、釣り等により魚類その他の水産動植物を採捕することをいいます。                                                                |
| 遊漁船利用者       | 遊漁等の目的をもって遊漁船に搭乗する乗客をいいます。                                                                                           |
| 遊漁船業遂行のための施設 | 遊漁船業を営む保険証券記載の者が所有、使用または管理する遊漁船業の用に供される乗下船用の待合所(注)、乗下船用の棧橋、固定式いかだ等の施設および遊漁船をいいます。<br>(注) 宿泊施設を除きます。                  |
| 遊漁参加中        | 遊漁等の目的をもって、遊漁船業遂行のための施設に最初に到着したときから、最後に遊漁船業遂行のための施設を離れたときまでの間をいいます。ただし、宿泊施設における宿泊中(注)は含みません。<br>(注) 遊漁船内における宿泊は除きます。 |

## 第1章 賠償責任補償条項

### 第1条 (保険金を支払う場合)

この補償条項において、当会社が保険金を支払うべき賠償責任保険普通保険約款(事業用)第1条(保険金を支払う場合)の損害は、被保険者が遊漁参加中に生じた偶然な事故(注)に起因する損害に限ります。

(注) 以下「事故」といいます。

### 第2条 (被保険者)

- (1) この補償条項において、被保険者とは、保険証券記載の遊漁船の遊漁船利用者をいいます。ただし、責任無能力者を含みません。
- (2) (1)に規定する被保険者相互間における他の被保険者については、普通保険約款第1条(保険金を支払う場合)の他人とみなします。

### 第3条 (保険金を支払わない場合—その1)

当会社は、普通保険約款第2条(保険金を支払わない場合—その1)に規定する損害のほか、直接であると間接であるとかかわらず、次の事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 核燃料物質(注1)もしくは核燃料物質によって汚染された物(注2)の放射性、爆発性そ

の他の有害な特性またはこれらの特性による事故

- ② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故  
(注1) 使用済燃料を含みます。以下同様とします。  
(注2) 原子核分裂生成物を含みます。

#### 第4条（保険金を支払わない場合—その2）

当会社は、普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合—その2）に規定するほか、直接であると間接であるにもかかわらず、被保険者が次のいずれかの損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ② もっぱら被保険者の職務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ③ 他人の釣糸、釣針、うき、おもり等通常釣竿の先端より先に装着される漁具に与えた損害に対する損害賠償責任
- ④ 他人の漁獲物に与えた損害に対する損害賠償責任
- ⑤ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ⑥ 被保険者のまたは被保険者の指図による暴行・殴打に起因する損害賠償責任
- ⑦ 航空機、船舶・車両（注1）および銃器（注2）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ⑧ 被保険者が故意または重大な過失によって法令上禁止されている区域内または期間中に、釣り等により禁漁の対象となっている魚類その他の水産動植物の採捕を行っている間に生じた事故に起因する損害賠償責任

(注1) 原動力がもっぱら人力であるものを除きます。

(注2) 空気銃を除きます。

#### 第5条（保険金を支払わない場合の規定の排除）

普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合—その2）④の規定は、被保険者が家事使用人として使用する者については適用しません。

## 第2章 傷害補償条項

#### 第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、被保険者が遊漁参加中に、急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害に対して、この補償条項および第3章基本条項の規定に従い保険金を支払います。
  - (2) (1)の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。
- （注）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

#### 第2条（被保険者）

この補償条項において、被保険者とは、遊漁船の遊漁船利用者をいいます。

#### 第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は、次に掲げる事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- ② 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、その者の受け取るべき金額に限ります。
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、保険金を支払わないのはその遊漁

船利用者の被った傷害に限ります。

- ④ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
  - ⑤ 被保険者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置。ただし、当社が保険金を支払うべき傷害を治療する場合には、この限りではありません。
  - ⑥ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
    - ア．法令に定められた運転資格（注１）を持たないで自動車等（注２）または船舶（注３）を運転している間
    - イ．道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 65 条（酒気帯び運転等の禁止）第 1 項に定める酒気を帯びた状態で自動車等または船舶（注３）を運転している間
  - ⑦ 被保険者が故意または重大な過失によって法令上禁止されている区域内または期間中に、釣り等により禁漁の対象となっている魚類その他の水産動植物の採捕を行っている間に生じた事故
  - ⑧ 大気汚染、水質汚濁等の環境汚染。ただし、環境汚染の発生が不測かつ突発的事故による場合には、この規定を適用しません。
  - ⑨ 地震、噴火または津波
  - ⑩ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
  - ⑪ 核燃料物質（注４）もしくは核燃料物質によって汚染された物（注５）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
  - ⑫ ⑨から⑪の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
  - ⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染
- （注１）運転する地における法令によるものをいいます。  
（注２）自動車または原動機付自転車をいいます。  
（注３）法令により運転資格を必要とする船舶に限ります。  
（注４）使用済燃料を含みます。以下同様とします。  
（注５）原子核分裂生成物を含みます。

#### 第４条（死亡保険金の支払）

当社は、被保険者が第１条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合は、保険金額の全額（注）を死亡保険金として被保険者の法定相続人に支払います。

（注）同一被保険者について既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を控除した残額をいいます。

#### 第５条（後遺障害保険金の支払）

- (1) 当社は、被保険者が第１条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

$$\text{保険金額} \times \frac{\text{別表 1 に掲げる各等級の後遺障害に対する保険金支払割合}}{100} = \text{後遺障害保険金の額}$$

- (2) (1)の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて 180 日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社は、事故の発生の日からその日を含めて 181 日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。
- (3) 別表 1 の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺

障害に該当したものとみなします。

- (4) 同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。
- ① 別表1の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合
  - ② ①以外の場合で、別表1の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合
  - ③ ①および②以外の場合で、別表1の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
  - ④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合
- (5) 既に後遺障害のある被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金額に、次の割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。
- |                            |                      |        |
|----------------------------|----------------------|--------|
| 別表1に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する | 既にあった後遺障害に該当する等級に対する | 適用する割合 |
| 保険金支払割合                    | 保険金支払割合              |        |
- (6) (1)から(5)までの規定に基づいて、当会社が支払うべき後遺障害保険金の額は、同一被保険者について保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

#### 第6条（入院保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。

$$\text{入院保険金日額} \times \text{入院した日数（注）} = \text{入院保険金の額}$$

（注）180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。

- (2) (1)の期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注）であるときには、その処置日数を含みます。

（注）医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

- (3) 被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては入院保険金を支払いません。

#### 第7条（通院保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。

$$\text{通院保険金日額} \times \text{通院した日数（注）} = \text{通院保険金の額}$$

（注）90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

- (2) 被保険者が通院しない場合においても、骨折、脱臼、靭帯損傷等の傷害を被った別表2に掲げ

る部位を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギプス等（注）を常時装着したときは、その日数について、(1)の通院をしたものとみなします。

（注）ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいいます。

- (3) 当会社は、(1)および(2)の規定にかかわらず、前条に規定する入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。
- (4) 被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては通院保険金を支払いません。

## 第8条（死亡の推定）

被保険者が行方不明となった場合または遭難した場合において、船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお発見されないときは、行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第1条（当会社の支払責任）の傷害によって死亡したものと推定します。

## 第9条（他の身体の障害または疾病の影響）

- (1) 被保険者が、第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかった場合に相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったために第1条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

## 第10条（事故の通知）

- (1) 被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合は、保険契約者または被保険者は、その原因となった事故の日から30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当会社に書面により通知し、当会社が説明をもとめたときまたは被保険者の身体の診察もしくは死体の検案を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 被保険者が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、被保険者が行方不明になった日または遭難した日から30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)および(2)の規定に違反した場合、またはその通知につき事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

## 第11条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、普通保険約款第26条（保険金の請求）(1)の規定にかかわらず、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。
  - ① 死亡保険金については、被保険者が死亡した時
  - ② 後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
  - ③ 入院保険金については、被保険者が被った第1条（保険金を支払う場合）の傷害の治療を目的とした入院が終了した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
  - ④ 通院保険金については、被保険者が被った第1条の傷害の治療を目的とした通院が終了した時、通院保険金の支払われる日数が90日に達した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第 26 条（保険金の請求）の規定にかかわらず、別表 3 に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

## 第 12 条（重大事由による解除）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この補償条項を解除することができます。
- ① 被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
  - ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
  - ③ 保険契約者が、普通保険約款第 16 条（重大事由による解除）(1)③アからオまでのいずれかに該当すること。
  - ④ ①および③までに掲げるもののほか、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①および③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この補償条項（注）を解除することができます。
- ① 被保険者が、普通保険約款第 16 条（重大事由による解除）(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
  - ② 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、普通保険約款第 16 条(1)③アからオまでのいずれかに該当すること。
- （注）その被保険者に係る部分に限ります。
- (3) (1)または(2)の規定による解除が傷害（注 1）の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第 18 条（保険契約解除または解約の効力）の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由または(2)①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した傷害（注 1）に対しては、当会社は、保険金（注 2）を支払いません。この場合において、既に保険金（注 2）を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- （注 1）(2)の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた傷害をいいます。
- （注 2）(2)の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、普通保険約款第 16 条（重大事由による解除）(1)③アからオまでのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

## 第 13 条（被保険者によるこの補償条項の解約請求）

- (1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの補償条項（注）を解約することを求めることができます。
- ① この補償条項（注）の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
  - ② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、前条(1)①または②に該当する行為のいずれかがあった場合
  - ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、普通保険約款第 16 条（重大事由による解除）(1)③アからオまでのいずれかに該当する場合
  - ④ ②および③までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②および③までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この補償条項（注）の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
  - ⑤ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この補償条項（注）の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
- （注）その被保険者に係る部分に限ります。
- (2) 保険契約者は、(1)①から⑤までの事由がある場合において被保険者から(1)に規定する解約請求

があったときは、当会社に対する通知をもって、この補償条項（注）を解約しなければなりません。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

(3) (1)①の事由のある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この補償条項（注）を解約することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限りです。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

(4) (3)の規定によりこの補償条項（注）が解約された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に對し、その旨を書面により通知するものとします。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

#### **第 14 条（当会社の指定医による診療等の要求）**

当会社は、第 10 条（事故の通知）の通知または前条の請求を受けた場合、必要と認めた場合は、当会社が費用を負担して、当会社の指定する医師による被保険者の身体の診療もしくは死体の検案を行うことを求めることができます。

#### **第 15 条（普通保険約款の適用除外）**

普通保険約款第 7 条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定は、この補償条項については、適用しません。

#### **第 16 条（代位）**

当会社が保険金を支払った場合でも、被保険者またはその相続人がその傷害について第三者に對して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

## **第 3 章 基本条項**

#### **第 1 条（支払限度額）**

保険証券に記載された支払限度額、保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額ならびに免責金額は被保険者 1 名ごとに、かつ、その被保険者が遊漁船参加中の期間につき適用します。

#### **第 2 条（準用規定）**

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表 1 後遺障害等級表

| 等級  | 後 遺 障 害                                                                                                                                                                                                                                                                   | 保険金<br>支払割合 |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 第1級 | (1) 両眼が失明したもの<br>(2) 咀嚼および言語の機能を廃したもの<br>(3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの<br>(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの<br>(5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの<br>(6) 両上肢の用を全廃したもの<br>(7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの<br>(8) 両下肢の用を全廃したもの                                                                 | 100%        |
| 第2級 | (1) 眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの<br>(2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの<br>(3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの<br>(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの<br>(5) 両上肢を手関節以上で失ったもの<br>(6) 両下肢を足関節以上で失ったもの                                                     | 89%         |
| 第3級 | (1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの<br>(2) 咀嚼または言語の機能を廃したもの<br>(3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの<br>(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの<br>(5) 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）                                        | 78%         |
| 第4級 | (1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの<br>(2) 咀嚼および言語の機能に著しい障害を残すもの<br>(3) 両耳の聴力を全く失ったもの<br>(4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの<br>(5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの<br>(6) 両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節間関節もしくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。）<br>(7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの | 69%         |
| 第5級 | (1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの<br>(2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの                                                                                                                                                                                     |             |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |     |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
|     | <ul style="list-style-type: none"> <li>(3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>(4) 1 上肢を手関節以上で失ったもの</li> <li>(5) 1 下肢を足関節以上で失ったもの</li> <li>(6) 1 上肢の用を全廃したもの</li> <li>(7) 1 下肢の用を全廃したもの</li> <li>(8) 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 59% |
| 第6級 | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの</li> <li>(2) 咀嚼<sup>そ</sup>くまたは言語の機能に著しい障害を残すもの</li> <li>(3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</li> <li>(4) 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>(5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの</li> <li>(6) 1 上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの</li> <li>(7) 1 下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの</li> <li>(8) 1 手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 50% |
| 第7級 | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの</li> <li>(2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>(3) 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>(4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>(5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>(6) 1 手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの</li> <li>(7) 1 手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの</li> <li>(8) 1 足をリスフラン関節以上で失ったもの</li> <li>(9) 1 上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</li> <li>(10) 1 下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</li> <li>(11) 両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節間関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。）</li> <li>(12) 外貌に著しい醜状を残すもの</li> <li>(13) 両側の睪丸<sup>こう</sup>を失ったもの</li> </ul> | 42% |
| 第8級 | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 1 眼が失明し、または1 眼の矯正視力が0.02以下になったもの</li> <li>(2) 脊柱に運動障害を残すもの</li> <li>(3) 1 手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |     |

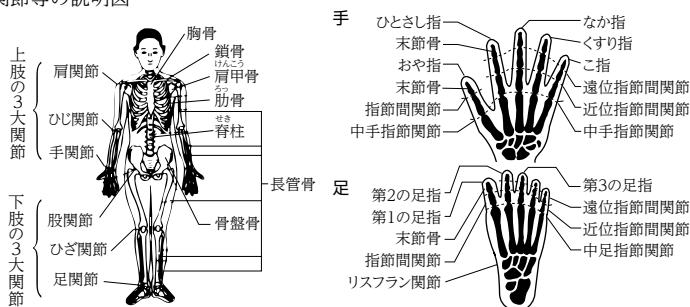
|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |     |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
|      | <ul style="list-style-type: none"> <li>(4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの</li> <li>(5) 1下肢を5cm以上短縮したもの</li> <li>(6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの</li> <li>(7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの</li> <li>(8) 1上肢に偽関節を残すもの</li> <li>(9) 1下肢に偽関節を残すもの</li> <li>(10) 1足の足指の全部を失ったもの</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 34% |
| 第9級  | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの</li> <li>(2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの</li> <li>(3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの</li> <li>(4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</li> <li>(5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</li> <li>(6) 咀嚼しやくおよび言語の機能に障害を残すもの</li> <li>(7) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>(8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</li> <li>(9) 1耳の聴力を全く失ったもの</li> <li>(10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</li> <li>(11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</li> <li>(12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの</li> <li>(13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの</li> <li>(14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの</li> <li>(15) 1足の足指の全部の用を廃したもの</li> <li>(16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの</li> <li>(17) 生殖器に著しい障害を残すもの</li> </ul> | 26% |
| 第10級 | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの</li> <li>(2) 正面視で複視を残すもの</li> <li>(3) 咀嚼しやくまたは言語の機能に障害を残すもの</li> <li>(4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</li> <li>(5) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</li> <li>(6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</li> <li>(7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの</li> <li>(8) 1下肢を3cm以上短縮したもの</li> <li>(9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 20% |

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |     |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
|      | (10) 1 上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの<br>(11) 1 下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |     |
| 第11級 | (1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの<br>(2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの<br>(3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの<br>(4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの<br>(5) 両耳の聴力が1 m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの<br>(6) 1 耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの<br>(7) 脊柱に変形を残すもの<br>(8) 1 手の示指、中指または環指を失ったもの<br>(9) 1 足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの<br>(10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの                                                                                                    | 15% |
| 第12級 | (1) 1 眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの<br>(2) 1 眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの<br>(3) 7 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの<br>(4) 1 耳の耳殻の大部分を欠損したもの<br>(5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの<br>(6) 1 上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの<br>(7) 1 下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの<br>(8) 長管骨に変形を残すもの<br>(9) 1 手の小指を失ったもの<br>(10) 1 手の示指、中指または環指の用を廃したもの<br>(11) 1 足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの<br>(12) 1 足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの<br>(13) 局部に頑固な神経症状を残すもの<br>(14) 外貌に醜状を残すもの | 10% |
| 第13級 | (1) 1 眼の矯正視力が0.6以下になったもの<br>(2) 1 眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの<br>(3) 正面視以外で複視を残すもの<br>(4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残したまたはまつげはげを残すもの<br>(5) 5 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの<br>(6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの<br>(7) 1 手の小指の用を廃したもの<br>(8) 1 手の母指の指骨の一部を失ったもの<br>(9) 1 下肢を1 cm以上短縮したもの<br>(10) 1 足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの<br>(11) 1 足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの                                                                                     | 7%  |

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |    |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 第14級 | (1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの<br>(2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの<br>(3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの<br>(4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの<br>(5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの<br>(6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの<br>(7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの<br>(8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの<br>(9) 局部に神経症状を残すもの | 4% |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|

注1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

注2 関節等の説明図



## 別表2 ギプス等の常時装着により通院をしたものとみなす部位

1. 長管骨または脊柱
2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分。ただし、長管骨を含めギプス等（注）を装着した場合に限ります。
3. 肋骨・胸骨。ただし、体幹部にギプス等（注）を装着した場合に限ります。

（注）ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいいます。

注 1. から3. までの規定中「長管骨」、「脊柱」、「上肢または下肢の3大関節部分」および「肋骨・胸骨」については、別表1・注2の図に示すところによります。

## 別表3 保険金請求書類

| 提出書類                                                                                                 | 保険金種類 | 死 亡 | 後遺<br>障害 | 入院 | 通院 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-----|----------|----|----|
| 1. 保険金請求書                                                                                            |       | ○   | ○        | ○  | ○  |
| 2. 保険証券                                                                                              |       | ○   | ○        | ○  | ○  |
| 3. 当会社の定める傷害状況報告書                                                                                    |       | ○   | ○        | ○  | ○  |
| 4. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書                                                                        |       | ○   | ○        | ○  | ○  |
| 5. 死亡診断書または死体検案書                                                                                     |       | ○   |          |    |    |
| 6. 後遺障害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明する被保険者以外の医師の診断書                                                           |       |     | ○        | ○  | ○  |
| 7. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類                                                                     |       |     |          | ○  | ○  |
| 8. 死亡保険金受取人（死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人）の印鑑証明書                                                     |       | ○   |          |    |    |
| 9. 被保険者の印鑑証明書                                                                                        |       |     | ○        | ○  | ○  |
| 10. 被保険者の戸籍謄本                                                                                        |       | ○   |          |    |    |
| 11. 法定相続人の戸籍謄本（死亡保険金受取人を定めなかった場合）                                                                    |       | ○   |          |    |    |
| 12. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）                                                      |       | ○   | ○        | ○  | ○  |
| 13. その他当会社が普通保険約款第28条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの |       | ○   | ○        | ○  | ○  |

注 保険金を請求する場合には、○を付した書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

## ① 賠償責任不担保特約

当社は、この特約により、遊漁船利用者特別約款第1章賠償責任補償条項第1条（保険金を支払う場合）の損害に対しては、保険金を支払いません。

## ② 傷害不担保特約

当社は、この特約により、遊漁船利用者特別約款第2章傷害補償条項第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、保険金（死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金をいいます。）を支払いません。

### ③ 通院保険金不担保特約

当会社は、この特約により、遊漁船利用者特別約款第2章傷害補償条項第1条（保険金を支払う場合）および第7条（通院保険金の支払）の規定にかかわらず、通院保険金を支払いません。

## その他特約

### ① 補償地域に関する特約

当会社は、日本国内または保険証券記載の国もしくは地域（以下「証券適用地域」といいます。）において生じた事故による損害に対してのみ保険金を支払います。ただし、当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 証券適用地域外の法令に基づく損害賠償責任
- ② 証券適用地域外においてなされた損害賠償請求に基づく損害賠償責任

### ② 原子力危険不担保特約

当会社は、直接であると間接であるとはにかかわらず、核燃料物質（使用済燃料を含みます。）、核原料物質、放射性元素もしくは放射性同位元素またはこれらにより汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の原子核反応または原子核の崩壊もしくは分裂等による放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する損害（放射能汚染または放射線障害を含みます。）に対しては保険金を支払いません。ただし、医学的または産業的利用に供される放射性同位元素（ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。）の使用、貯蔵または運搬中に生じた放射性同位元素の原子核反応または原子核の崩壊もしくは分裂によるもので、その使用、貯蔵または運搬に関し、法令違反がなかった場合を除きます。

### ③ 専門的職業危険不担保特約

#### 第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、被保険者が次に掲げる損害賠償責任を負担することによって被る損害については保険金を支払いません。ただし、この保険契約に適用される特別約款または特約にこれと異なる規定がある場合を除きます。

- ① 被保険者またはその使用人その他被保険者のために医療行為を行う者の下記の仕事遂行上の過失に起因する賠償責任
  - ア 人または動物に対する診療、治療、看護または疾病の予防もしくは死体の検案
  - イ 医療品もしくは医療用具の調剤、調整、鑑定もしくは投与もしくは使用方法の指示
- ② 被保険者またはその使用人（雇用関係の有無を問いません。）が行った次に掲げる行為またはそれらの結果に起因する賠償責任
  - ア あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅうまたは柔道整復等
  - イ 身体の整形
  - ウ 調髪、顔そり等の理容またはパーマントウェーブ、結髪、化粧等の美容
- ③ 弁護士、会計士、建築士、設計士その他これらに類似の職業人が行う専門的職業行為に起因する賠償責任
- ④ 被保険者が建築、土木、組立その他の工事を遂行中の事故に起因する賠償責任

#### 第2条（責任の範囲）

前条の賠償責任については、器具、機械または装置を使用した場合を含みます。

### 第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款（事業用）およびこの契約に付帯された特別約款または特約の規定を準用します。

## ④ 汚染危険不担保特約

### 第1条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、直接であると間接であるとかかわらず、被保険者が汚染物質の排出・流出・<sup>いじ</sup>溢  
または漏出に起因する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては保険金を支払いません。  
ただし、汚染物質の排出・流出・<sup>いじ</sup>溢または漏出が不測かつ突発的なものである場合は除きます。
- (2) (1)という汚染物質とは、個体状・液体状・気体状または熱を帯びた有害な物質もしくは汚染の原因となる物質をいい、煙、蒸気、すす、臭気、酸、アルカリ、化学製品、廃棄物（再生利用のための物質を含みます。）等を含みます。

### 第2条（汚染浄化費用の不担保）

- (1) 当会社は、法令の規定により浄化命令がだされた場合など、理由がいかなる場合でも汚染浄化費用の損失に対しては保険金を支払いません。
- (2) (1)という汚染浄化費用とは汚染物質の調査・監視・清掃・移動・収容・処理・脱毒・中和等に要するすべての費用をいいます。

## ⑤ 排水・排気に関する特約

賠償責任保険普通保険約款（事業用）第3条（保険金を支払わない場合—その2）⑤に規定する排水または排気（煙を含みます）に起因する損害賠償責任とは、液体、気体、（煙、蒸気、じんあい等を含みます）もしくは固体の排出、流出もしくは<sup>いじ</sup>溢によって生じた賠償責任をいいます。ただし、不測かつ突発的な事故によって生じた賠償責任は含まないものとします。

## ⑥ 石綿損害不担保特約

### 第1条（保険金を支払わない場合—その1）

当会社は、直接であると間接であるとかかわらず、石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因して身体の障害または財物の損壊が生じたことについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては保険金を支払いません。

### 第2条（保険金を支払わない場合—その2）

当会社は、直接であると間接であるとかかわらず、石綿の代替物質または代替物質を含む製品が有する発ガン性その他の石綿と同種の有害な特性に起因して身体の障害または財物の損壊が生じたことについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては保険金を支払いません。

## ⑦ 食中毒・特定感染症利益補償特約

### 第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事故により、営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して、この特約に従い、利益保険金を支払います。
- ① 施設における食中毒（食物中毒をいいます。以下同様とします。）の発生（食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づき所轄保健所長に届出のあったものに限ります。以下同様

とします。) または施設において製造・販売もしくは提供した食品に起因する食中毒の発生、あるいはその疑いがある場合における厚生大臣その他の行政機関による施設の営業禁止、停止その他の処置

- ② 施設が特定感染症の原因となる病原体に汚染されたこと、またはその疑いがある場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒、立入り制限その他の処置
- (2) 当社は、次の①に該当する事故によって生じた②の損害または損失に対して、この特約に従い、指定感染症対応費用保険金を支払います。
  - ① 施設が指定感染症の原因となる病原体に汚染されたまたは汚染された疑いがある場合における、施設に対する消毒その他の措置
  - ② 記名被保険者が施設の消毒その他の措置に要する費用（付随的に支出する費用を含みます。）を負担することによって被る損害またはその措置によって営業が休止もしくは阻害されたために生じた損失

## 第2条（用語の定義）

この特約において、次に掲げる用語は、それぞれ次の定義によります。

- ① 営業収益  
「売上高」等保険証券に記載された基準によって定める営業上の収益をいいます。
- ② 営業損失  
営業費用から営業収益を差し引いた額をいいます。
- ③ 営業費用  
売上原価または製造原価、一般管理費、販売費等営業に要する費用をいいます。
- ④ 営業利益  
営業収益から営業費用を差し引いた額をいいます。
- ⑤ 感染症法  
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）をいいます。
- ⑥ 経常費  
事故発生の有無にかかわらず、営業を継続するために支出を要する費用をいいます。
- ⑦ 事故  
第1条（保険金を支払う場合）に規定する事故をいいます。
- ⑧ 施設  
保険証券記載の所在地にある被保険者の営業のための施設をいいます。
- ⑨ 指定感染症  
感染症法に規定する指定感染症をいい、特定感染症に該当するものを除きます。
- ⑩ 収益減少額  
標準営業収益から、てん補期間中の営業収益を差し引いた額をいいます。
- ⑪ 収益減少防止費用  
標準営業収益に相当する額の減少を防止または軽減するためにてん補期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える額をいいます。
- ⑫ 消毒その他の措置  
保健所その他の行政機関による施設の消毒命令等の措置であって、感染症法第5章（消毒その他の措置）に規定するものをいいます。
- ⑬ 喪失利益  
事故が生じた結果営業が休止または阻害されたために生じた損失のうち、付保経常費および事故が発生しなかったならば計上することができた営業利益の額をいいます。
- ⑭ 損失  
喪失利益および収益減少防止費用をいいます。
- ⑮ てん補期間

保険金支払の対象となる期間であって、特に定める場合を除き、第1条（保険金を支払う場合）(1)①もしくは②の届出もしくは処置または第2条(2)の消毒その他の措置の行われた時に始まり、事故の営業に対する影響が消滅した状態に営業収益が復した時に終わります。ただし、いかなる場合も保険証券に記載されたてん補期間を超えないものとします。

⑯ 特定感染症

感染症法に定める一類感染症、二類感染症および三類感染症をいいます。

⑰ 標準営業収益

事故発生直前12ヵ月のうちてん補期間に応答する期間の営業収益をいいます。

⑱ 普通保険約款

賠償責任保険普通保険約款（事業用）をいいます。

⑲ 付保経常費

経常費のうち、保険証券に記載された付保経常費をいいます。

⑳ 利益率

直近の事業年度（1年間）において、次の算式により得られた割合をいいます。

$$\text{利益率} = \frac{\text{営業利益} + \text{付保経常費}}{\text{営業収益}}$$

ただし、同期間中に営業損失が生じた場合は、次の算式により得られた割合をいいます。

$$\text{利益率} = \frac{\text{付保経常費} - \text{営業損失} \times \frac{\text{付保経常費}}{\text{経常費}}}{\text{営業収益}}$$

㉑ 保険価額

事故発生直前12ヵ月の営業収益（「年間営業収益」といいます。）に利益率を乗じて得られた額をいいます。

㉒ 保険金額

保険証券記載の特約金額をいいます。

### 第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると間接であるとかかわらず、次のいずれかに該当する事由によって発生した事故によって生じた損失に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失

② 被保険者の故意または重大な過失による法令違反

③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これら類似的の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）

④ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑤ 労働争議中の暴力行為、破壊行為、その他の違法行為または秩序の混乱

⑥ 地震・噴火・津波・高潮または洪水

⑦ 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災

⑧ 脅迫または恐喝等の目的をもって行われる被保険者の営業に対する妨害行為

⑨ 事故を伴わない休業および行政機関からの要請等による営業自粛

⑩ この保険契約の保険期間の開始日（保険期間の途中で食中毒・特定感染症利益補償特約を付帯した場合は、その変更日とします。）の翌日から起算して14日以内に発生した指定感染症による事故。ただし、この保険契約が継続契約（この特約が付帯された当会社との保険契約の終了日を保険期間の開始日とする保険契約をいいます。なお、その保険契約が終了日前に解除さ

れていた場合にはその解除日を保険期間の終了日とします。)である場合を除きます。

#### 第4条 (損失防止義務)

- (1) 保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、損失の発生および拡大の防止に努めなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、発生または拡大を防止することができたと認められる損失の額を差し引いて保険金を支払います。
- (3) 当会社は、第6条(保険金の算出)(1)②に規定する収益減少防止費用を除き、(2)の損失の防止または軽減に要した費用を負担しません。

#### 第5条 (事故の通知)

- (1) 保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った時は、事故発生の日時、場所、事故の状況、第1条(保険金を支払う場合)(1)①もしくは②の処置または(2)の消毒その他の措置の行われた日時を遅滞なく書面で当会社に通知しなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合または(1)の書類に事実と異なる記載をした場合は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

#### 第6条 (保険金の算出)

- (1) 当会社が第1条(保険金を支払う場合)(1)に規定する損失について支払うべき利益保険金の額は、次の①から③の規定により算出した喪失利益および収益減少防止費用を合算額とします。ただし、1回の事故について保険金額を限度とします。
  - ① 喪失利益については、収益減少額に利益率を乗じて得られた額とします。ただし、てん補期間中に支出を免れた付保経常費がある場合は、その額を差し引いた額とします。
  - ② 収益減少防止費用については、直近の事業年度(1年間)において、次の算式により得られた額とします。ただし、その費用の支出によって減少を免れた営業収益に利益率を乗じて得られた額を限度とします。

$$\text{収益減少防止費用} \times \frac{\text{営業利益} + \text{付保経常費}}{\text{営業利益} + \text{経常費}}$$

- ③ ①および②の場合において、保険料算出の基礎となる営業利益および付保経常費の合計金額が保険価額より少ない場合は、当会社は、次の算式により得られた額を支払います。

$$(\text{喪失利益} + \text{収益減少防止費用}) \times \frac{\text{営業利益} + \text{付保経常費}}{\text{保険価額}}$$

- (2) 当会社が、第1条(保険金を支払う場合)(2)に規定する損失について支払うべき指定感染症対応費用保険金の額は、1回の事故および保険期間中について30万円とします。

#### 第7条 (営業収益、利益率の調整)

営業につき特殊な事情の影響があった場合または営業のう勢が著しく変化した場合は、当会社は、損失の査定にあたり、標準営業収益、年間営業収益および利益率につき被保険者との協議による合意に基づく公正な調整を行うものとします。

#### 第8条 (保険金の請求)

- (1) 普通保険約款第28条(保険金の請求)(1)の規定にかかわらず、当会社に対する保険金請求権は、てん補期間が終了した時から発生し、これを行行使することができるものとします。ただし、喪失利益が1か月以上継続して生じた場合は、被保険者は、収益減少防止費用を除き毎月末に概算額を請求することができます。

- (2) 普通保険約款第 28 条(2)の規定にかかわらず、被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次に掲げる書類のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
- ① 保険金請求書
  - ② 損失の見積書または被保険者が負担した費用の額を証明する書類
  - ③ その他当会社が普通保険約款第 30 条（保険金の支払時期）(1)に規定する必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 普通保険約款第 28 条(3)の規定にかかわらず、当社は、事故の内容、損失の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 普通保険約款第 28 条(4)の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

#### 第 9 条（時効）

普通保険約款第 29 条（時効）の規定にかかわらず、この特約の保険金請求権は、前条(1)に規定する時の翌日から起算して 3 年を経過した場合は、時効によって消滅します。

#### 第 10 条（保険金額の自動復元）

当会社がこの特約により保険金を支払った場合においても、この特約の保険金額は減額されません。

#### 第 11 条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、損害の額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。ただし、この特約の支払責任額（他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。）を限度とします。

#### 第 12 条（読替規定）

この特約については、普通保険約款およびこの特約が付帯される特別約款ならびにこの保険契約に適用されるその他の特約（以下「普通保険約款等」といいます。）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 普通保険約款等の規定中「損害」とあるのは「損失」
- ② 普通保険約款第 30 条（保険金の支払時期）(1)の規定中「第 28 条（保険金の請求）(2)」とあるのは「食中毒・特定感染症利益補償特約第 8 条（保険金の請求）(2)」

#### 第 13 条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款およびこの特約が付帯される生産物特別約款、旅館特別約款または店舗特別約款ならびにこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。ただし、普通保険約款第 2 条（保険金を支払わない場合－その 1）、第 3 条（保険金を支払わない場合－その 2）または生産物特別約款第 2 条（保険金を支払わない場合）、旅館特別約款第 4 条（保険金を支払わない場合）もしくは店舗特別約款第 2 条（保険金を支払わない場合）の規定は準用しません。

## ⑧ 塗装作業に関する特約

当会社は、賠償責任保険普通保険約款（事業用）、請負業者特別約款および施設所有（管理）者特別約款に定める免責事由のほか、直接であると間接であるとかかわらず、被保険者が次に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては保険金を支払いません。

- ① 飛散防止対策その他の損害防止の予防に必要な措置を講じずに行われた塗装（防錆、防食、防菌、防ばい等のための薬剤の塗布および散布を含みます。）作業中において、塗料、防錆剤その他の塗装用料（以下「塗料等」といいます。）が飛散または拡散したことによって生じる賠償責任。ただし、塗装作業に用いる工具、容器等の落下、転倒に伴い塗料またはその他の塗装材料が飛散、拡散したことによって生じた賠償責任については除きます。
- ② 塗装対象物の誤認または塗料の色もしくは特性等の塗料の選択の誤りによって生じた賠償責任
- ③ 塗装対象物の再塗装費用および塗装対象自体を損壊したことによって生じた賠償責任

## ⑨ 共同被保険者特約

当会社は、被保険者相互間の事故に起因する損害については保険金を支払いません。ただし、特約のある場合を除きます。

## ⑩ 被保険者相互間交差責任補償特約

賠償責任保険普通保険約款（事業用）、特別約款の規定は、各被保険者につき個別にこれを適用し、被保険者相互間の関係はそれぞれ互いに第三者とみなします。当会社が保険金を支払うべき金額は、被保険者の数にかかわりなく、いかなる場合においても保険証券記載の支払限度額を限度とします。

## ⑪ 使用不能損害拡張補償特約

### 第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、賠償責任普通保険約款（事業用）（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、この特約が適用される特別約款の保険金を支払う場合に規定される損害の原因となる事由に起因して、被保険者が他人の財物（財産的価値を有する有体物をいいます。以下同様とします。）を滅失、破損もしくは汚損することなく使用不能（財物が本来有する機能、用途または利用価値の全部または一部を阻害することをいい、収益を減少させることを含みます。以下同様とします。）にしたことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「純粋使用不能損害」といいます。）に対して、この特約に従って、保険金を支払います。

### 第2条（保険金を支払わない場合 - その1）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する財物を使用不能にした（滅失、破損もしくは汚損したことによって使用不能にした場合を含みます。以下同様とします。）ことによって生じた賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合 - その2）②に規定する「被保険者が所有、使用または管理する財物」
- ② 生産物特別約款第1条（保険金を支払う場合）に規定する生産物または仕事の目的物

### 第3条（保険金を支払わない場合 - その2）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によってなされた契約の履行遅滞その他の債務不履行に起因して発生した純粋使用不能損害に対しては、保険金を支払いません。

#### 第4条（保険金を支払わない場合 - その3）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 生産物または仕事の結果が所期の効能または性能を発揮しなかったことに起因して、他人の財物を使用不能にしたことによって生じた賠償責任。ただし、生産物または仕事の結果に生じた機械的、電気的またはこれらに類似の物理的かつ偶然な事故の結果として効能または性能が発揮されなかったことに起因する場合を除きます。
- ② 生産物または仕事の結果が成分、原材料または部品等として使用された（生産物または仕事の結果が、特定の製品の梱包またはコーティングを目的として製造または販売された場合であって、その目的のとおり使用されたときを含みます。）財物を使用不能にしたことに起因する賠償責任
- ③ 生産物が製造機械等（工作機械、製造機械、加工機械、生産ライン等、財物を製造する装置をいいます。以下同様とします。）もしくはその部品である場合または仕事の結果が製造機械等の据付、修理、調整等である場合に、製造機械等により製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された財物を使用不能にしたことに起因する賠償責任

#### 第5条（支払保険金の計算）

- (1) 当社がこの特約により支払う保険金の額は、普通保険約款第4条（支払保険金の範囲）に規定する損害賠償金および同第6条（費用）(1)に規定する費用の合計額について、1回の事故および保険期間中につき500万円を限度とします。
- (2) 当社がこの特約により保険金を支払う場合には、1回の事故について保険証券に記載されたこの特約が適用される特別約款の財物損壊の免責金額を適用します。

#### 第6条（読替規定）

この特約については、普通保険約款およびこの特約が適用される特別約款ならびにこの保険契約に適用される他の特約の規定中「損壊」とあるのは「使用不能」と、「滅失、破損もしくは汚損」とあるのは「滅失、破損、汚損または使用不能」と読み替えて適用します。

#### 第7条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの特約が適用される特別約款ならびにこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

### ⑫ 対人・対物共通支払限度額（CSL）特約

当社が賠償責任保険普通保険約款（事業用）（以下「普通保険約款」といいます。）第5条（支払保険金の計算）により保険金を支払うべき金額は、普通保険約款第6条（費用）(2)および(3)の費用を除き、1回の事故について身体の障害に起因する損害と財物の損壊に起因する損害とを合算して保険証券記載の支払限度額を限度とします。

### ⑬ 縮小てん補特約

当会社は、賠償責任保険普通保険約款（事業用）（以下「普通保険約款」といいます。）第5条（支払保険金の計算）の規定にかかわらず、1回の事故について、普通保険約款第6条（費用）(2)および(3)の費用を除き、損害の額が保険証券に記載された免責金額を超過する場合に限り、その超過額に保険証券記載の縮小てん補割合を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とします。）のみを保険金として支払います。

## ⑭ 費用内枠払い特約

当社は、賠償責任保険普通保険約款（事業用）（以下「普通保険約款」といいます。）第5条（支払保険金の計算）ならびに普通保険約款第6条（費用）(2)および(3)の規定にかかわらず、普通保険約款第4条（支払保険金の範囲）に規定する賠償債務の弁済としての支出および普通保険約款第6条に規定する費用の合算額が保険証券に記載された免責金額を超過した場合に限り、その超過額のみを保険証券記載の支払限度額を限度として支払います。

## ⑮ 保険料精算省略特約

### 第1条（保険料算出の基礎）

(1) 賠償責任保険普通保険約款（事業用）（以下「普通保険約款」といいます。）第20条（保険料の精算）(4)の規定にかかわらず、この保険契約において保険料を定めるために用いる「賃金」「入場者」「領収金」および「売上高」とは、それぞれ次に定めるところによります。

#### ① 賃金

保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（1年間）等において、保険証券にその名称または氏名が記載されている被保険者（以下「記名被保険者」といいます。）が保険証券記載の業務に従事するすべての使用人に対して労働の対価として支払った金銭および物の総額をいい、その名称がいかなる場合であっても問いません。

#### ② 入場者

保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（1年間）等において、有料、無料を問わず保険証券記載の施設に入場した人の総人員をいいます。ただし、記名被保険者と同居する親族および記名被保険者の業務に従事する使用人を除きます。

#### ③ 領収金

保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（1年間）等において、保険証券記載の業務によって記名被保険者が領収した税込金銭の総額をいいます。

#### ④ 売上高

保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（1年間）等において、記名被保険者が販売したすべての商品の税込対価の総額をいいます。

(2) 当社は、この保険契約の保険料が(1)に掲げるもの以外の金額または数量に対する割合によって定められる場合においては、(1)に準じて、保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（1年間）等におけるその金額または数量を、保険料を定めるために用います。

### 第2条（保険料精算の省略）

当社は、普通保険約款第20条（保険料の精算）(1)および(3)ならびにこの保険契約に適用される特別約款または特約の保険料の精算の規定を適用しません。ただし、普通保険約款第21条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）(1)の規定により保険料を返還または請求した場合、この保険契約の無効または失効の場合、ならびにこの保険契約が解除された場合を除きます。

### 第3条（支払保険金計算の特則）

当社は、保険金を支払う場合において、保険契約者または記名被保険者が申告した賃金、入場者、領収金または売上金および第1条（保険料算出の基礎）(2)に規定する金額もしくは数量が、実際の金額または数量に不足していた場合は、その不足する割合により、削減して保険金を支払います。

#### 第4条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款およびこの特約が付帯される特別約款ならびにこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

### ⑩ 保険料分割払特約

#### <用語の説明―定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれの定義によります。

| 用 語       | 定 義                                                                                                        |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 分割保険料     | 保険料を保険証券記載の回数に分割した金額であって、保険証券に記載された金額をいいます。                                                                |
| 保険料払込期日   | 保険契約者が分割保険料を当会社に払い込む期日(注)であって、保険証券記載の払込期日をいいます。<br>(注) 保険料の払込方法が口座振替による場合は、提携金融機関ごとに当会社の定める期日とします。         |
| 指定口座      | 保険契約者が保険料を口座振替の方法により払い込むために指定する口座(注)をいいます。<br>(注) 提携金融機関に設定した口座とします。                                       |
| 提携金融機関    | 当会社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。                                                                          |
| 追加保険料払込期日 | 保険契約者が追加保険料を当会社に払い込む期日(注)であって、変更手続き完了のお知らせ記載の払込期日をいいます。<br>(注) 保険料の払込方法が口座振替による場合は、提携金融機関ごとに当会社の定める期日とします。 |
| 普通保険約款    | 賠償責任保険普通保険約款（個人用）または賠償責任保険普通保険約款（事業用）をいいます。                                                                |
| 分割追加保険料   | 追加保険料を変更手続き完了のお知らせ記載の回数に分割した金額であって、変更手続き完了のお知らせに記載された金額をいいます。                                              |

#### 第1条（保険料の分割払）

当会社は、この特約により、保険契約者が保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

#### 第2条（分割保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は、分割保険料を下表のとおり払い込むものとします。

| 区 分            | 払込方法                      |
|----------------|---------------------------|
| ① 第1回分割保険料     | 保険契約締結と同時に当会社に払い込むものとします。 |
| ② 第2回目以降の分割保険料 | 保険料払込期日までに払い込むものとします。     |

- (2) 第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会社は、保険料払込期日にその分割保険料の払込みがあったものとみなします。
- (3) 第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、保険契約者が第2回分割保険料を払い込むべき保険料払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、当会社は、第3回分割保険料の保険料払込期日を第2回分割保険料の保険料払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

### 第3条（分割保険料領収前の事故）

- (1) 保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条(1)の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
  - (2) 当会社は、保険契約者が第2回目以降の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、その保険料払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
  - (3) 保険契約者が(2)の第2回目以降の分割保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合には、当会社は、「保険料払込期日の属する月の翌月末」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当会社は保険料払込期日の属する月の翌々々までの分割保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険契約者がこの規定（注）を既に適用しているときは、払込期日到来前の分割保険料の全額を一時に請求できるものとします。
- (注) 第5条（追加保険料領収前の事故）(3)の規定ならびにこの保険契約に付帯される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌月末」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替える規定を含みます。

### 第4条（追加保険料の払込み）

- (1) 訂正の申出の承認または通知すべき事項等の通知を受領した場合において、当会社が追加保険料を請求したときは、下表のとおりとします。

| 区 分                                                                                                                                        | 追加保険料の払込み                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| ① 賠償責任保険普通保険約款（個人用）第19条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）(1)および(2)または賠償責任保険普通保険約款（事業用）第21条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）(1)および(2)に定めるところに従い請求した追加保険料 | 当会社が請求した日にその全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。 |
| ② 賠償責任保険普通保険約款（個人用）第19条(6)③または賠償責任保険普通保険約款（事業用）第2章基本条項第21条(6)に定めるところに従い請求した追加保険料                                                           |                                      |

- (2) (1)の規定にかかわらず、当会社は、保険契約者が(1)の追加保険料を変更手続き完了のお知らせ記載の回数および金額に分割して、下表のとおり払い込むことを承認します。

| 区 分              | 追加保険料の払込み                 |
|------------------|---------------------------|
| ① 第1回分割追加保険料     | 当会社が請求した日に当会社に払い込むものとします。 |
| ② 第2回目以降の分割追加保険料 | 追加保険料払込期日までに払い込むものとします。   |

- (3) 第2回目以降の分割追加保険料の払込方法が口座振替による場合で、追加保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による分割追加保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会社は、追加保険料払込期日にその分割追加保険料の払込みがあったものとみなします。
- (4) 第2回目以降の分割追加保険料の払込方法が口座振替による場合で、保険契約者が第2回分割追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、第3

回分割追加保険料の追加保険料払込期日を第2回分割追加保険料の追加保険料払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

#### 第5条（追加保険料領収前の事故）

- (1) 当社は、保険契約者が前条(1)の追加保険料の払込みを怠った場合は、次のとおりとします。

| 追加保険料の区分                    | 事故の取扱い                                                                                      |
|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 前条(1)①の追加保険料の払込みを怠った場合（注） | 保険契約者に対する通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合、当社は、保険金を支払いません。また、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。 |
| ② 前条(1)②の追加保険料の払込みを怠った場合    | 追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に従い、保険金を支払います。                |

（注）当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限ります。

- (2) (1)①の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前（注）に発生した事故による損害または傷害については適用しません。  
（注）賠償責任保険普通保険約款（事業用）に付帯する場合は、第12条（通知義務）(1)の事実が発生した場合における、その事実が生じた時より前とします。

- (3) 前条(2)の定めるところにより、追加保険料が分割して払い込まれる場合は、次のとおりとします。

- ① 保険契約者が第1回分割追加保険料について、その払込みを怠った場合は、(1)および(2)の規定を適用します。  
② 当社は、保険契約者が第2回目以降の分割追加保険料について、保険契約者がその分割追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌月末までにその払い込みを怠った場合は、その追加保険料払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。  
③ 保険契約者が②の第2回目以降の分割追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当社が認めた場合には、当社は、「追加保険料払込期日の属する月の翌月末」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当社は追加保険料払込期日の属する月の翌々月までの分割保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険契約者がこの規定（注）を既に適用しているときは、追加保険料払込期日到来前の分割保険料の全額を一時に請求できるものとします。

- （注）第3条（分割保険料領収前の事故）(3)の規定ならびにこの保険契約に付帯される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌月末」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替る規定を含みます。

#### 第6条（解除—分割保険料不払の場合）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険料払込期日（注1）の属する月の翌月末までに、その保険料払込期日（注1）に払い込まれるべき分割保険料（注2）の払込みがない場合  
(2) 保険料払込期日（注1）までに、その保険料払込期日（注1）に払い込まれるべき分割保険料（注2）の払込みがなく、かつ、次回保険料払込期日（注3）において、次回保険料払込期日（注3）に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合  
（注1）第4条（追加保険料の払込み）(2)の規定により、追加保険料が分割して払い込まれる場合は、追加保険料払込期日を含みます。  
（注2）第4条(2)の規定により、追加保険料が分割して払い込まれる場合は、分割追加保険料を含み

ます。

- (注3) 払い込まれるべき分割保険料(注2)の払込みのなかった保険料払込期日の翌月の保険料払込期日をいいます。
- (2) (1)の解除は、保険契約者に対する書面により解除の通知をし、解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。
- ① (1)①による解除の場合は、その分割保険料(注1)を払い込むべき保険料払込期日(注2)または保険期間の末日のいずれか早い日
- ② (1)②による解除の場合は、次回保険料払込期日(注3)または保険期間の末日のいずれか早い日
- (注1) 第4条(追加保険料の払込み)(2)の規定により、追加保険料が分割して払い込まれる場合は、分割追加保険料を含みます。
- (注2) 第4条(2)の規定により、追加保険料が分割して払い込まれる場合は、追加保険料払込期日を含みます。
- (注3) 払い込まれるべき分割保険料(注1)の払込みのなかった保険料払込期日の翌月の払込期日をいいます。

## 第7条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款およびこの特約が付帯される特別約款ならびにこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します

## ⑰ 初回保険料の口座振替に関する特約

### <用語の説明－定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれの定義によります。

| 用 語         | 説 明                                                                                                                 |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 初回保険料       | 保険料を一時に払い込む場合は、この保険契約に定められた総保険料をいい、保険料を分割して払い込む場合は、第1回目に払い込むべき分割保険料をいいます。                                           |
| 指定口座        | 保険契約者が保険料を口座振替の方法により払い込むために指定する口座(注)をいいます。<br>(注) 提携金融機関に設定した口座とします。                                                |
| 提携金融機関      | 当会社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。                                                                                   |
| 初回保険料払込期日   | 当会社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。<br>保険契約者が初回保険料を当会社に払い込む期日(注)であって、保険証券記載の払込期日をいいます。<br>(注) 提携金融機関ごとに当会社の定める期日とします。 |
| 保険料分割払特約    | この保険契約に付帯された保険料分割払特約または保険料分割払特約(団体用)をいいます。                                                                          |
| 普通保険約款      | 賠償責任保険普通保険約款(個人用)または賠償責任保険普通保険約款(事業用)をいいます。                                                                         |
| 初回追加保険料     | 追加保険料を一時に払い込む場合は、当会社が請求した追加保険料の総額をいい、追加保険料を分割して払い込む場合は、第1回目に払い込むべき分割追加保険料をいいます。                                     |
| 初回追加保険料払込期日 | 保険契約者が初回追加保険料を当会社に払い込む期日(注)であって、保険期間の初日に属する月の翌月の変更手続き完了のお知らせ記載の払込期日をいいます。<br>(注) 提携金融機関ごとに当会社の定める期日とします。            |

## 第1条（この特約の適用条件）

- (1) この特約は、保険契約締結の際に、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ初回保険料を口座振替の方法により払い込むことについての合意がある場合に適用されます。
- (2) この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合に適用します。
  - ① 指定口座が、提携金融機関に設定されていること。
  - ② この保険契約の締結および保険契約者から当会社への損害保険料口座振替依頼書の提出が、保険期間の初日の属する月の前月末日までになされていること。

## 第2条（初回保険料の払込方法）

- (1) 初回保険料の払込みは、初回保険料払込期日に指定口座から当会社の口座に振り替えることによって行うものとします。
  - (2) 初回保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、初回保険料払込期日に払込みがあったものとみなします。
  - (3) 保険契約者は、初回保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。
  - (4) 保険契約者が初回保険料を払い込むべき初回保険料払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合には、当会社は、初回保険料払込期日の属する月の翌月の応当日（注）を初回保険料払込期日とみなしてこの特約および保険料分割払特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。
- （注）提携金融機関の休業日に該当する場合には、その休業日の翌営業日とします。

## 第3条（初回保険料の払込みがない場合）

- (1) 初回保険料払込期日に初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回保険料を初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までに初回保険料を払い込んだ場合には、初回保険料払込み前の事故による損害または傷害に対しては、この特約が付帯された普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- (3) 保険契約者が初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに初回保険料の払込みを怠った場合において、その払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めたときには、当会社は、「初回保険料払込期日の属する月の翌月末」を「初回保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当会社は払込期日の属する月の翌々月までの分割保険料をあわせて請求できるものとします。

## 第4条（追加保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者または被保険者が、この保険契約締結の後、保険期間が始まる時までに、書面により訂正の申出または通知事項等の通知を行い、当会社がこれを承認または受領する場合において、賠償責任保険普通保険約款（個人用）第19条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(1)、(2)および(6)、賠償責任保険普通保険約款（事業用）第21条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(1)、(2)および(6)または普通保険約款に付帯される他の特約の規定に定める初回追加保険料を請求したときは、その初回追加保険料の払込みは、初回追加保険料払込期日に指定口座から当会社の口座に振り替えることによって行うものとします。
- (2) 初回追加保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による初回追加保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、初回追加保険料払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (3) 保険契約者は、初回追加保険料払込期日の前日までに、初回追加保険料相当額を指定口座に預

け入れておかなければなりません。

- (4) 初回追加保険料を払い込むべき初回追加保険料払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、当会社は、初回追加保険料払込期日の属する月の翌月の応当日（注）を初回追加保険料払込期日とみなしてこの特約および保険料分割払特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

（注）提携金融機関の休業日に該当する場合には、その休業日の翌営業日とします。

- (5) 保険契約者は、賠償責任保険普通保険約款（個人用）第 19 条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(6)または賠償責任保険普通保険約款（事業用）第 21 条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(6)に定める通知については、保険契約者または被保険者に正当な理由があり、かつ、当会社が認める場合を除いてこれを撤回することはできません。

## 第5条（初回追加保険料の払込みがない場合）

- (1) 初回追加保険料払込期日に初回追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者は初回追加保険料を初回追加保険料払込期日の属する月の翌月末までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が初回追加保険料払込期日の属する月の翌月末までに、初回追加保険料の払込みを怠った場合は、次のとおりとします。

| 追加保険料の区分                                                                                                                                    | 事故の取扱い                                                                                                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 賠償責任保険普通保険約款（個人用）第 19 条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)および(2)または賠償責任保険普通保険約款（事業用）第 21 条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)および(2)の追加保険料の払込みを怠った場合 | 第 7 条（解除－初回保険料不払の場合）(1)②の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。 |
| ② 賠償責任保険普通保険約款（個人用）第 19 条(6)または賠償責任保険普通保険約款（事業用）第 21 条(6)追加保険料の払込みを怠った場合                                                                    | 初回追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に従い、保険金を支払います。                           |

- (3) (1)①の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前（注）に発生した事故による損害または傷害については適用しません。

（注）賠償責任保険普通保険約款（事業用）に付帯する場合は、第 12 条（通知義務）(1)の事実が発生した場合における、その事実が生じた時より前とします。

- (4) 保険契約者が(2)の初回追加保険料の払い込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合には、当会社は「初回追加保険料払込期日の属する月の翌月末」を「初回追加保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当会社は追加保険料払込期日の属する月の翌々月までの分割追加保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険契約者がこの規定（注）を既に適用しているときは、追加保険料払込期日到来前の分割追加保険料の全額を一時に請求できるものとします。

- （注）第 3 条（初回保険料の払込みがない場合）(3)の規定ならびにこの保険契約に付帯される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌月末」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替える規定を含みます。

## 第6条（初回保険料払込み前の事故）

- (1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が、初回保険料（注）払込み前の事故による損害または傷害に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回保険料（注）を当会社に払い込まなければなりません。
- （注）第4条（追加保険料の払込方法）の規定により、追加保険料が払い込まれる場合は、初回追加保険料を含みます。
- (2) (1)の規定にかかわらず、事故の発生の日が初回保険料払込期日（注1）以前であり、保険契約者が、初回保険料（注2）を初回保険料払込期日（注1）に払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当会社が承認したときは、当会社は、初回保険料（注2）が払い込まれたものとしてその事故に対して保険金を支払います。
- （注1）第4条（追加保険料の払込方法）の規定により、追加保険料が払い込まれる場合は、初回追加保険料払込期日を含みます。
- （注2）第4条の規定により、追加保険料が払い込まれる場合は、初回追加保険料を含みます。
- (3) (2)の確約に反して保険契約者が初回保険料払込期日（注2）に払込みを怠り、かつ、払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、当会社は、既に支払った保険金の全額の返還を請求することができます。

## 第7条（解除－初回保険料不払の場合）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。
- ① 当会社は、初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに、初回保険料の払込みがない場合には、この保険契約を解除することができます。
  - ② 初回追加保険料払込期日の属する月の翌月末までに、初回追加保険料の払込みがない場合
- (2) 当会社は、(1)の解除を行う場合には保険契約者に対する書面によりその旨を通知します。この場合の解除は保険期間の初日から将来にむかってその効力を生じます。
- ① (1)①による解除の場合は、保険期間の初日
  - ② (1)②による解除の場合は、初回追加保険料払込期日の属する月の翌月末

## 第8条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約が付帯された普通保険約款、これに付帯された特別約款および特約の規定を準用します。

# ⑱ 共同保険に関する特約

## 第1条（独立責任）

この保険契約は、保険証券記載の保険会社（以下「引受保険会社」といいます。）による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

## 第2条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、全ての引受保険会社のために次に掲げる事項を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返戻
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る異動承認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等

- ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生のお知らせに係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他上記①から⑨の事務または業務に付随する事項

### 第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条に掲げる事項は、全ての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

### 第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

## ⑲ テロ危険等不担保特約

### 第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、この特約が付帯された普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）およびすべての付帯特約の規定にかかわらず、直接であると間接であるとかかわらず、次に掲げる事由によってもしくはその事由の結果として生じた損失、損害または費用に対しては保険金を支払いません。

- ① テロ行為（政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものが、当該主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。）
- ② 生化学物質による汚損・損傷・破壊
- ③ 情報（プログラム、ソフトウェアおよびデータ）のみに生じた損害

### 第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

## ⑳ サイバー攻撃等不担保特約

### 第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、賠償責任保険普通約款（事業用）第1条（保険金を支払う場合）および付帯された特別約款ならびに他の特約の規定にかかわらず、直接であると間接であるとを問わず、サイバーインシデントに起因する損害、損失または費用に対しては、保険金を支払いません。ただし、サイバー攻撃に起因しない損害、損失または費用に対しては、この規定は適用しません。

### 第2条（用語の定義）

この特約において、使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

#### ① サイバーインシデント

次の事象をいいます。

ア．サイバー攻撃により生じた事象

イ．サイバー攻撃以外の事由により生じた次の事象

（ア）不測の事由により生じた、ソフトウェアまたは磁気的もしくは光学的に記録されたデータの滅失、破損、書換え、消失または流出

（イ）不測の事由により生じた、コンピュータシステムへのアクセスの制限

（ウ）不測の事由により生じた、コンピュータシステムの機能の停止、誤作動または不具合。  
ただし、アおよびイを除きます。

（エ）コンピュータシステムの誤った処理、使用または操作により生じた事象。ただし、アからウまでを除きます。

② サイバー攻撃

コンピュータシステムへのアクセスまたはコンピュータシステムの処理、使用もしくは操作に関連する不正な行為または犯罪行為を指し、以下のものを含みます。

ア. 正当な使用権限を有さない者による、不正アクセス

イ. コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為

ウ. マルウェアなどの不正なソフトウェアの送付または第三者にインストールさせる行為

エ. コンピュータシステムで管理される電子データの改ざんまたは不正に情報を入手する行為

③ コンピュータシステム

情報の処理および通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備ならびにこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものの全部または一部をいい、通信用回線、周辺機器、ソフトウェア、電子データや、クラウド等のサービスにより利用されるものを含みます。

**第3条（準用規定）**

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款ならびにこれに付帯された施設所有（管理）者特別約款、請負業者特別約款、生産物特別約款、受託者特別約款、店舗特別約款、旅館特別約款、自動車管理者特別約款、警備業者特別約款、LP ガス業者特別約款およびクリーニング業者特別約款の規定を準用します。

## Ⅵ 保険証券面の表示等について

| 番号                   | 特 約                               | 掲載頁 | 保険証券表示内容           | 備考(対象となる特別約款・契約内容等)        |
|----------------------|-----------------------------------|-----|--------------------|----------------------------|
| <b>施設所有(管理)者特別約款</b> |                                   |     |                    |                            |
|                      | 施設所有(管理)者特別約款                     | 27  | 施設管理者              | —                          |
| ①                    | 漏水補償特約(施設用)                       | 27  | 漏水補償               | —                          |
| ②                    | LPガス販売業務不担保特約(施設用)                | 27  | LPガス販売業務不担保特約(施設用) | 施設所有(管理)者特別約款に自動的にセットされます。 |
| ③                    | 油濁損害不担保特約                         | 28  | 油濁損害不担保特約          | 施設所有(管理)者特別約款に自動的にセットされます。 |
| ④                    | 海洋生物損害不担保特約                       | 28  | 海洋生物損害不担保特約        | 施設所有(管理)者特別約款に自動的にセットされます。 |
| ⑤                    | システム等管理運営受託特約                     | 28  | システム等管理運営受託特約      | —                          |
| ⑥                    | ヨット・モーターボート特約                     | 30  | ヨット・モーターボート特約      | —                          |
| ⑦                    | ゴルフカート特約                          | 31  | ゴルフカート特約           | —                          |
| ⑧                    | ゴルフカート搭乗者の傷害見舞費用補償特約(死亡・後遺障害のみ補償) | 32  | ゴルフカート搭乗者見舞費用補償    | —                          |
| <b>昇降機特別約款</b>       |                                   |     |                    |                            |
|                      | 昇降機特別約款                           | 38  | 昇降機                | —                          |
| <b>請負業者特別約款</b>      |                                   |     |                    |                            |
|                      | 請負業者特別約款                          | 38  | 請負                 | —                          |
| ①                    | 漏水補償特約(請負用)                       | 39  | 漏水補償               | —                          |
| ②                    | LPガス販売業務不担保特約(請負用)                | 39  | LPガス販売業務不担保特約(請負用) | 請負業者特別約款に自動的にセットされます。      |
| ③                    | 地下埋設物損壊不担保特約                      | 40  | 地下埋設物損壊不担保         | —                          |
| ④                    | 工事場内建設用工作車危険補償特約                  | 40  | 工事内建設用工作車危険補償特約    | 請負業者特別約款に自動的にセットされます。      |
| ⑤                    | 管理財物の範囲に関する特約                     | 42  | 管理財物の範囲に関する特約      | 請負業者特別約款に自動的にセットされます。      |
| ⑥                    | 管理財物補償特約(請負用)                     | 42  | 管理財物補償             | —                          |

| 番号                  | 特 約                       | 掲載頁 | 保険証券表示内容            | 備考(対象となる特別約款・契約内容等)  |
|---------------------|---------------------------|-----|---------------------|----------------------|
| ⑦                   | 借用・支給・受託物損壊補償特約(請負用)      | 43  | 借用・支給・受託物損壊補償特約     | —                    |
| ⑧                   | 地盤崩壊危険補償特約(標準補償)(請負用)     | 45  | 地盤崩壊危険補償特約(標準)      | —                    |
| ⑨                   | 地盤崩壊危険補償特約(ワイド補償)(請負用)    | 46  | 地盤崩壊危険補償特約(ワイド)     | —                    |
| ⑩                   | 地盤崩壊危険補償特約(ワイドプラス補償)(請負用) | 48  | 地盤崩壊危険補償特約(ワイドプラス)  | —                    |
| <b>生産物特別約款</b>      |                           |     |                     |                      |
|                     | 生産物特別約款                   | 49  | 生産物                 | —                    |
| ①                   | L P ガス販売業務不担保特約(生産物用)     | 49  | LPガス販売業務不担保特約(生産物用) | 生産物特別約款に自動的にセットされます。 |
| ②                   | エンジン焼付損害縮小てん補特約           | 49  | エンジン焼付縮小てん補(1/2てん補) | —                    |
| ③                   | 中小企業生産物特約(A)              | 50  | 中小企業生産物(A)          | —                    |
| ④                   | 中小企業生産物特約(B)              | 53  | 中小企業生産物(B)          | —                    |
| ⑤                   | 生産物特別約款追加特約               | 57  | 生産物特別約款追加特約         | 生産物特別約款に自動的にセットされます。 |
| ⑥                   | 効能不発揮損害不担保特約              | 58  | 効能不発揮損害不担保特約        | 生産物特別約款に自動的にセットされます。 |
| ⑦                   | エンジン焼付損害不担保特約             | 58  | エンジン焼付不担保           | —                    |
| ⑧                   | 生産物・仕事の目的物損害補償特約(生産物用)    | 58  | 生産物仕事の目的物損害補償特約     | —                    |
| <b>店舗特別約款</b>       |                           |     |                     |                      |
|                     | 店舗特別約款                    | 59  | 店舗                  | —                    |
|                     | 受託財物補償特約                  | 59  | 受託財物補償              | —                    |
| <b>L P ガス業者特別約款</b> |                           |     |                     |                      |
|                     | L P ガス業者特別約款              | 60  | L P ガス              | —                    |
| ①                   | 施設賠償責任のみ補償特約              | 63  | 施設賠償責任のみ補償          | —                    |

| 番号                | 特 約                        | 掲載頁 | 保険証券表示内容          | 備考(対象となる特別約款・契約内容等)                            |
|-------------------|----------------------------|-----|-------------------|------------------------------------------------|
| ②                 | 生産物賠償責任のみ補償特約              | 63  | 生産物賠償責任のみ補償       | —                                              |
| ③                 | 生産物賠償支払限度額別建特約             | 64  | 生産物賠償支払限度額別建特約    | —                                              |
| ④                 | L P ガススタンド特約               | 64  | L P ガススタンド特約      | L P ガス業者特別約款に自動的にセットされます。                      |
| ⑤                 | 超過損害額てん補特約                 | 65  | 超過損害額支払特約         | —                                              |
| <b>旅館特別約款</b>     |                            |     |                   |                                                |
|                   | 旅館特別約款                     | 65  | 旅館                | —                                              |
| <b>受託者特別約款</b>    |                            |     |                   |                                                |
|                   | 受託者特別約款                    | 68  | 受託者               | —                                              |
| ①                 | 漏水補償特約(受託者用)               | 68  | 漏水補償              | —                                              |
| ②                 | 受託者特別約款追加特約                | 69  | 受託者特別約款追加特約       | 受託者特別約款に自動的にセットされます。                           |
| ③                 | 騒擾 <sup>じょう</sup> 危険等不担保特約 | 69  | 騒じょう危険等不担保        | —                                              |
| ④                 | 屋外管理貨物水濡れ損害不担保特約           | 69  | 屋外管理貨物水濡れ不担保      | —                                              |
| ⑤                 | 温度変化による損害不担保特約             | 69  | 温度変化による損害不担保      | —                                              |
| ⑥                 | 電氣的・機械的事故不担保特約             | 69  | 電氣的・機械的事故不担保      | —                                              |
| <b>自動車管理者特別約款</b> |                            |     |                   |                                                |
|                   | 自動車管理者特別約款                 | 69  | 自動車管理者            | —                                              |
| ①                 | 下請負人再寄託中補償特約               | 71  | 下請負人再寄託中補償        | —                                              |
| ②                 | 使用不能損害補償特約                 | 71  | 使用不能損害補償          | —                                              |
| ③                 | 被害自動車1台あたり支払限度額設定特約        | 72  | 被害自動車1台あたり支払限度額設定 | 自動車管理者特別約款に「使用不能損害補償特約」がセットされたご契約に自動的にセットされます。 |

| 番号                  | 特 約                                  | 掲載頁 | 保険証券表示内容                 | 備考(対象となる特別約款・契約内容等)                            |
|---------------------|--------------------------------------|-----|--------------------------|------------------------------------------------|
| ④                   | 騒 <sup>じょう</sup> 擾危険等不担保特約<br>(管理者用) | 72  | 騒 <sup>じょう</sup> 擾危険等不担保 | —                                              |
| ⑤                   | 免責日数設定特約                             | 72  | 免責日数設定                   | 自動車管理者特別約款に「使用不能損害補償特約」がセットされたご契約に自動的にセットされます。 |
| <b>クリーニング業者特別約款</b> |                                      |     |                          |                                                |
| /                   | クリーニング業者特別約款                         | 73  | クリーニング                   | —                                              |
| ①                   | クリーニング業者漏水危険補償特約                     | 74  | クリーニング業者漏水危険補償特約         | —                                              |
| ②                   | 洗たく物紛失・誤配危険補償特約                      | 75  | 洗たく物紛失・誤配危険補償            | —                                              |
| <b>白蟻防除業者特別約款</b>   |                                      |     |                          |                                                |
| /                   | 白蟻防除業者特別約款                           | 75  | 白蟻                       | —                                              |
| /                   | 白蟻損害縮小てん補特約                          | 76  | 白蟻損害縮小てん補                | —                                              |
| <b>油濁特別約款</b>       |                                      |     |                          |                                                |
| /                   | 油濁特別約款                               | 76  | 油濁                       | —                                              |
| /                   | 油濁超過損害額支払特約                          | 77  | 油濁超過損害額支払特約              | —                                              |
| <b>警備業者特別約款</b>     |                                      |     |                          |                                                |
| /                   | 警備業者特別約款                             | 78  | 警備業者特別約款                 | —                                              |
| ①                   | 運送業務補償特約(警備業者特別約款用)                  | 79  | 運送業務補償特約                 | —                                              |
| ②                   | 現金・貴重品補償特約(警備業者特別約款用)                | 79  | 現金・貴重品補償特約               | —                                              |
| ③                   | 危険物補償特約(警備業者特別約款用)                   | 80  | 危険物補償特約                  | —                                              |
| ④                   | 労働争議補償特約(警備業者特別約款用)                  | 81  | 労働争議補償特約                 | —                                              |
| ⑤                   | 見舞費用補償特約(警備業者特別約款用)                  | 81  | 見舞費用補償特約                 | —                                              |

| 番号                | 特 約                       | 掲載頁 | 保険証券表示内容          | 備考(対象となる特別約款・契約内容等)                   |
|-------------------|---------------------------|-----|-------------------|---------------------------------------|
| ⑥                 | 対人・対物共通支払限度額特約(警備業者特別約款用) | 85  | 対人・対物共通支払限度額特約    | —                                     |
| <b>遊漁船業者特別約款</b>  |                           |     |                   |                                       |
|                   | 遊漁船業者特別約款                 | 85  | 遊漁船業者特別約款         | —                                     |
| ①                 | 遊漁船利用者運送中賠償責任のみ補償特約       | 92  | 遊漁船利用者運送中賠償のみ補償特約 | —                                     |
| ②                 | 搜索救助費用等不担保特約              | 92  | 搜索救助費用等不担保特約      | —                                     |
| ③                 | 傷害見舞費用不担保特約               | 92  | 傷害見舞費用不担保特約       | —                                     |
| <b>遊漁船利用者特別約款</b> |                           |     |                   |                                       |
|                   | 遊漁船利用者特別約款                | 93  | 遊漁船利用者特別約款        | —                                     |
| ①                 | 賠償責任不担保特約                 | 105 | 賠償責任不担保特約         | —                                     |
| ②                 | 傷害不担保特約                   | 105 | 傷害不担保特約           | —                                     |
| ③                 | 通院保険金不担保特約                | 106 | 通院保険金不担保特約        | —                                     |
| <b>その他特約</b>      |                           |     |                   |                                       |
| ①                 | 補償地域に関する特約                | 106 | 補償地域に関する特約        | 全てのご契約に自動的にセットされます。                   |
| ②                 | 原子力危険不担保特約                | 106 | 原子力危険不担保特約        | 全てのご契約に自動的にセットされます。                   |
| ③                 | 専門的職業危険不担保特約              | 106 | 専門的職業危険不担保特約      | 全てのご契約に自動的にセットされます。                   |
| ④                 | 汚染危険不担保特約                 | 107 | 汚染危険不担保特約         | 全てのご契約に自動的にセットされます。                   |
| ⑤                 | 排水・排気に関する特約               | 107 | 排水・排気に関する特約       | 全てのご契約に自動的にセットされます。                   |
| ⑥                 | 石綿損害不担保特約                 | 107 | 石綿損害不担保特約         | 全てのご契約に自動的にセットされます。                   |
| ⑦                 | 食中毒・特定感染症利益補償特約           | 107 | 食中毒特定感染症利益補償      | 生産物特別約款または店舗特別約款および旅館特別約款に適用されます。     |
| ⑧                 | 塗装作業に関する特約                | 112 | 塗装作業に関する特約        | 施設所有(管理)者特別約款または請負業者特別約款に自動的にセットされます。 |

| 番号 | 特 約                   | 掲載頁 | 保険証券表示内容              | 備考(対象となる特別約款・契約内容等)                                         |
|----|-----------------------|-----|-----------------------|-------------------------------------------------------------|
| ⑨  | 共同被保険者特約              | 112 | 共同被保険者特約              | 全てのご契約に自動的にセットされます。                                         |
| ⑩  | 被保険者相互間交差責任補償特約       | 112 | 被保険者間交差責任補償           | —                                                           |
| ⑪  | 使用不能損害拡張補償特約          | 112 | 使用不能損害拡張補償特約          | 施設所有(管理)者特別約款、昇降機特別約款、請負業者特別約款または生産物特別約款に適用されます。            |
| ⑫  | 対人・対物共通支払限度額(C S L)特約 | 113 | 対人・対物共通支払限度額(C S L特約) | —                                                           |
| ⑬  | 縮小てん補特約               | 113 | 縮小てん補                 | —                                                           |
| ⑭  | 費用内枠払い特約              | 114 | 費用内枠払                 | —                                                           |
| ⑮  | 保険料精算省略特約             | 114 | 精算省略特約(賠償)            | —                                                           |
| ⑯  | 保険料分割払特約              | 115 | —                     | 払込方法欄に「●●回払」と記載がある場合または「口座振替●●回払」「直接集金●●回払」いずれかに「○」の記載がある場合 |
| ⑰  | 初回保険料の口座振替に関する特約      | 118 | —                     | —                                                           |
| ⑱  | 共同保険に関する特約            | 121 | —                     | 共保欄に「有」の記載がある場合                                             |
| ⑲  | テロ危険等不担保特約            | 122 | テロ危険等不担保              | —                                                           |
| ⑳  | サイバー攻撃等不担保特約          | 122 | サイバー攻撃等不担保特約          | 全てのご契約に自動的にセットされます。                                         |



この島の損保。



## 大同火災海上保険株式会社

【本 店】 〒900-8586 沖縄県那覇市久茂地1丁目12番1号

【ホームページアドレス】 <https://www.daidokasai.co.jp/>

※万が一の事故の際には、下記事故受付センターにご連絡ください。

 **0120-091-161** (通話料無料)  
FAX **098-863-5596**

※弊社の保険商品に関するお問い合わせ・ご相談などは、お客さま相談センターまでご連絡ください。

 **0120-671-071** (お客さま相談センター)

※ご不満・ご意見・ご要望については下記までご連絡ください。

 **0120-331-308** (お客さま相談センター)

受付時間: 平日の午前9:00～午後5:00 (土日・祝日および12/31～1/3を除きます。)

### 保険会社との間で問題を解決できない場合は

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

 **0570-022808** (通話料有料)

受付時間: 午前9:15～午後5:00 (土日・祝日、および12/30～1/4を除きます。)

※詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)